

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

条 例

ページ

○行政機関設置条例の一部を改正する条例

(人事課)

二

○行政機関設置条例等の一部を改正する条例

(人事課等)

二

○総合教育センター条例

(教育庁教職員課)

四

○職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(人事課)

五

○地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(職員厚生課等)

八

○県立学校条例の一部を改正する条例

(教育庁高校教育課)

九

○核燃料税条例

(税務課)

一〇

○宮城県県税条例の一部を改正する条例

(同)

一一

○事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(市町村課)

一二

○環境影響評価条例の一部を改正する条例

(環境対策課)

一二

○指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例

(自然保護課)

一三

○社会福祉施設条例の一部を改正する条例

(保健福祉総務課)

一四

○保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例

(社会福祉課)

一四

○病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例

(医療整備課)

一六

○介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

(長寿社会政策課)

一七

○軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

(同)

二一

○養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

(同)

二三

○特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

(同)

二五

○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(同)

二九

○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(同)

四七

○指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

(同)

五〇

○指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

(同)

五一

○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(子育て支援課)

七一

○婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(同)

七八

○指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(障害福祉課)

七九

○指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(同)

八四

○指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(同)

八七

○指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(同)

九八

○障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(同)

一〇一

○地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例

(同)

一〇六

○福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

(同)

一〇七

○障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(同)

一〇八

○職業訓練に関する基準等を定める条例

(産業人材対策課)

一一〇

○職業能力開発学校条例の一部を改正する条例

(同)

一一一

○農業大学校条例の一部を改正する条例

(農業振興課)

一一二

○養ほう振興法施行条例の一部を改正する条例

(畜産課)

一一二

○県道の構造の技術的基準等を定める条例

(道路課)

一一二

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例

(都市計画課)

一二八

○県立都市公園条例の一部を改正する条例 (同) 一一八
 ○県営住宅条例の一部を改正する条例 (住 宅 課) 一二九

条 例

行政機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成二十四年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十九号
 行政機関設置条例の一部を改正する条例

行政機関設置条例(昭和三十三年宮城県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項の表及び第七条の表宮城県中央児童相談所の項中

「仙台市」を

「名取市」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

行政機関設置条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十号

行政機関設置条例等の一部を改正する条例

(行政機関設置条例の一部改正)

第一条 行政機関設置条例(昭和三十三年宮城県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二項の表宮城県仙台塩釜港湾事務所の項中「及び松島港」を「(石巻港区を除く。)(」に改め、同表宮城県石巻港湾事務所の項中「石巻港」を「仙台塩釜港(石巻港区に限る。)(」に改める。

(港湾施設等管理条例の一部改正)

第二条 港湾施設等管理条例(昭和三十八年宮城県条例第四号)の一部を次のように改正する。
 別表第一第一号を次のように改める。

一 仙台塩釜港
 イ 仙台港区、塩釜港区及び石巻港区

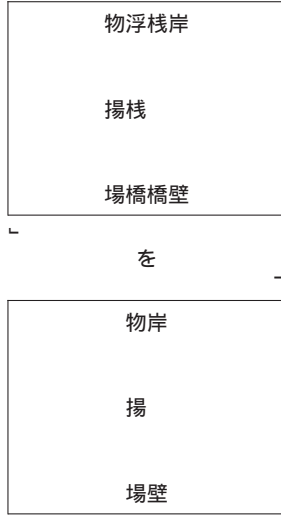
荷さばき施設		係留施設		港湾施設等の種別	施設名	使用料
上	荷さばき地	レジャー用小型船舶物揚場	係留浮標(附属係船くいを含む)	岸壁	揚場	(一) 旅客船以外の船舶係留時間十二時間まで総トン数一トンにつき五円二五銭
屋		荷役機械		浮橋		(二) 係留時間十二時間を超え二十四時間まで総トン数一トンにつき七円
(一) 高砂埠頭に設置するもの	(一) 貨物搬入の日から起算して十五日まで	(一) ガンブリークレーン	総トン数五千トン以上二万トン未満	係留回数にかかわらず、一日総トン数一トンにつき		(三) 係留時間二十四時間を超えるときは、超過時間十二時間につき三円五〇銭
(二) 一日一平方メートルにつき	(二) 十六日以後	(二) 三十分につき	総トン数一萬トン以上			
(三) 一日一平方メートルにつき	(三) 甲地	(三) 五〇、〇〇〇円	外航船舶			
(四) 一日一平方メートルにつき	(四) 乙地	(四) 五〇〇〇円	外航船舶			
(五) 一日一平方メートルにつき	(五) 甲地	(五) 五〇〇〇円	外航船舶			
(六) 一日一平方メートルにつき	(六) 乙地	(六) 五〇〇〇円	外航船舶			
(七) 一日一平方メートルにつき	(七) 甲地	(七) 五〇〇〇円	外航船舶			
(八) 一日一平方メートルにつき	(八) 乙地	(八) 五〇〇〇円	外航船舶			
(九) 一日一平方メートルにつき	(九) 甲地	(九) 五〇〇〇円	外航船舶			
(十) 一日一平方メートルにつき	(十) 乙地	(十) 五〇〇〇円	外航船舶			
(十一) 一日一平方メートルにつき	(十一) 甲地	(十一) 五〇〇〇円	外航船舶			
(十二) 一日一平方メートルにつき	(十二) 乙地	(十二) 五〇〇〇円	外航船舶			
(十三) 一日一平方メートルにつき	(十三) 甲地	(十三) 五〇〇〇円	外航船舶			
(十四) 一日一平方メートルにつき	(十四) 乙地	(十四) 五〇〇〇円	外航船舶			
(十五) 一日一平方メートルにつき	(十五) 甲地	(十五) 五〇〇〇円	外航船舶			
(十六) 一日一平方メートルにつき	(十六) 乙地	(十六) 五〇〇〇円	外航船舶			
(十七) 一日一平方メートルにつき	(十七) 甲地	(十七) 五〇〇〇円	外航船舶			
(十八) 一日一平方メートルにつき	(十八) 乙地	(十八) 五〇〇〇円	外航船舶			
(十九) 一日一平方メートルにつき	(十九) 甲地	(十九) 五〇〇〇円	外航船舶			
(二十) 一日一平方メートルにつき	(二十) 乙地	(二十) 五〇〇〇円	外航船舶			
(二十一) 一日一平方メートルにつき	(二十一) 甲地	(二十一) 五〇〇〇円	外航船舶			
(二十二) 一日一平方メートルにつき	(二十二) 乙地	(二十二) 五〇〇〇円	外航船舶			
(二十三) 一日一平方メートルにつき	(二十三) 甲地	(二十三) 五〇〇〇円	外航船舶			
(二十四) 一日一平方メートルにつき	(二十四) 乙地	(二十四) 五〇〇〇円	外航船舶			
(二十五) 一日一平方メートルにつき	(二十五) 甲地	(二十五) 五〇〇〇円	外航船舶			
(二十六) 一日一平方メートルにつき	(二十六) 乙地	(二十六) 五〇〇〇円	外航船舶			
(二十七) 一日一平方メートルにつき	(二十七) 甲地	(二十七) 五〇〇〇円	外航船舶			
(二十八) 一日一平方メートルにつき	(二十八) 乙地	(二十八) 五〇〇〇円	外航船舶			
(二十九) 一日一平方メートルにつき	(二十九) 甲地	(二十九) 五〇〇〇円	外航船舶			
(三十) 一日一平方メートルにつき	(三十) 乙地	(三十) 五〇〇〇円	外航船舶			
(三十一) 一日一平方メートルにつき	(三十一) 甲地	(三十一) 五〇〇〇円	外航船舶			
(三十二) 一日一平方メートルにつき	(三十二) 乙地	(三十二) 五〇〇〇円	外航船舶			
(三十三) 一日一平方メートルにつき	(三十三) 甲地	(三十三) 五〇〇〇円	外航船舶			
(三十四) 一日一平方メートルにつき	(三十四) 乙地	(三十四) 五〇〇〇円	外航船舶			
(三十五) 一日一平方メートルにつき	(三十五) 甲地	(三十五) 五〇〇〇円	外航船舶			
(三十六) 一日一平方メートルにつき	(三十六) 乙地	(三十六) 五〇〇〇円	外航船舶			
(三十七) 一日一平方メートルにつき	(三十七) 甲地	(三十七) 五〇〇〇円	外航船舶			
(三十八) 一日一平方メートルにつき	(三十八) 乙地	(三十八) 五〇〇〇円	外航船舶			
(三十九) 一日一平方メートルにつき	(三十九) 甲地	(三十九) 五〇〇〇円	外航船舶			
(四十) 一日一平方メートルにつき	(四十) 乙地	(四十) 五〇〇〇円	外航船舶			
(四十一) 一日一平方メートルにつき	(四十一) 甲地	(四十一) 五〇〇〇円	外航船舶			
(四十二) 一日一平方メートルにつき	(四十二) 乙地	(四十二) 五〇〇〇円	外航船舶			
(四十三) 一日一平方メートルにつき	(四十三) 甲地	(四十三) 五〇〇〇円	外航船舶			
(四十四) 一日一平方メートルにつき	(四十四) 乙地	(四十四) 五〇〇〇円	外航船舶			
(四十五) 一日一平方メートルにつき	(四十五) 甲地	(四十五) 五〇〇〇円	外航船舶			
(四十六) 一日一平方メートルにつき	(四十六) 乙地	(四十六) 五〇〇〇円	外航船舶			
(四十七) 一日一平方メートルにつき	(四十七) 甲地	(四十七) 五〇〇〇円	外航船舶			
(四十八) 一日一平方メートルにつき	(四十八) 乙地	(四十八) 五〇〇〇円	外航船舶			
(四十九) 一日一平方メートルにつき	(四十九) 甲地	(四十九) 五〇〇〇円	外航船舶			
(五十) 一日一平方メートルにつき	(五十) 乙地	(五十) 五〇〇〇円	外航船舶			

備港 施湾 設環 境整	施船 設船 役務 用	保管 施設	くん蒸上屋						
			水面貯木場	野積場	電気設備	荷さばき業務用上屋	コンテナ上屋		
(一) 工作物を設置する場合 (1) 電柱類 一月一本につき (2) 鉄塔類 一月一平方メートルにつき	(一) 仮設工作物の設置 一日一平方メートルにつき (二) その他 一日一平方メートルにつき	(一) 基本料金 一立方メートルにつき、水道料金に二五〇円(定期的給水する定期旅客貨物船にあつては、一五〇円の四割に相当する金額以内で知事の定める額。以下この項において同じ。)を加算する額 (二) 割増料金 一立方メートルにつき、一五〇円の五割に相当する金額 (2) 深夜 一立方メートルにつき、一五〇円	一月一平方メートルにつき 一四円	(一) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために使用する場合 一日一平方メートルにつき (2) 仮設工作物の設置 一日一平方メートルにつき その他 一日一平方メートルにつき	(一) 貨物を搬入するために使用する場合 一日一平方メートルにつき (2) 十六日以後 一日一平方メートルにつき 特 地 甲 地 五 九 三 〇 〇 銭 乙 地 二 七 〇 〇 銭 丙 地 二 七 〇 〇 銭	(一) 高砂埠頭に設置する冷凍電源設備 一キロワットにつき (二) その他のもの 一キロワットにつき	一日一平方メートルにつき 四五円	(一) コンテナ修繕設備を有するもの 一日一平方メートルにつき (二) その他のもの 一日一平方メートルにつき	(1) 貨物搬入の日から起算して十五日まで 一日一平方メートルにつき 一八円 (2) 十六日以後 一日一平方メートルにつき 三二円

種別 施港 設湾 施設	施 設 名	使 用 料	口 松島港区	
			暫定係留施設	港地 湾施 設用
係留施設	物浮棧 揚棧 場橋橋	(一) 旅客船以外の船舶 係留時間十二時間まで総トン数一トンにつき 三円四五銭 (2) 係留時間十二時間を超え二十四時間まで総トン数一トンにつき 四円六〇銭 (3) 係留時間二十四時間を超えるときは、超過時間十二時間までごとに総トン数一トンにつき 二円三〇銭 (1) 旅客船 仙台塩釜港(松島港区を除く)の岸壁、棧橋、浮棧橋又は物揚場と併せて使用する場合 係留回数にかかわらず、一日総トン数一トンにつき 一円三五銭 (2) 係留回数にかかわらず、一日総トン数一トンにつき 二円七〇銭	(一) 係留の間隔が二・五メートル以上三・五メートル未満のもの 一月一画につき 三・七〇〇円 (二) 係留の間隔が三・五メートル以上四・五メートル未満のもの 一月一画につき 三・九〇〇円 (三) 係留の間隔が四・五メートル以上のもの 一月一画につき 四・一〇〇円	(3) 管類 一月一メートルにつき 八円 外径が〇・四メートル未満のもの 外径が〇・四メートル以上一メートル未満のもの 一七円 八円 (4) 外径が一メートル以上のもの 一七円 三六円 (5) 倉庫上屋 一月一平方メートルにつき 二二七円 六二円 (6) 架空工作物 一月一平方メートルにつき 四三三円 六八円 (7) 架空線 一月一メートルにつき 三円 (8) その他のもの 一月一平方メートルにつき 一八九円 八七円 (9) 駐車場の用に供する場合 一月一平方メートルにつき 二四九円 七五円

港灣施設用	
(一) 一月一メートルにつき 外径が〇・四メートル未満のもの 外径が〇・四メートル以上一メートル未満のもの 八 外径が一メートル以上のもの 一月表示面積一平方メートルにつき 二二七円 倉庫上屋 一月一平方メートルにつき 六二二円 架空工作物 一月一平方メートルにつき 六八八円 投影面積 一月一平方メートルにつき 三三〇円 一月一メートルにつき 八七円 その他のもの 一月一平方メートルにつき 二四九円 駐車場の用に供する場合 一月一平方メートルにつき 七五円 その他の場合 一月一平方メートルにつき	

別表第一第二号を削り、同表第三号中「地方港湾（女川港、気仙沼港、松島港、荻浜港、金華山港、雄勝港、御崎港、表浜港）」を「仙台塩釜港以外の港湾」に改め、同号の表係留施設の項中



に、「国際拠点港湾又は重要港湾」を

「仙台塩釜港（松島港区を除く。）」に改め、同号を別表第一第二号とする。
 （宮城県地方港湾審議会条例の一部改正）

第三条 宮城県地方港湾審議会条例（昭和四十九年宮城県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「重要港湾並びに」を削る。

第四条第二項中「若しくは重要港湾」を削る。

（入港料条例の一部改正）

第四条 入港料条例（昭和五十二年宮城県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「又は石巻港」を「松島港区を除く。以下同じ。」に改める。

第四条第二号及び第三号中「同一港湾」を「仙台塩釜港」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

総合教育センター条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十一号

総合教育センター条例

（趣旨）

第一条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十条及び第三十一条第二項の規定に基づき、総合教育センターの設置及び職員に關し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第二条 教育関係職員の研修、教育相談、教育に関する調査研究、情報教育に関する実習等を行うことにより、教育の振興を図るため、総合教育センターを設置する。

2 総合教育センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
宮城県総合教育センター	名取市

（職員）

第三条 総合教育センターに、事務職員、技術職員その他の必要な職員を置く。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

（教育研修所条例及び特別支援教育センター条例の廃止）

2 次に掲げる条例は、廃止する。

一 教育研修所条例（昭和四十三年宮城県条例第五号）

二 特別支援教育センター条例（平成三年宮城県条例第五号）

（高等学校入学者選抜審議会条例の一部改正）

3 高等学校入学者選抜審議会条例（昭和二十八年宮城県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第三条中「教育研修所」を「総合教育センター」に改める。

職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十二号

職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第一条 職員等の旅費に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第三条第六項中「本条」を「この条」に、「第四条第三項」を「次条第三項」に、「すでに」を「既に」に改め、同項第一号中「払いもどし」を「払戻し」に、「こえる」を「超える」に改め、同項第二号中「又は外国への旅行に伴う支度のため」及び「又は支度料」を削り、同項第三号中「外国への旅行に伴う外貨の買入又はこれに準ずる経費を支弁するため支払った金額」を「第三十五条第二項各号に掲げる料金等の額」に、「つける」を「受ける」に改める。

第六条第一項中「日当」を「旅行雑費」に、「支度料、旅行雑費」を「外国旅行雑費」に改め、同条第六項を次のように改める。

6 旅行雑費は、本邦内の旅行に伴う雑費について、当該旅行中の日数に応じた一日当たりの定額又は実費額により支給する。

第六条第十項中「ついで」の下に「当該移転のために当該移転後の住所又は居所以外の場所で宿泊を要した場合に」を加え、同条第十二項を削り、同条第十三項中「旅行雑費」を「外国旅行雑費」に、「実費額」を「当該出張中の日数に応じた一日当たりの定額又は実費額」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項を第十三項とし、第十五項を第十四項とし、第十六項を第十五項とする。

第九条第一項中「日当」を「旅行雑費」に改める。

第十一条中「日当」を「外国旅行雑費」に、「これらの旅費」を「宿泊料」に、「本条」を「この条」に改める。

第十九条第二項中「三十七円」を「三十二円」に改める。

第二十条の見出しを「(旅行雑費)」に改め、同条第一項中「日当の」を「旅行雑費の」に改め、同項ただし書中「日当は」を「旅行雑費は」に改め、同条第二項中「日当」を「旅行雑費」に改

め、同条に次の一項を加える。

3 前二項に定めるもののほか、旅行者が公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により当該旅行に伴い有料の道路又は駐車場の料金その他任命権者が知事に協議して定める料金を支払った場合には、旅行雑費として当該料金の実費額を支給することができる。

第二十四条中「別表第一の日当定額の五日分及び」を削り、「五夜」を「当該赴任に伴う住所又は居所の移転のために当該移転後の住所又は居所以外の場所で現に宿泊を要した夜数(その夜数が五夜を超える場合は、五夜)」に改める。

第二十五条第一項第一号イ中「日当」を「定額による旅行雑費」に改め、同号ハ中「日当」を「定額による旅行雑費」に、「こえる」を「超える」に改め、同項第二号中「こえる」を「超える」に改め、同項第三号中「日当」を「旅行雑費」に改める。

第二十七条第一項第四号イ中「三百七十円」を「三百二十円」に改め、同号ロ中「七百四十円」を「六百四十円」に改め、同項第六号中「次条第一項第二号」を「次条第一項ただし書」に改める。

第二十八条を次のように改める。

(在勤地以外の同一地域内旅行の旅費)

第二十八条 在勤地以外の同一地域内の旅行については、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は、支給しない。ただし、赴任を命ぜられた職員が、職員のための公設宿舎に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられ、住所又は居所を移転した場合には、別表第一の鉄道五十キロメートル未満の場合の移転料定額の三分の一に相当する額(扶養親族を随伴しない場合には、その二分の一に相当する額)の移転料を支給する。

2 前項ただし書の規定により移転料の額を計算する場合において、その額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第三十一条ただし書中「及び本邦を出発した日からの日当及び食卓料又は本邦に到着した日までの日当及び食卓料」を削り、「本章」を「この章」に改め、「による」の下に「ものとし、本邦を出発した日からの旅行又は本邦に到着した日までの旅行については本章に規定する定額による外国旅行雑費及び食卓料を支給し、前章に規定する定額による旅行雑費及び食卓料は支給しない」を加える。

第三十六条を削り、第三十五条の見出しを「(宿泊料及び食卓料)」に改め、同条第一項中「日当及び」を削り、同条を第三十六条とし、第三十四条の次に次の一条を加える。

(外国旅行雑費)

第三十五条 外国旅行雑費の額は、旅行先の区分に応じた別表第二の定額による。

2 前項に定めるもののほか、旅行者が次に掲げる料金等を支払った場合には、外国旅行雑費として当該料金等の実費額を支給することができる。

一 旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料、査証手数料、外貨交換手数料、入出国税その他これらに類するものとして任命権者が知事に協議して定めるもの

二 外国旅行に必要な物品の賃借料、外国旅行に係る損害保険及び傷害保険の保険料その他これらに類するものとして任命権者が知事に協議して定めるもの

第三十七条を次のように改める。

第三十七条 削除

第四十条第二号イ中「日当」を「定額による外国旅行雑費」に、「こえる」を「超える」に改める。

別表第一第一号の表を次のように改める。

一 旅行雑費、宿泊料及び食卓料

旅行雑費(県外の旅行一日につき)	宿泊料(一夜につき)	食卓料(一夜につき)
	甲 地方	
乙 地方		
一、三〇〇円	一三、一〇〇円	二、六〇〇円

備考

宿泊料の欄中甲地方とは、国家公務員等の旅費に関する法律別表第一に規定する甲地方の地域をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

別表第一第一号の表の備考を次のように改める。

備考

路程の計算については、水路にあつては四分の一キロメートル、陸路にあつては一キロメートルをもつて鉄道一キロメートルとみなす。

別表第二第一号中「日当」を「外国旅行雑費」に改め、同号の表中

「日当(一日につき)」を「外国旅行雑費(一日につき)」に

改め、同表備考第一号を次のように改める。

一 外国旅行雑費の欄及び宿泊料の欄中指定都市とは国家公務員等の旅費に関する法律別表

第二に定める指定都市の地域をいい、甲地方とは同表に定める甲地方の地域をいい、乙地方とは同表に定める乙地方の地域をいい、丙地方とは同表に定める丙地方の地域をいう。

別表第二第二号の表を次のように改める。

二 死亡手当

区 分	死亡手当
九級以上の職務にある者	五八〇、〇〇〇円
八級又は七級の職務にある者	五二〇、〇〇〇円
六級の職務にある者	四九〇、〇〇〇円
五級又は四級の職務にある者	四六〇、〇〇〇円
三級以下の職務にある者	四〇〇、〇〇〇円

(特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第二条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例昭和二十六年宮城県条例第一号の一部を次のように改正する。

第十一条第三項第三号中「日当」を「定額による旅行雑費」に、「支度料」を「定額による外国旅行雑費」に改める。

第十二条第三項第一号中「日当」を「定額による旅行雑費」に、「支度料」を「定額による外国旅行雑費」に改め、同項第三号中「日当」を「定額による旅行雑費」に、「支度料」を「定額による外国旅行雑費」に改める。

別表第二第一号の表を次のように改める。

一 車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料

区 分	車賃(一キロメートルにつき)	旅行雑費(県外の旅行一日につき)	宿泊料(一夜につき)		食卓料(一夜につき)
知 事	四七円	一、八五〇円	甲 地方	乙 地方	三、三〇〇円
その他の者		一、六五〇円	一四、八〇〇円	一四、九〇〇円	三、三〇〇円

備考

自家用自動車等を利用して旅行する場合の車賃の額は、車賃欄の額にかかわらず、一キロメートルにつき三十二円とする。
別表第三を次のように改める。

別表第三 外国旅行の旅費及び費用弁償（第十一条、第十二条関係）

区分	車賃			外国旅行雑費（一日につき）	宿泊料（一夜につき）	食卓料（一夜につき）	死亡手当
	指定都市	甲地方	乙地方				
知事	八,000円	七,000円	五,000円	八,000円	三,000円	一,000円	五,000円
その他の者	八,000円	七,000円	五,000円	八,000円	三,000円	一,000円	五,000円

（県教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

第三条 県教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和三十一年宮城県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第三号中、「日当」を「定額による旅行雑費」に、「支度料」を「定額による外国旅行雑費」に改める。

別表第一一号の表を次のように改める。

一 車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料

車（一キロメートルにつき）	旅行雑費（一日につき）	宿泊料（一夜につき）		食卓料（一夜につき）
		甲地方	乙地方	
四七円	一、六五〇円	一四、八〇〇円	一三、三〇〇円	三、〇〇〇円

備考

自家用自動車等を利用して旅行する場合の車賃の額は、車賃欄の額にかかわらず、一キロメートルにつき三十二円とする。

別表第二を次のように改める。

別表第二 外国旅行の旅費（第七条関係）

実費	車賃			外国旅行雑費（一日につき）	宿泊料（一夜につき）	食卓料（一夜につき）	死亡手当
	指定都市	甲地方	乙地方				
八,000円	七,000円	五,000円	五,000円	八,000円	三,000円	一,000円	五,000円

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 第一条の規定による改正後の職員等の旅費に関する条例（以下「新条例第三十号」という。）（第六条第一項（旅行雑費に係る部分に限る。）及び第六項、第九條、第十一條、第十九條第二項、第二十条、第二十五条、第二十七条、第二十八条並びに別表第一一号の表（備考以外の部分に限る。）の規定、第二条の規定による改正後の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（以下「新条例第一号」という。）（第十一條第三項第三号（旅行雑費に係る部分に限る。）（第十二條第三項（旅行雑費に係る部分に限る。）及び別表第二一号の表の規定並びに第三条の規定による改正後の県教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下「新条例第四十四号」という。）（第七条第二項第三号（旅行雑費に係る部分に限る。）及び別表第一号の表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発効する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分については適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。）

3 新条例第三十号第三條第六項、第六條第一項（旅行雑費に係る部分を除く。）（第十項及び第十二項、第二十四條、第三十一條、第三十五条、第三十六条、第四十条、別表第一、第二号の表、別表第二一号の表（備考第一号以外の部分に限る。）（並びに別表第二一号の表の規定、新条例第一号第十一條第三項第三号（旅行雑費に係る部分を除く。）（第十二條第三項（旅行雑費に係る部分を除く。）及び別表第三の規定並びに新条例第四十四号第七條第二項第三号（旅行雑費に係る部分を除く。））及び別表第二の表の規定は、施行日以後に発効する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。）

4 施行日以後において本邦から外国に出張を命ぜられた者が、その出張を命ぜられた日から起算して過去三年以内に第一条の規定による改正前の職員等の旅費に関する条例（以下「旧条例第三十号」という。）

といふ。)第三十六条 第二条の規定による改正前の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例第十一条第二項第三号及び同項第五号の規定によりその例によることとされた旧条例第三十号第三十六条第二項又は第三条の規定による改正前の県教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第七条第二項第三号及び同項第五号の規定によりその例によることとされた旧条例第三十号第三十六条第二項の規定による支度料の支給(以下、旧条例による支給」といふ。)を受けたことがある者である場合には、その者に対し支給する新条例第三十号第三十五条第二項第一号(新条例第一号第十一号第三項第五号又は新条例第四十四号第七号第二項第五号の規定によりその例によることとされた場合を含む。)の外国旅行雑費の額は、新条例第三十号第三十五条第二項第二号の規定にかかわらず、同号の規定による額から、その出張を命ぜられた日から起算して過去三年以内に当該旧条例による支給を受けた支度料の合計額を差し引いた額(当該額が零を下回る場合には、零)とする。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十三号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(非常勤職員公務災害補償等条例の一部改正)

第一条 非常勤職員公務災害補償等条例(昭和四十二年宮城県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十条の二第一項第二号中、「障害者自立支援法」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第二条 非常勤職員公務災害補償等条例の一部を次のように改正する。

第十条の二第一項第二号中、「第五条第十二項」を、「第五条第十一項」に改める。

(社会福祉施設条例の一部改正)

第三条 社会福祉施設条例(昭和四十八年宮城県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一の六の項並びに別表第四の三の項及び七の項中、「障害者自立支援法」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(障害者介護給付費等不服審査会条例の一部改正)

第四条 障害者介護給付費等不服審査会条例(平成十八年宮城県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第三条中、「障害者自立支援法」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(障害児通所給付費等不服審査会条例の一部改正)

第五条 障害児通所給付費等不服審査会条例(平成二十四年宮城県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中、「障害者自立支援法」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(精神保健福祉センター使用料等条例の一部改正)

第六条 精神保健福祉センター使用料等条例(平成十四年宮城県条例第八十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二の三の項及び七の項中、「障害者自立支援法」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(福祉型障害児入所施設条例の一部改正)

第七条 福祉型障害児入所施設条例(平成十七年宮城県条例第一百二十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号から第四号までの規定及び第六条中、「障害者自立支援法」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第八条 福祉型障害児入所施設条例の一部を次のように改正する。

第三条第四号中、「第五条第十一項」を、「第五条第十項」に改める。

(障害者支援施設等条例の一部改正)

第九条 障害者支援施設等条例(平成十八年宮城県条例第六十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中、「障害者自立支援法」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第十条 障害者支援施設等条例の一部を次のように改正する。

第一条第一項中、「同条第十二項」を、「同条第十一項」に改め、同条第二項の表障害福祉サービス事業を行う施設かつ障害者支援施設の項中、「第五条第十一項」を、「第五条第十項」に、「第五条第十五項」を、「第五条第十四項」に改め、同表障害福祉サービス事業を行う施設の項中、「第五条第十三項」を、「第五条第十二項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第一条、第八条及び第十条の規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

県立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十四号

県立学校条例の一部を改正する条例

県立学校条例（昭和三十九年宮城県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第四条の表中

宮城県仙台第一高等学校	仙 台 市 を
宮城県仙台第二高等学校	
宮城県仙台第三高等学校	
宮城県宮城第一高等学校	
宮城県仙台一華高等学校	
宮城県仙台三桜高等学校	
宮城県泉高等学校	
宮城県仙台台南高等学校	
宮城県泉松陵高等学校	
宮城県仙台北西高等学校	
宮城県仙台北東高等学校	

宮城県宮城野高等学校
宮城県美田園高等学校
宮城県工業高等学校
宮城県第一工業高等学校

宮城県仙台第一高等学校	仙 台 市 に、
宮城県仙台第二高等学校	
宮城県仙台第三高等学校	
宮城県宮城第一高等学校	
宮城県仙台一華高等学校	
宮城県仙台三桜高等学校	
宮城県泉高等学校	
宮城県仙台台南高等学校	
宮城県泉松陵高等学校	
宮城県仙台北西高等学校	
宮城県宮城野高等学校	

宮城県工業高等学校
宮城県第二工業高等学校

宮城県名取北高等学校
宮城県農業高等学校

宮城県名取北高等学校
宮城県美田園高等学校
宮城県農業高等学校

に改める。

附則第三項中「限る。」並びに「を」を「限る。」に改め、「入学金」の下に「並びに平成二十五年度の寄宿舎料、入学者選抜手数料（同年度の転入学、編入学、復校又は転籍に係るものに限る。）及び入学金」を加える。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

核燃料税条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十五号

核燃料税条例

(課税の根拠)

第一条 県は、地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号。以下「法」といふ。）（第四条第三項の規定に基づき、核燃料税を課する。）

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 発電用原子炉 原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）第三条第四号に規定する原子炉

で発電の用に供するものをいう。

二 核燃料 原子力基本法第三条第二号に規定する核燃料物質で発電用原子炉に燃料として使用できる形状又は組成のものをいう。

(納税義務者等)

第三条 核燃料税は、発電用原子炉への核燃料の挿入に対し、当該発電用原子炉の設置者に課する。

2 前項の発電用原子炉への核燃料の挿入は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日になされたものとする。

- 一 発電用原子炉の設置後最初に核燃料の装荷が行われた場合 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十九条第一項の規定による検査の全てに合格した日
- 二 発電用原子炉について電気事業法第五十四条の規定による検査の期間内に当該発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該検査が終了した日
- 三 前二号に掲げる場合のほか、発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該装荷が終了した日

(課税標準)

第四条 核燃料税の課税標準は、発電用原子炉に挿入された核燃料（当該核燃料につき既に核燃料税が課され、又は課されるべきであったものを除く。）の価額とする。

2 前項の価額は、電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号）第二十五条及び第二十六条の規定により算定した取得原価とする。

(税率)

第五条 核燃料税の税率は、百分の十二とする。

(徴収の方法)

第六条 核燃料税の徴収については、申告納付の方法による。

(申告納付の手続等)

第七条 核燃料税の納税義務者は、発電用原子炉に核燃料を挿入したときは、当該核燃料を挿入した日から起算して二月を経過する日の属する月の末日までに、規則で定めるところにより、当該核燃料の挿入に対して課される核燃料税に関する次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付書によって納付しなければならない。

- 一 納税義務者の名称及び所在地
- 二 課税標準額及び税額
- 三 核燃料の挿入のあった発電用原子炉の名称及び設置場所
- 四 核燃料の発電用原子炉への挿入年月日

五 その他知事が必要と認める事項

2 前項の規定により申告書を提出した者は、当該申告書を提出した後において当該申告に係る課税標準額又は税額を修正しなければならない場合には、遅滞なく、規則で定めるところにより、修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付書によって納付しなければならない。

(賦課徴収)

第八条 核燃料税の賦課徴収については、宮城県県税条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号)第四条、第四条の二、第七条第二項、第十三条、第十六条の四、第十七条第三項及び第六十九条の規定を準用する。この場合において、同条例第四条及び第四条の二第一項中「県税」とあるのは「核燃料税」と、同条例第二項中「徴収金を納付し、又は納入する義務」とあるのは「核燃料税並びにこれに係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を納付する義務」と、同条例第七條第二項中「前項に規定する県税以外の徴収金」とあるのは「核燃料税並びにこれに係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費」と、「県税事務所長」とあるのは「知事」と、同条例第十三条第一項及び第六十九条中「この条例」とあるのは「核燃料税条例」と、同条例第十六條の四中「第十六條及び第十六條の二」とあるのは「法第二百八十条」と、同条例第十七條第三項中「第一項本文」とあるのは「法第二百八十三条第一項本文」と読み替えるものとする。

(委任)

第九条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、法第二百五十九条第一項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(適用区分)

2 この条例は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の発電用原子炉への核燃料の挿入について適用する。ただし、施行日前に発電用原子炉に挿入された核燃料の施行日以後における発電用原子炉への挿入については、この限りでない。

(この条例の失効)

3 この条例は、施行日から起算して五年を経過した日に、その効力を失つ。

4 この条例は、施行日からこの条例の失効の日の前日までの期間中における発電用原子炉への核燃料の挿入に対して課した、又は課すべきであった核燃料税については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日以後も、なおその効力を有する。

(調整規定)

5 施行日が原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号)附則第一条第四号に掲げる規定(同法附則第四十一条の規定に限る。)の施行の前日である場合には、同日の前日までの間に於ける第三条第二項第二号の規定の適用については、同号中「第五十四条」とあるのは、「第五十四条第一項」とする。

宮城県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十六号

宮城県県税条例の一部を改正する条例

第一条 宮城県県税条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。
第五十一条の四中「百分の二十五」を「六十三分の十七」に改める。

第二条 宮城県県税条例の一部を次のように改正する。
第五十一条の四中「六十三分の十七」を「七十八分の二十二」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例中第一条及び次項の規定は平成二十六年四月一日から、第二条及び附則第三項の規定は平成二十七年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の宮城県県税条例の規定は、同条の規定の施行の日(以下「第一條施行日」という。)以後に事業者が行つ課税資産の譲渡等(消費税法(昭和六十三年法律第八八号)第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下同じ。)及び第一條施行日以後に保稅地域(同項第二号に規定する保稅地域をいう。以下同じ。)から引き取られる課税貨物(同項第十一号に規定する課税貨物をいう。以下同じ。)に係る地方消費税について適用し、第一條施行日前に事業者が行つた課税資産の譲渡等及び第一條施行日前に保稅地域から引き取つた課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。

3 第二条の規定による改正後の宮城県条例の規定は、同条の規定の施行の日（以下「第二条施行日」という。）以後に事業者が行う課税資産の譲渡等及び第二条施行日以後に保税地域から引き取られる課税貨物に係る地方消費税について適用し、第一条施行日から第二条施行日の前日までの間に事業者が行った課税資産の譲渡等及び第一条施行日から第二条施行日の前日までの間に保税地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十七号

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

事務処理の特例に関する条例（平成十一年宮城県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表二十一の二の項中「川崎町」の下に、「富谷町」を加え、同表三十四の二の項中「栗原市」の下に、「大崎市」を加え、同表四十の項中「仙台市」の下に、「多賀城市 登米市 栗原市 大崎市」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際改正後の事務処理の特例に関する条例第二条の表の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに対する施行日以後における法令等の規定の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十八号

環境影響評価条例の一部を改正する条例

環境影響評価条例（平成十年宮城県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「対し、第一種事業方法書」の下に「及びこれを要約した書類（次項、次条及び第七条の二において「第一種事業要約書」という。）」を加え、同条第二項中「第一種事業方法書」の下に「及び第一種事業要約書」を加える。

第七条中「第一種事業方法書を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければ」を「公告の日から起算して一月間、第一種事業方法書及び第一種事業要約書を縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（説明会の開催等）

第七条の二 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、第六条第一項に規定する地域内において、第一種事業方法書の記載事項を周知させるための説明会（以下「方法書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらを方法書説明会の開催を予定する日の一週間前までに公告しなければならない。

3 事業者は、方法書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、知事の意見を聴くことができる。

4 事業者は、その責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものにより、第二項の規定による公告をした方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、第一種事業要約書の提供その他の方法により、第一種事業方法書の記載事項を周知させるように努めなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、方法書説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

第八条第一項中「前条」を「第七条」に改める。

第九条中「対し」の下に、「第七条の二第一項の規定により開催した方法書説明会の概要を記載した書面」を加える。

第十四条第一項中「及び第十六条」を削る。

第十五条中「第一種事業準備書及び第一種事業要約書を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければ」を「公告の日から起算して一月間、第一種事業準備書及び第一種事業要約書を縦覧に供する

とともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改める。

第十六条第一項中、「説明会」を「準備書説明会」に、「説明会を」を「準備書説明会を」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第七条の二第二項から第五項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「第二項」とあるのは「第十六条第二項において準用する第一項」と、「前条」とあるのは「第十五条」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「第十六条第一項及び同条第二項において準用する前三項」と読み替えるものとする。

第二十三条中「第一種事業評価書及び第一種事業要約書を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければ」を「公告の日から起算して一月間、第一種事業評価書及び第一種事業要約書を縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改める。

第二十六条第一項中「対し、第二種事業方法書」の下に「及びこれを要約した書類（次項及び次条において、「第二種事業要約書」という。）を加え、同条第二項中「第二種事業方法書」の下に「及び第二種事業要約書」を加える。

第二十七条第一項中「第二種事業方法書」の下に「及び第二種事業要約書」を加える。

第三十一条第一項中「書類」の下に「（次条において、「第二種事業要約書」という。）を加える。

第三十二条第一項中「書類」を「第一種事業要約書」に改める。

第三十五条中「第二種事業評価書及び第二種事業要約書を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければ」を「公告の日から起算して一月間、第二種事業評価書及び第二種事業要約書を縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改める。

第四十四条第二項中「調査報告書を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければ」を「公告の日から起算して一月間、調査報告書を縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改める。

第五十五条第一項中「と（いう。）」の下に「第三条の七第一項、法」を加え、「第二十条第一項」を「第五項並びに法第二十条第一項及び第五項」に改める。

第五十六条中「説明会」を「方法書説明会若しくは準備書説明会」に改める。附則に次の二項を加える。

（東日本大震災復興特別区域法の特例）

7 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百一十二号。以下「復興特区法」という。）第七十二条第一項に規定する特定復興整備事業については、この条例の規定（第五十五条第一項の規定を除く。）は、適用しない。

8 第五十五条第一項の規定は、知事が復興特区法第七十二条第六項の規定による意見を述べようとする場合について準用する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第五十五条第一項の改正規定（と（いう。））の下に「第三条の七第一項、法」を加える部分を除く。及び附則に二項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の環境影響評価条例（以下「新条例」という。）第七条、第十五条、第二十三条、第三十条又は第四十四条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う公告及び縦覧に係る新条例第五条第一項に規定する第一種事業方法書（以下「第一種事業方法書」という。）及び新条例第六条に規定する第一種事業要約書、新条例第十三条第一項に規定する第一種事業準備書（以下「第一種事業準備書」という。）及び新条例第十四条第一項に規定する第一種事業要約書、新条例第二十一条第一項に規定する第一種事業評価書及び新条例第二十二条に規定する第一種事業要約書、新条例第三十三条第一項に規定する第二種事業評価書及び新条例第三十四条に規定する第二種事業要約書又は新条例第四十四条第一項に規定する調査報告書について適用する。

3 新条例第七条の二（新条例第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に行う公告及び縦覧に係る第一種事業方法書又は第一種事業準備書について適用する。

指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十九号

指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十五条第十四項ただし書（同法第二十八条第九項及び第二十九条第四項において準用する場合を含む。）及び第三十四条第七項（同法第三十五条第十二項において準用する場合を含む。）並びに鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）第三十七条第二項ただし書に規定する条例

で定める標識の寸法は、当該標識を容易に視認できることを考慮して、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

社会福祉施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第八十号

社会福祉施設条例の一部を改正する条例

社会福祉施設条例（昭和四十八年宮城県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項の表児童福祉法に規定する施設の項を次のように改める。

児童福祉法に規定する施設	児童自立支援施設	宮城県児童医療センター	同	障害児を入所させて、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行う。
	宮城県児童医療センター	同		不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援する。

第二条第二項の表その他の社会福祉に関する施設の項中

同 を 名取市 に、

仙台市 を 名取市 に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第八十一号

目次

保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例

第一章 総則（第一条・第九条）

第二章 救護施設（第十条・第十四条）

第三章 更生施設（第十五条・第十八条）

第四章 授産施設（第十九条・第二十一条）

第五章 宿所提供施設（第二十二条・第二十四条）

第六章 事業授産施設（第二十五条）

附 則

第一章 総 則

（趣旨）

第一条 この条例は、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「法」という。）第三十九条第一項及び社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十五条第一項の規定に基づき、保護施設及び事業授産施設（同法第二条第二項第七号に規定する授産施設をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（基本方針）

第三条 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設並びに事業授産施設（以下「救護施設等」という。）は、入所者又は利用者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇が行われるよう努めなければならない。

2 医療保護施設は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）その他医事に関する法令に基づき適切に運営しなければならない。

（配置等の一般原則）

第四条 救護施設等の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者又は利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

（秘密保持義務）

第五条 救護施設等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者若しくは利用者又はそれらの家族の秘密を漏らしてはならない。

2 救護施設等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者若しくは利用者又はそれらの家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情の処理)

第六条 救護施設等は、その行った処遇に関する入所者又は利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 救護施設等は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
(事故発生の防止等)

第七条 救護施設等は、事故の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

2 救護施設等は、入所者又は利用者に対して行った処遇により事故が発生した場合は、当該入所者又は利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 救護施設等は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
(非常災害対策)

第八条 救護施設等には、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

2 救護施設等は、非常災害時における入所者又は利用者の安全の確保等のために必要な措置に関する計画を立てて、非常災害時における消防機関その他の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(暴力団員の排除)

第九条 救護施設等の長(以下「施設長」という。)その他これに準ずる者として規則で定めるものは、暴力団排除条例(平成二十二年宮城県条例第六十七号)第一条第三号に掲げる暴力団員であってはならない。

2 救護施設等は、暴力団排除条例第二条第四号イ又はロに掲げる者がその事業活動に支配的な影響力を有するものであってはならない。

第二章 救護施設
(設備)

第十条 救護施設の建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)又は準耐火建築物(同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める建物であつて、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認められたものについては、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 救護施設には、居室、静養室、食堂、集会室、浴室、洗面所、便所、医務室、調理室、事務室、宿直室、介護職員室、面接室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室及び霊安室を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該救護施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、これらの設備の一部を設けないことができる。

4 救護施設には、必要に応じ、常時の介護を必要とする者を入所させる居室を設けるものとする。
(サテライト型施設の設備)

第十一条 サテライト型施設(当該救護施設と一体的に管理運営を行う、日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行うことを目的とする施設であつて入所者が二十人以下のものをいう。)の設備の基準は、前条に規定する基準に準ずる。

(職員)

第十二条 救護施設には、施設長、医師、生活指導員、介護職員、看護師又は准看護師、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する救護施設にあつては、調理員を置かないことができる。

(身体的拘束等の禁止)

第十三条 救護施設は、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

2 救護施設は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(委任)

第十四条 この章に定めるもののほか、救護施設の設備及び運営に関する基準は、規則で定める。

第三章 更生施設
(設備)

第十五条 更生施設には、居室、静養室、集会室、食堂、浴室、洗面所、便所、医務室、作業室又は作業場、調理室、事務室、宿直室、面接室及び洗濯室又は洗濯場を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該更生施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、これらの設備の一部を設けなければならない。

2 前項の作業室又は作業場には、作業に従事する者の安全を確保するための設備を設けなければならない。

(職員)

第十六条 更生施設には、施設長、医師、生活指導員、作業指導員、看護師又は准看護師、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する更生施設にあっては、調理員を置かないことができる。

(準用)

第十七条 第十条第一項及び第二項並びに第十三条の規定は、更生施設について準用する。

(委任)

第十八条 この章に定めるもののほか、更生施設の設備及び運営に関する基準は、規則で定める。

第四章 授産施設

(設備)

第十九条 授産施設には、作業室、作業設備、食堂、洗面所、便所及び事務室を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該授産施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、これらの設備の一部を設けなければならない。

(職員)

第二十条 授産施設には、施設長及び作業指導員を置かなければならない。

(委任)

第二十一条 この章に定めるもののほか、授産施設の設備及び運営に関する基準は、規則で定める。

第五章 宿所提供施設

(設備)

第二十二条 宿所提供施設には、居室、炊事設備、便所、面接室及び事務室を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該宿所提供施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、これらの設備の一部を設けなければならない。

2 前項の炊事設備の火器を使用する部分は、不燃材料を用いなければならない。

(職員)

第二十三条 宿所提供施設には、施設長を置かなければならない。

(委任)

第二十四条 この章に定めるもののほか、宿所提供施設の設備及び運営に関する基準は、規則で定める。

第六章 事業授産施設

(準用)

第二十五条 第四章の規定は、事業授産施設について準用する。

附則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第八十二号

病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第七条の二第四項及び第五項、第十八条並びに第二十一条第一項及び第二項の規定に基づき、病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(既存病床数及び申請病床数の補正)

第三条 法第七条の二第一項から第三項までの場合において、これらの項に規定する地域における既存の病床数並びに同条第一項及び第二項に規定する申請に係る病床数を算定するに当たっては、同条第四項の規定により、規則で定める基準に従い必要な補正を行うものとする。

第四条 法第七条の二第一項から第三項までの場合において、これらの項に規定する地域における既存の病床数を算定するに当たっては、同条第五項の規定により、介護老人保健施設の入所定員数に○・五を乗じて得た数を療養病床又は一般病床に係る既存の病床の数とみなすものとする。

(専属薬剤師)

第五条 病院又は医師が常時三人以上勤務する診療所にあつては、当該病院又は当該診療所の開設者は、法第十八条の規定により、専属の薬剤師を置かなければならない。

(病院の従業者)

第六条 病院は、法第二十一条第一項の規定により、規則で定める員数の次に掲げる従業者を有しなければならない。

一 薬剤師

二 看護師及び准看護師

三 看護補助者

四 栄養士

五 診療放射線技師、事務員その他の従業者

六 理学療法士及び作業療法士

(病院の施設)

第七条 病院は、法第二十一条第一項の規定により、消毒施設及び洗濯施設(法第十五条の二の規定により繊維製品の滅菌消毒の業務又は寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。)、談話室(療養病床を有する病院に限る。)、食堂(療養病床を有する病院に限る。)並びに浴室(療養病床を有する病院に限る。)を有しなければならない。

(療養病床を有する診療所の従業者)

第八条 療養病床を有する診療所は、法第二十一条第二項の規定により、規則で定める員数の次に掲げる従業者を有しなければならない。

一 看護師及び准看護師

二 看護補助者

三 事務員その他の従業者

(療養病床を有する診療所の施設)

第九条 療養病床を有する診療所は、法第二十一条第二項の規定により、談話室、食堂及び浴室を有しなければならない。

(委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成十二年四月一日以後に介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第九十四条の規定による開設の許可又は入所定員の増加に係る変更の許可を受けた介護老人保健施設(次項において「平成十二年四月一日以後に開設許可等を受けた介護老人保健施設」という。))及び平成三年六月二十六日以後に介護保険法施行法(平成九年法律第百二十四号)第二十四条の規定による改正前の老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第四十六条の六の規定による開設の許可又は入所定員の増加に係る変更の許可を受けた老人保健施設であつて介護保険法施行法第八条第一項の規定によりその開設

者が介護保険法第九十四条第一項の許可を受けたものとみなされた介護老人保健施設(次項において「平成三年六月二十六日以後に開設許可等を受けたみなし介護老人保健施設」という。))の入所定員(入所定員の増加に係る変更の場合は、当該増加部分に限る。))については、当分の間、第四条の規定は、適用しない。

3 前項の規定は、平成十二年四月一日以後に開設許可等を受けた介護老人保健施設及び平成三年六月二十六日以後に開設許可等を受けたみなし介護老人保健施設以外の介護老人保健施設の入所定員について準用する。

4 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十号)附則第十三条の療養病床の転換を行った介護老人保健施設の入所定員(同条の転換に係る部分に限る。))については、当該転換を行った日から同日以後最初の医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第三十条の三十第一号の規定に基づき療養病床及び一般病床に係る基準病床数を県において算定する日までの間に限り、附則第二項の規定にかかわらず、第四条中「入所定員数に〇・五を乗じて得た数」とあるのは、「入所定員数」とする。

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例をここに公布する。
平成二十四年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第八十三号

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

目 次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 介護老人保健施設(第三条・第十七条)

第三章 ユニット型介護老人保健施設(第十八条・第二十三条)

附 則

第一章 総 則

(趣旨)

第一条 この条例は、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)以下「法」という。(第九十七条第一項から第三項までの規定に基づき、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第二章 介護老人保健施設

(基本方針)

第三条 介護老人保健施設（次章に規定するユニット型介護老人保健施設を除く。以下この章（次条第二項を除く。）において同じ。）は、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることともに、その者の居室における生活への復帰を目指すものでなければならない。

2 介護老人保健施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立つて介護保健施設サービスの提供に努めなければならない。

3 介護老人保健施設は、明るく家庭的な雰囲気を持ち、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(従業者)

第四条 介護老人保健施設は、法第九十七条第二項に規定する介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）で定める員数の医師及び看護師のほか、規則で定める員数の薬剤師、准看護師又は介護職員、支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士又は言語聴覚士、栄養士、介護支援専門員及び調理員、事務員その他の従業者を有しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設（介護老人保健施設を設置しようとする者により設置される当該介護老人保健施設以外の介護老人保健施設又は病院若しくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員二十九人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士、栄養士又は介護支援専門員については、本体施設の規則で定める従業者により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

3 第一項の規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設（病院又は診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員二十九人以下の介護老人保健施設であって、前項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。）は、併設される病院又は診療所の理学療法士若しくは作業療法士又は栄養士により当該医療機関併設型小規模介

護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、理学療法士若しくは作業療法士又は栄養士を置かないことができる。

(施設)

第五条 介護老人保健施設は、法第九十七条第一項に規定する療養室、診察室及び機能訓練室のほか、談話室、食堂、浴室、レクリエーション・ルーム、洗面所、便所、サービス・ステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を有しなければならない。ただし、サテライト型小規模介護老人保健施設の場合にあっては、本体施設の施設を利用することにより当該サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を、医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合にあっては、併設される病院又は診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該病院又は診療所の入所者及び入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、療養室及び診察室を除き、これらの施設を有しないことができる。

(設備)

第六条 介護老人保健施設の建物（入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。ただし、規則で定める介護老人保健施設の建物にあっては、準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める建物であって、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたものについては、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備え、及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

(提供拒否の禁止)

第七条 介護老人保健施設は、正当な理由がなく、介護保健施設サービスの提供を拒んではならない。

(介護保健施設サービスの取扱方針)

第八条 介護老人保健施設は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、その者の療養を妥当適切に行わなければならない。

2 介護保健施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

3 介護老人保健施設は、自らその提供する介護保健施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
(身体的拘束等の禁止)

第九条 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

2 介護老人保健施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
(管理者)

第十条 介護老人保健施設には、管理者を置かなければいけない。

(非常災害対策)

第十一条 介護老人保健施設は、非常災害時における入所者の安全の確保等のために必要な措置に関する計画を立てて、非常災害時における消防機関その他の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
(秘密保持義務)

(秘密保持義務)

第十二条 介護老人保健施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 介護老人保健施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
(利益供与等の禁止)

(利益供与等の禁止)

第十三条 介護老人保健施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該介護老人保健施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
2 介護老人保健施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該介護老人保健施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情の処理)

第十四条 介護老人保健施設は、提供した介護保健施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 介護老人保健施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

(事故発生の防止等)

第十五条 介護老人保健施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

2 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 介護老人保健施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
(暴力団員等の排除)

(暴力団員等の排除)

第十六条 介護老人保健施設の管理者その他これに準ずる者として規則で定めるものは、暴力団排除条例(平成二十二年宮城県条例第六十七号)第二条第三号に掲げる暴力団員であってはならない。

2 介護老人保健施設は、暴力団排除条例第二条第四号イ又はロに掲げる者がその事業活動に支配的な影響力を有するものであってはならない。
(委任)

(委任)

第十七条 この章に定めるもののほか、介護老人保健施設の人員等に関する基準は、規則で定める。

第三章 ユニット型介護老人保健施設

(基本方針)

第十八条 ユニット型介護老人保健施設(施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室、当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。)により一体的に構成される場所(以下「ユニット」という。)ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護老人保健施設をいう。以下同じ。)は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的

管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型介護老人保健施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(施設)

第十九条 ユニット型介護老人保健施設は、法第九十七条第一項に規定する療養室、診察室及び機能訓練室のほか、ユニット、浴室、サービス・ステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処

理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を備えなければならない。

理室を有しなければならない。ただし、ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設（ユニット）に入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるサテライト型小規模介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の場合にあつては、本体施設の施設を利用することにより、当該ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を、ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設（ユニット）に入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる医療機関併設型小規模介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の場合にあつては、併設される病院又は診療所の施設を利用することにより、当該ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該病院又は診療所の入居者又は入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、療養室及び診察室を除き、これらの施設を有しないことができる。

（設備）

第二十条 ユニット型介護老人保健施設の建物（入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、規則で定めるユニット型介護老人保健施設の建物にあつては、準耐火建築物とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める建物であつて、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認められたものについては、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者に対する介護保健施設サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備え、及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。（介護保健施設サービスの取扱方針）

第二十一条 介護保健施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 介護保健施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 介護保健施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

4 介護保健施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。

5 ユニット型介護老人保健施設は、自らその提供する介護保健施設サービスの質の評価を行い、常

にその改善を図らなければならない。

（準用）

第二十二条 第四条、第七条及び第九条から第十六条までの規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。

（委任）

第二十三条 この章に定めるもののほか、ユニット型介護老人保健施設に関する基準は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 一般病床（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第五号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）、精神病床（同項第一号に規定する精神病床をいい、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百十条の第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成二十三年政令第三百七十五号）第一条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。）若しくは療養病床（医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少せるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る建物については、第六条第一項の規定は、適用しない。

3 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成十七年厚生労働省令第三百三十九号）附則第六条第一項の規定により介護老人保健施設であつてユニット型介護老人保健施設でないものとみなされる介護老人保健施設については、介護老人保健施設であつてユニット型介護老人保健施設でないものとみなしてこの条例の規定を適用する。ただし、当該介護老人保健施設が第三章に規定する基準を満たし、かつ、その旨を知事に申し出た場合は、こ

の限りでない。

4 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第百六号）附則第四条の規定によりなお従前の例によることができることとされる。一部ユニット型介護老人保健施設（以下、「一部ユニット型介護老人保健施設」という。）については、この条例の施行の日以後最初の許可の更新までの間は、次項から附則第八項までの規定によることができる。

5 一部ユニット型介護老人保健施設の基本方針は、ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分（以下、「ユニット部分」という。）にあつては第十八条に、それ以外の部分にあつては第三条に定めるところによる。

6 一部ユニット型介護老人保健施設の施設及び設備は、ユニット部分にあつては第十九条及び第二十條に、それ以外の部分にあつては第五条及び第六条に定めるところによる。ただし、浴室、サ―ビス・ステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室については、ユニット部分の入居者及びそれ以外の部分の入所者へのサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一の施設をもつて、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の施設とすることができ、

7 一部ユニット型介護老人保健施設の介護保健施設サービスの取扱方針は、ユニット部分にあつては第二十一条に、それ以外の部分にあつては第八条に定めるところによる。

8 第二章（第三条、第五条、第六条及び第八条を除く。）の規定は、一部ユニット型介護老人保健施設について準用する。

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第八十四号

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

（趣旨）

第一条 この条例は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十五条第一項の規定に基づき、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（基本方針）

第二条 軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であつて、家族による援助を受けることが困難なものを

入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活に必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを旨とするものでなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立つてサービスの提供を行うように努めなければならない。

3 軽費老人ホームは、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（構造設備等の一般原則）

第三条 軽費老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 軽費老人ホームの立地に当たつては、入所者の外出の機会や地域住民との交流の機会が確保されるよう努めなければならない。

（非常災害対策）

第四条 軽費老人ホームには、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

2 軽費老人ホームは、非常災害時における入所者の安全の確保等のために必要な措置に関する計画を立てて、非常災害時における消防機関その他の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

（設備）

第五条 軽費老人ホームの建物入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）又は準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める建物であつて、知事が、火災予防、消火活動等に関する専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る入所者の安全性が確保されると認められたものについては、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 軽費老人ホームには、居室、談話室若しくは娛樂室又は集會室、食堂、浴室、洗面所、便所、調理室、面談室、洗濯室又は洗濯場、宿直室及び事務室その他の運営上必要な設備を設けなければならない。

らない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該軽費老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者に提供するサービスに支障がないときは、これらの設備の一部を設けないことができる。

(職員)

第六条 軽費老人ホームには、規則で定める員数の施設長(軽費老人ホームの長をいう。以下同じ。)、生活相談員、介護職員、栄養士、事務員及び調理員その他の職員を置かなければならない。ただし、入所定員が四十人以下である軽費老人ホーム(入所者に提供するサービスに支障がない場合に限る。又は他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホーム(入所者に提供するサービスに支障がない場合に限る。))にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあつては調理員を置かないことができる。

2 前項の規定にかかわらず、指定特定施設入居者生活介護(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年宮城県条例第八十七号)第九十五条第一項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。)その他規則で定める保健医療サービス又は福祉サービス(以下「介護保険サービス」という。)を行う軽費老人ホームにあつては、入所者に提供するサービスに支障がないときは、生活相談員を、入所者の身体機能の状況、併設する社会福祉施設等との連携、介護保険サービス等の活用その他の方法により効果的な運営を期待することができる軽費老人ホームにあつては、入所者に提供するサービスに支障がないときは、あらかじめ入所者の全員の同意を得て、介護職員を置かないことができる。ただし、これらの場合のいずれにも該当する場合においては、生活相談員又は介護職員のいずれかの職員を置かなければならない。

3 第一項の規定にかかわらず、入所定員が六十人以下的の場合又は他の社会福祉施設等を併設する軽費老人ホームにあつては、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、事務員を置かないことができる。

4 第一項の規定にかかわらず、サテライト型軽費老人ホーム(軽費老人ホームを設置しようとする者により設置される当該軽費老人ホーム以外の介護老人保健施設(介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設をいう。))又は診療所であつて当該軽費老人ホームに対する支援機能を有するもの(以下「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が二十九人以下の軽費老人ホームをいう。)の調理員その他の職員については、本体施設の規則で定める者により当該サテライト型軽費老人ホームの入所者に提供するサービスが適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。

(サービス提供の方針)

第七条 軽費老人ホームは、入所者について、安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第八条 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

2 軽費老人ホームは、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(秘密保持義務)

第九条 軽費老人ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 軽費老人ホームは、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情の処理)

第十条 軽費老人ホームは、その提供したサービスに関する入所者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

(事故発生の防止等)

第十一条 軽費老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 軽費老人ホームは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

(暴力団員等の排除)

第十二条 施設長その他これに準ずる者として規則で定めるものは、暴力団排除条例(平成二十二年宮城県条例第六十七号)第二条第三号に掲げる暴力団員であつてはならない。

2 軽費老人ホームは、暴力団排除条例第二条第四号イ又はロに掲げる者がその事業活動に支配的な

影響力を有するものであってはならない。

(委任)

第十三条 この条例に定めるもののほか、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。
(軽費老人ホームA型の特例)

2 この条例の施行の際現に軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成二十年厚生労働省令第百七号)附則第一条第一号の軽費老人ホームA型として知事から指定されているものについては、第二条から第十三条までの規定にかかわらず、次項から附則第六項までに定めるところによる。

3 軽費老人ホームA型には、居室、談話室若しくは娯楽室又は集會室、静養室、食堂、浴室、洗面所、便所、医務室、調理室、職員室、面談室、洗濯室又は洗濯場、宿直室及び事務室その他の運営に必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該軽費老人ホームA型の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者に提供するサービスに支障がないときは、これらの設備の一部を設けないことができる。

4 軽費老人ホームA型には、規則で定める員数の施設長、生活相談員、介護職員、看護職員(看護師又は准看護師をいう。)、栄養士、事務員、医師及び調理員その他の職員を置かなければならない。ただし、併設する特別養護老人ホームの栄養士、事務員、医師又は調理員その他の職員との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホームA型(入所者に提供されるサービスに支障がない場合に限る。)にあつては栄養士、事務員、医師又は調理員その他の職員を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームA型にあつては調理員を置かないことができる。

5 第一条から第四条まで、第五条(第一項及び第二項に限る。)、及び第七条から第十二条までの規定は、軽費老人ホームA型について準用する。この場合において、第二条第一項中、「身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であつて、家族による援助を受けることが困難なもの」とあるのは、「高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者」と、「相談及び援助」とあるのは、「相談及び援助、健康管理」と読み替えるものとする。

6 附則第三項から前項までに定めるもののほか、軽費老人ホームA型の設備及び運営に関する基準は、規則で定める。

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第八十五号

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号。以下「法」という。)(第十七条第一項の規定に基づき、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(基本方針)

第三条 養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画(以下「処遇計画」という。)(に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことにより、入所者がある能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。

2 養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立つて処遇を行うよう努めなければならない。

3 養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(構造設備の一般原則)

第四条 養護老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(非常災害対策)

第五条 養護老人ホームには、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

2 養護老人ホームは、非常災害時における入所者の安全の確保等のために必要な措置に関する計画を立てて、非常災害時における消防機関その他の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(設備)

第六条 養護老人ホームの建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)(又は準耐火建築物(同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。))となければならない。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める建物であつて、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認められたものについては、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 養護老人ホームには、居室、静養室、食堂、集会室、浴室、洗面所、便所、医務室、調理室、宿直室、職員室、面談室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、霊安室及び事務室その他の運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、これらの設備の一部を設けないことができる。

(職員)

第七条 養護老人ホームには、規則で定める員数の施設長(養護老人ホームの長をいう。以下同じ。)、医師、生活相談員、支援員、看護師又は准看護師、栄養士及び調理員、事務員その他の職員を置かなければならない。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員五十人未満の養護老人ホーム(併設する特別養護老人ホームの栄養士との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。)にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあつては調理員を置かないことができる。

2 前項の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホーム(養護老人ホームを設置しようとする者により設置される当該養護老人ホーム以外の介護老人保健施設(介護保険法(平成九年法律第二百一十三号)第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設をいう。)(又は病院若しくは診療所であつて当該養護老人ホームに対する支援機能を有するもの(以下「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が二十九人以下の養護老人ホームをいう。以下同じ。)(の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

3 第一項の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員については、本体施設の規則で定める者により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。

(処遇の方針)

第八条 養護老人ホームは、入所者について、その者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むこ

とができるように、その心身の状況等に応じて、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を妥当適切に行わなければならない。

2 入所者の処遇は、処遇計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して、行わなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第九条 養護老人ホームは、入所者の処遇に当たつては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他人所者の行動を制限する行為以下「身体的拘束等」という。)を行つてはならない。

2 養護老人ホームは、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(秘密保持義務)

第十条 養護老人ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 養護老人ホームは、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情の処理)

第十一条 養護老人ホームは、その行つた処遇に関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 養護老人ホームは、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

(事故発生の防止等)

第十二条 養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

2 養護老人ホームは、入所者に対する処遇により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 養護老人ホームは、前項の事故の状況及び事故に際して採つた処置について記録しなければならない。

(暴力団員等の排除)

第十三条 施設長その他これに準ずる者として規則で定めるものは、暴力団排除条例(平成二十二年宮城県条例第六十七号)第二条第三号に掲げる暴力団員であつてはならない。

2 養護老人ホームは、暴力団排除条例第二条第四号イ又は口に掲げる者がその事業活動に支配的な影響力を有するものであってはならない。

(委任)

第十四条 この条例に定めるもののほか、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 昭和四十一年十月一日前から引き続き存する養護老人ホームについては、第六条第一項の規定は、当分の間、適用しない。

3 昭和六十二年三月九日前から引き続き存する養護老人ホームについては、第六条第三項の規定は、物処理室に係る部分に限る。は、当分の間、適用しない。

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第八十六号

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 特別養護老人ホーム(第三条・第十四条)

第三章 ユニット型特別養護老人ホーム(第十五条・第二十条)

第四章 地域密着型特別養護老人ホーム(第二十一条・第二十四条)

第五章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム(第二十五条・第二十七条)

附 則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この条例は、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号。以下「法」という。)(第十七条第一項の規定に基づき、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第一条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第二章 特別養護老人ホーム

(基本方針)

第三条 特別養護老人ホーム(次章から第五章までに規定する特別養護老人ホームを除く。以下この章において同じ。)は、入所者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画に基づき、可能な限り、居室における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。

3 特別養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立つて処遇を行うよう努めなければならない。

4 特別養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気を持ち、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(構造設備の一般原則)

第四条 特別養護老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(非常災害対策)

第五条 特別養護老人ホームには、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

2 特別養護老人ホームは、非常災害時における入所者の安全の確保等のために必要な措置に関する計画を立てて、非常災害時における消防機関その他の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(設備)

第六条 特別養護老人ホームの建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)でなければならない。ただし、規則で定める建物にあっては、準耐火建築物(同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)とす

ることができる。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める建物であつて、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認められたものについては、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 特別養護老人ホームには、居室、静養室、食堂、浴室、洗面設備、便所、医務室、調理室、介護職員室、看護職員室、機能訓練室、面談室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料及び事務室その他の運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、これらの設備の一部を設けなければならない。

(職員)

第七条 特別養護老人ホームには、規則で定める員数の施設長(特別養護老人ホームの長をいう。以下この章において同じ。)、医師、生活相談員、介護職員又は看護師若しくは准看護師(以下「看護職員」という。)、栄養士、機能訓練指導員及び調理員、事務員その他の職員を置かなければならない。ただし、入所定員が四十人を超えない特別養護老人ホームにあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことができる。

(処遇の方針)

第八条 特別養護老人ホームは、入所者について、その者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行わなければならない。

2 入所者の処遇は、入所者の処遇に関する計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないうつ配慮して、行わなければならない。

3 特別養護老人ホームは、自らその行う処遇の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第九条 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

2 特別養護老人ホームは、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(秘密保持義務)

第十条 特別養護老人ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族

の秘密を漏らしてはならない。

2 特別養護老人ホームは、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情の処理)

第十一条 特別養護老人ホームは、その行った処遇に関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 特別養護老人ホームは、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

(事故発生の防止等)

第十二条 特別養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特別養護老人ホームは、前項の事故の状況及び事故に際して採つた処置について記録しなければならない。

(暴力団員等の排除)

第十三条 施設長その他これに準ずる者として規則で定めるものは、暴力団排除条例(平成二十二年宮城県条例第六十七号)第二条第三号に掲げる暴力団員であつてはならない。

2 特別養護老人ホームは、暴力団排除条例第二条第四号イ又はロに掲げる者がその事業活動に支配的な影響力を有するものであつてはならない。

(委任)

第十四条 この章に定めるもののほか、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、規則で定める。

第三章 ユニット型特別養護老人ホーム

(基本方針)

第十五条 ユニット型特別養護老人ホーム(施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。))により一体的に構成される場所(以下「ユニット」という。))に入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる特別養護老人ホームをいう。以下同じ。))は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、その居室における生活への

復帰を念頭に置いて、入居前の居室における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型特別養護老人ホームは、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(設備)

第十六条 ユニット型特別養護老人ホームの建物（入居者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、規則で定める建物にあつては、準耐火建築物とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める建物であつて、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認められたものについては、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 ユニット型特別養護老人ホームには、ユニット、浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料及び事務室その他の運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該ユニット型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入居者へのサービスの提供に支障がないときは、これらの設備（ユニットを除く。）の一部を設けないことができる。

(サービスの取扱方針)

第十七条 入居者へのサービスの提供は、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 入居者へのサービスの提供は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 入居者へのサービスの提供は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

4 入居者へのサービスの提供は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。

5 ユニット型特別養護老人ホームは、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第十八条 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者へのサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(準用)

第十九条 第四条、第五条、第七条及び第十条から第十三条までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。

(委任)

第二十条 この章に定めるもののほか、ユニット型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、規則で定める。

第四章 地域密着型特別養護老人ホーム

(設備)

第二十一条 地域密着型特別養護老人ホーム（入所定員が二十九人以下の特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、規則で定める建物にあつては、準耐火建築物とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める建物であつて、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認められたものについては、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 地域密着型特別養護老人ホームには、居室、静養室、食堂、浴室、洗面設備、便所、医務室、調理室、介護職員室、看護職員室、機能訓練室、面談室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料及び事務室その他の運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、これらの設備の一部を設けないことができる。

(職員)

第二十二条 地域密着型特別養護老人ホームには、規則で定める員数の施設長（地域密着型特別養護老人ホームの長をいう。）、医師、生活相談員、介護職員又は看護職員、栄養士、機能訓練指導員及び調理員、事務員その他の職員を置かななければならない。

2 前項の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（地域密着型特別養護老人ホームを設置しようとする者により設置される当該地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）又は病院若しくは診療所であつて当該地域密着型特別養護老人ホームに対する支援機能を有するもの（以下「本体施設」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

3 第一項の規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、本体施設の規則で定める者により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。
（準用）

第二十三条 第三条から第五条まで及び第八条から第十三条までの規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。
（委任）

第二十四条 この章に定めるもののほか、地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、規則で定める。

第五章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム
（設備）

第二十五条 ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（施設の全部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の建物（入居者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、規則で定める建物にあつては、準耐火建築物とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める建物であつて、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認められたものについては、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームには、ユニット、浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室及び事務室その他の運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入居者へのサービスの提供に支障

がないときは、これらの設備（ユニットを除く。）の一部を設けなければならないことができる。

（準用）
第二十六条 第四条、第五条、第十条から第十三条まで、第十五条、第十七条、第十八条及び第二十一条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。
（委任）

第二十七条 この章に定めるもののほか、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。
（経過措置）

2 昭和六十二年三月九日前から引き続き存する特別養護老人ホーム（平成十六年四月一日以後に全面的に改築されたものを除く。）については、第六条第三項、第十六条第三項、第二十一条第三項及び第二十五条第三項の規定（汚物処理室に係る部分に限る。）は、当分の間、適用しない。

3 平成十四年八月七日前から引き続き存する特別養護老人ホーム（同日以後に建物の規模又は構造を変更したものを除く。）は、特別養護老人ホームであつてユニット型特別養護老人ホームでないものとみなしてこの条例の規定を適用する。ただし、当該特別養護老人ホームが、第三章に規定する基準を満たし、かつ、その旨を知事に申し出た場合は、この限りでない。

4 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第百六号）附則第六条第一項の規定によりなお従前の例によることができることとされる一部ユニット型特別養護老人ホーム（以下「一部ユニット型特別養護老人ホーム」という。）については、この条例の施行の日以後最初の指定（介護保険法第四十八条第一項第一号の指定をいう。）の更新までの間は、次項から附則第八項までの規定によることができる。

5 一部ユニット型特別養護老人ホームの基本方針は、ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分（以下「ユニット部分」という。）にあつては第十五条に、それ以外の部分にあつては第三条に定めるところによる。

6 一部ユニット型特別養護老人ホームの設備は、ユニット部分にあつては第十六条に、それ以外の部分にあつては第六条に定めるところによる。ただし、浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室及び事務室その他の運営上必要な設備については、ユニット部分の入居者及びそれ以外の部分の入居者へのサービスの提供に支障がないときは、それぞれの設備をもって、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。

7 一部ユニット型特別養護老人ホームのサービスの取扱方針及び身体的拘束等の禁止は、ユニット部分にあつては第十七条及び第十八条に、それ以外の部分にあつては第八条及び第九条に定めるところによる。

8 第二章（第三条、第六条、第八条及び第九条を除く。）の規定は、一部ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。
（東日本大震災復興特別区域法に係る職員の特例）

9 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第七条第一項に規定する認定復興推進計画に同法第四条第二項第五号に規定する復興推進事業として定められた特別養護老人ホームの整備を推進する事業により、当該認定復興推進計画に当該事業に係る当該認定復興推進計画の区域として定められた区域内の特別養護老人ホームであつて、病院若しくは診療所、介護老人保健施設又は他の特別養護老人ホームとの密接な連携を確保し、入所者又は入居者に対する健康管理及び療養上の世話を適切に行うものとして知事の認定を受けたものに係る第七条（第十九条において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第二十二条第一項（第二十六条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、平成二十九年三月三十一日までの間、第七条及び第二十二条第一項中「医師、生活相談員」とあるのは、「生活相談員」とする。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。
平成二十四年十二月二十日

○宮城県条例第八十七号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

宮城県知事 村 井 嘉 浩

目次

- 第一章 総則（第一条・第四条）
- 第二章 訪問介護
 - 第一節 指定訪問介護（第五条・第十七条）
 - 第二節 基準該当訪問介護（第十八条・第十九条）
- 第三章 訪問入浴介護
 - 第一節 指定訪問入浴介護（第二十条・第二十五条）
 - 第二節 基準該当訪問入浴介護（第二十六条・第二十七条）
- 第四章 訪問看護（第二十八条・第三十四条）
- 第五章 訪問リハビリテーション（第三十五条・第四十条）

第六章 居宅療養管理指導（第四十一条・第四十六条）
第七章 通所介護

第一節 指定通所介護（第四十七条・第五十三条）

第二節 指定療養通所介護（第五十四条・第五十八条）

第三節 基準該当通所介護（第五十九条・第六十条）

第八章 通所リハビリテーション（第六十一条・第六十六条）

第九章 短期入所生活介護

第一節 指定短期入所生活介護（第六十七条・第七十三条）

第二節 ユニット型指定短期入所生活介護（第七十四条・第七十八条）

第三節 基準該当短期入所生活介護（第七十九条・第八十三条）

第十章 短期入所療養介護

第一節 指定短期入所療養介護（第八十四条・第八十九条）

第二節 ユニット型指定短期入所療養介護（第九十条・第九十四条）

第十一章 特定施設入居者生活介護

第一節 指定特定施設入居者生活介護（第九十五条・第一百条）

第二節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（百一条・百五条）

第十二章 福祉用具貸与

第一節 指定福祉用具貸与（百六条・百十一条）

第二節 基準該当福祉用具貸与（百十二条・百十三条）

第十三章 特定福祉用具販売（百十四条・百十八条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四十二条第一項第二号、第七十条第二項第一号（法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）並びに第七十四条第一項及び第二項の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（指定居宅サービス事業者の指定の申請者）

第三条 法第七十条第二項第一号（法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）の条例で

定める者は、法人である者又は法人でない者（当該申請に係る居宅サービスの種類が、病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護である場合に限る。）であつて、暴力団排除条例（平成二十二年宮城県条例第六十七号）第二条第四号に該当する者でないものとする。

（指定居宅サービスの事業の一般原則）

第四条 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立つたサービスの提供に努めなければならない。

2 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第二章 訪問介護

第一節 指定訪問介護

（基本方針）

第五条 指定居宅サービスに該当する訪問介護（以下、「指定訪問介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものでなければならない。

（訪問介護員等）

第六条 指定訪問介護の事業を行う者（以下、「指定訪問介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下、「指定訪問介護事業所」という。）ごとに、規則で定める員数の訪問介護員等（指定訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下、「政令」という。）第三条第一項に規定する者をいう。以下この節において同じ。）を有しなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち規則で定める員数の者をサービス提供責任者としなければならない。

3 指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第九十号。以下、「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第六条第一項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等基準条例第五条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体

的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第六条第一項及び第二項に規定する基準を満たすことをもつて、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第七条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに管理者を置かなければならない。

（設備及び備品等）

第八条 指定訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第八条第一項に規定する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（提供拒否の禁止）

第九条 指定訪問介護事業者は、正当な理由がなく、指定訪問介護の提供を拒んではならない。

（指定訪問介護の基本取扱方針）

第十条 指定訪問介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、自らの提供する指定訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（同居家族に対するサービス提供の禁止）

第十一条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する訪問介護の提供をさせてはならない。

（秘密保持義務）

第十二条 指定訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすしてはならない。

2 指定訪問介護事業者は、従業者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（利益供与の禁止）

第十三条 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情の処理)

第十四条 指定訪問介護事業者は、その提供した指定訪問介護に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

(事故発生時の対応)

第十五条 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

(暴力団員等の排除)

第十六条 指定訪問介護事業所の管理者その他これに準ずる者として規則で定めるものは、暴力団排除条例第二条第三号に掲げる暴力団員であってはならない。

2 指定訪問介護事業所は、暴力団排除条例第二条第四号イ又はロに掲げる者がその事業活動に支配的な影響力を有するものであってはならない。

(委任)

第十七条 この節に定めるもののほか、指定訪問介護の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

第二節 基準該当訪問介護

(基準該当訪問介護に関する基準)

第十八条 基準該当居宅サービスに該当する訪問介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当訪問介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当訪問介護事業者」という。)は、訪問介護員等(基準該当訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は政令第三条第一項に規定する者をいう。以下同じ。)に、その同居の家族である利用者に対する訪問介護の提供をさせてはならない。ただし、同居の家族である利用者に対する訪問介護が規則で定める場合に該当するときは、この限りでない。

2 基準該当訪問介護事業者は、前項ただし書の規定に基づき、訪問介護員等にその同居の家族である利用者に対する基準該当訪問介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向や当該利用者に係る訪問介護計画(サービス提供責任者が利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成した基準該当訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画をいう。)の実施状況等からみて、当該基準該当訪問介護が適切に提供されていないと認めると

きは、当該訪問介護員等に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じなければならない。

3 前節(第六条第三項、第八条第二項、第十一条及び前条を除く。)の規定は、基準該当訪問介護の事業について準用する。この場合において、第六条第二項中「常勤の訪問介護員等」とあるのは「訪問介護員等」と、第八条第一項中「専用の区画」とあるのは「区画」と読み替えるものとする。

4 基準該当訪問介護の事業と基準該当介護予防訪問介護(指定介護予防サービス等基準条例第十八条第一項に規定する基準該当介護予防訪問介護をいう。)の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、同条第三項において準用する指定介護予防サービス等基準条例第六条第一項及び第二項に規定する基準を満たすことをもつて前項において準用する第六条第一項及び第二項に規定する基準を、指定介護予防サービス等基準条例第十八条第三項において読み替えて準用する指定介護予防サービス等基準条例第八条第一項に規定する基準を満たすことをもつて前項において読み替えて準用する第八条第一項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(委任)

第十九条 この節に定めるもののほか、基準該当訪問介護の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

第三章 訪問入浴介護

第一節 指定訪問入浴介護

(基本方針)

第二十条 指定居宅サービスに該当する訪問入浴介護(以下「指定訪問入浴介護」という。)の事業は、要介護状態となつた場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによつて、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものでなければならない。

(従業者)

第二十一条 指定訪問入浴介護の事業を行う者(以下「指定訪問入浴介護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定訪問入浴介護事業所」という。)ごとに、規則で定める員数の指定訪問入浴介護の提供に当たる看護師又は准看護師及び介護職員を有しなければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者(指定介護予防サービス等基準条例第二十一条第一項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護(指定介護予防サービス等基準条例第二十条に規定する指定介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第二十一条

第一項に規定する基準を満たすことに加え、介護職員を一人置くことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

第二十二條 指定訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第二十二條第一項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定訪問入浴介護の基本取扱方針)

第二十三條 指定訪問入浴介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の状態に応じて、適切に行われなければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、自らその提供する指定訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(準用)

第二十四條 第七條、第九條及び第十二條から第十六條までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。

(委任)

第二十五條 この節に定めるもののほか、指定訪問入浴介護の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

第二節 基準該当訪問入浴介護

(基準該当訪問入浴介護に関する基準)

第二十六條 第七條、第九條、第十二條から第十六條まで、第二十二條、第二十一條第一項、第二十二條第一項及び第二十三條の規定は、基準該当居宅サービスに該当する訪問入浴介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当訪問入浴介護」という。)の事業について準用する。この場合において、第二十二條第一項中「専用の区画」とあるのは、「区画」と読み替えるものとする。

2 基準該当訪問入浴介護の事業と基準該当介護予防訪問入浴介護(指定介護予防サービス等基準条例第二十六條第一項に規定する基準該当介護予防訪問入浴介護をいう。)の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、同項において準用する指定介護予防サービス等基準条例第二十一條第一項に規定する基準を満たすことをもって前項において準用する第二十一條第一項に規定する基準を、指定介護予防サービス等基準条例第二十六條第一項に

おいて読み替えて準用する指定介護予防サービス等基準条例第二十二條第一項に規定する基準を満たすことをもって前項において読み替えて準用する第二十二條第一項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(委任)

第二十七條 この節に定めるもののほか、基準該当訪問入浴介護の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

第四章 訪問看護

(基本方針)

第二十八條 指定居宅サービスに該当する訪問看護(以下「指定訪問看護」という。)の事業は、要介護状態となつた場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものでなければならない。

(看護師等)

第二十九條 指定訪問看護の事業を行う者(以下「指定訪問看護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定訪問看護事業所」という。)ことに、次の各号に掲げる指定訪問看護事業所の区分に応じ、規則で定める員数の当該各号に定める従業者(以下「看護師等」という。)を有しなければならない。

一 病院又は診療所以外の指定訪問看護事業所(以下「指定訪問看護ステーション」という。)

保健師、看護師又は准看護師(以下この条において「看護職員」という。)及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

二 病院又は診療所である指定訪問看護事業所(以下「指定訪問看護を担当する医療機関」という。)

指定訪問看護の提供に当たる看護職員

2 指定訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業者(指定介護予防サービス等基準条例第二十九條第一項に規定する指定介護予防訪問看護事業者をいう。以下同じ。)(の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護(指定介護予防サービス等基準条例第二十八條に規定する指定介護予防訪問看護をいう。以下同じ。)(の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第二十九條第一項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

3 指定訪問看護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者(指定地域密着型サービス)の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)(第三條の四第一項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護

看護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護(指定地域密着型サービス基準第三条の二に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定地域密着型サービス基準第三条の四第一項第四号イに規定する基準を満たすとき(次項の規定により第一項に規定する基準を満たしているものとみなされるときを除く。)は、当該指定訪問看護事業者は、同項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

4 指定訪問看護事業者が指定複合型サービス事業者(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定複合型サービス(指定地域密着型サービス基準第七十条に規定する指定複合型サービスをいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定地域密着型サービス基準第七十一条第四項に規定する基準を満たすとき(前項の規定により第一項に規定する基準を満たしているものとみなされるときを除く。)は、当該指定訪問看護事業者は、同項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

第三十条 指定訪問看護ステーションには、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けるほか、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。ただし、当該指定訪問看護ステーションの同一敷地内に他の事業所、施設等がある場合は、事務室に代えて事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けることをもって足りるものとする。

2 指定訪問看護を担当する医療機関には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専ら指定訪問看護の事業の用に供する区画を確保するとともに、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

3 指定訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第三十条第一項及び第二項に規定する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定訪問看護の基本取扱方針)

第三十一条 指定訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定訪問看護事業者は、自らその提供する指定訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(同居家族に対する訪問看護の禁止)

第三十二条 指定訪問看護事業者は、看護師等とその同居の家族である利用者に対する指定訪問看護の提供をさせてはならない。

(準用)

第三十三条 第七条、第九条及び第十二条から第十六条までの規定は、指定訪問看護の事業について準用する。

(委任)

第三十四条 この章に定めるもののほか、指定訪問看護の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

第五章 訪問リハビリテーション

(基本方針)

第三十五条 指定居宅サービスに該当する訪問リハビリテーション(以下「指定訪問リハビリテーション」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

(従業者)

第三十六条 指定訪問リハビリテーションの事業を行う者(以下「指定訪問リハビリテーション事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定訪問リハビリテーション事業所」という。)ごとに、指定訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を有しなければならない。

2 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者(指定介護予防サービス等基準条例第三十六条第一項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーション(指定介護予防サービス等基準条例第三十五条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第三十六条第一項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

第三十七条 指定訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所又は介護老人保健施設であつて、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているとともに、指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

2 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第三十七条第一項に規定する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定訪問リハビリテーションの基本取扱方針)

第三十八条 指定訪問リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定訪問リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(準用)

第三十九条 第九条及び第十二条から第十六条までの規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。

(委任)

第四十条 この章に定めるもののほか指定訪問リハビリテーションの事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

第六章 居宅療養管理指導

(基本方針)

第四十一条 指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導(以下、指定居宅療養管理指導)というの事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。)、歯科衛生士(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下同じ。)(又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。

(従業者)

第四十二条 指定居宅療養管理指導の事業を行う者(以下「指定居宅療養管理指導事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定居宅療養管理指導事業所」という。)(ことに、次の各号に掲げる指定居宅療養管理指導事業所の区分に応じ、規則で定める員数の当該各号に定める従業者を

有しなければならない。

一 病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所 医師又は歯科医師及び薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士

二 薬局である指定居宅療養管理指導事業所 薬剤師

三 指定訪問看護ステーション等(指定訪問看護ステーション及び指定介護予防訪問看護ステーション)(指定介護予防サービス等基準条例第二十九条第一項第一号に掲げる指定介護予防訪問看護ステーションをいう。)をいう。以下同じ。)(である指定居宅療養管理指導事業所 看護職員

2 指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者(指定介護予防サービス等基準条例第四十二条第一項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者をいう。以下同じ。)(の指定を併せて受け、かつ、指定居宅療養管理指導の事業と指定介護予防居宅療養管理指導(指定介護予防サービス等基準条例第四十一条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導をいう。以下同じ。)(の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第四十二条第一項に規定する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

第四十三条 指定居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所、薬局又は指定訪問看護ステーション等であつて、指定居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているほか、指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

2 指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅療養管理指導の事業と指定介護予防居宅療養管理指導の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第四十三条第一項に規定する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定居宅療養管理指導の基本取扱方針)

第四十四条 指定居宅療養管理指導は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、計画的に行われなければならない。

2 指定居宅療養管理指導事業者は、自らその提供する指定居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(準用)

第四十五条 第九条及び第十二条から第十六条までの規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。

(委任)

第四十六条 この章に定めるもののほか、指定居宅療養管理指導の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

第七章 通所介護

第一節 指定通所介護

(基本方針)

第四十七条 指定居宅サービスに該当する通所介護（次節に規定する指定療養通所介護を除く。以下「指定通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものでなければならない。

(従業者)

第四十八条 指定通所介護の事業を行う者（以下「指定通所介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定通所介護事業所」という。）ごとに、指定通所介護の提供に当たる規則で定める員数の生活相談員、看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）、介護職員及び機能訓練指導員を有しなければならない。

2 指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第四十八条第一項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準条例第四十七条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第四十八条第一項に規定する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

3 第一項の規定にかかわらず、地域密着型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年宮城県条例第八十六号）第二十一条第一項に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準第三百三十条第一項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）に指定通所介護事業所が併設される場合にあつては、当該指定通所介護事業所の生活相談員又は機能訓練指導員については、当該地域密着型特別養護老人ホーム又は指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員又は機能訓練指導員により当該指定通所介護事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(設備及び備品等)

第四十九条 指定通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、

消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第四十九条第一項に規定する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定通所介護の基本取扱方針)

第五十条 指定通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定通所介護事業者は、自らその提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(非常災害対策)

第五十一条 指定通所介護事業者は、非常災害時における利用者の安全の確保等のために必要な措置に関する計画を立てて、非常災害時における消防機関その他の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(準用)

第五十二条 第七条、第九条及び第十二条から第十六条までの規定は、指定通所介護の事業について準用する。

(委任)

第五十三条 この節に定めるもののほか、指定通所介護の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

第二節 指定療養通所介護

(基本方針)

第五十四条 指定療養通所介護（指定居宅サービスに該当する通所介護であつて、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であつて、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、療養通所介護に関する計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るもの

でなければならない。

2 指定療養通所介護の事業を行う者（以下、「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者指定訪問看護事業者又は健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）との密接な連携に努めなければならない。

（従業者）

第五十五条 指定療養通所介護事業者は、当該事業を行う事業所（以下、「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに、指定療養通所介護の提供に当たる規則で定める員数の看護職員又は介護職員を有しなければならない。

（設備及び備品等）

第五十六条 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

（準用）

第五十七条 第七条、第九条、第十二条から第十六条まで、第五十条及び第五十一条の規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。

（委任）

第五十八条 この節に定めるもののほか、指定療養通所介護の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

第三節 基準該当通所介護

（基準該当通所介護に関する基準）

第五十九条 第七条、第九条、第十二条から第十六条まで、第四十七条、第四十八条第一項、第四十九条第一項、第五十条及び第五十一条の規定は、基準該当居宅サービスに該当する通所介護又はこれに相当するサービス（以下、「基準該当通所介護」という。）の事業について準用する。この場合において、第四十九条第一項中「食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室」とあるのは、「食事を行う場所、機能訓練を行う場所、静養のための場所、生活相談のための場所及び事務連絡のための場所」と読み替えるものとする。

2 基準該当通所介護の事業と基準該当介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準条例第五十条第一項に規定する基準該当介護予防通所介護をいう。）の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、同項において準用する指定介護予防サービス等基準条例第四十八条第一項に規定する基準を満たすことをもって前項において準用する第四十

八条第一項に規定する基準を、指定介護予防サービス等基準条例第五十四条第一項において読み替えて準用する指定介護予防サービス等基準条例第四十九条第一項に規定する基準を満たすことをもって前項において読み替えて準用する第四十九条第一項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（委任）

第六十条 この節に定めるもののほか、基準該当通所介護の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

第八章 通所リハビリテーション

（基本方針）

第六十一条 指定居宅サービスに該当する通所リハビリテーション（以下、「指定通所リハビリテーション」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

（従業者）

第六十二条 指定通所リハビリテーションの事業を行う者（以下、「指定通所リハビリテーション事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下、「指定通所リハビリテーション事業所」という。）ごとに、指定通所リハビリテーションの提供に当たる規則で定める員数の医師及び理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員を有しなければならない。

2 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準条例第五十七条第一項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準条例第五十六条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第五十七条第一項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（設備等）

第六十三条 指定通所リハビリテーション事業所は、指定通所リハビリテーションを行うのにふさわしい専用の部屋等を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所リハビリテーションを行うために必要な専用の機械及び器具を備えなければならない。

2 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せ

て受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第五十八条第一項に規定する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定通所リハビリテーションの基本取扱方針)

第六十四条 指定通所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定通所リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定通所リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(準用)

第六十五条 第九条、第十二条から第十六条まで及び第五十一条の規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。

(委任)

第六十六条 この章に定めるもののほか、指定通所リハビリテーションの事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

第九章 短期入所生活介護

第一節 指定短期入所生活介護

(基本方針)

第六十七条 指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護(次節に規定するユニット型指定短期入所生活介護を除く。以下この節において「指定短期入所生活介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族的・身体的及び精神的な負担の軽減を図るものでなければならない。

(従業者)

第六十八条 指定短期入所生活介護の事業を行う者(以下「指定短期入所生活介護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定短期入所生活介護事業所」という。)ごとに、指定短期入所生活介護の提供に当たる規則で定める員数の医師、生活相談員、介護職員又は看護職員、栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他の従業者を有しなければならない。ただし、利用定員(当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者(指定介護予防サービ

ス等基準条例第六十三条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護(指定介護予防サービス等基準条例第六十二条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この条及び次条において同じ。)の数の上限をいう。)が四十人を超えない指定短期入所生活介護事業所において、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことができる。

2 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第六十三条第一項に規定する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

3 第一項の規定にかかわらず、地域密着型特別養護老人ホーム又は指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所が併設される場合にあつては、当該指定短期入所生活介護事業所の医師については、当該地域密着型特別養護老人ホーム又は指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

4 第一項の規定にかかわらず、地域密着型特別養護老人ホーム又は指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所が併設される場合にあつては、当該指定短期入所生活介護事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホーム又は指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(設備及び備品等)

第六十九条 指定短期入所生活介護事業所の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)でなければならない。ただし、規則で定める建物にあつては、準耐火建築物(同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める建物であつて、知事が、火災予防、消火活動等に関し専

門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認められたものについては、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 指定短期入所生活介護事業所には、居室、食堂、機能訓練室、浴室、便所、洗面設備、医務室、静養室、面談室、介護職員室、看護職員室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室及び介護材料室を設けるとともに、指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該指定短期入所生活介護事業所の効率的な運営が可能な場合であつて、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がないときは、居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室及び看護職員室を除き、これらの設備を設けなければならない。

4 前項に規定するもののほか、指定短期入所生活介護事業所には、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

5 特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）養護老人ホーム（同法第二十条の四に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）病院、診療所、介護老人保健施設その他規則で定める施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定短期入所生活介護事業所であつて、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設事業所」という。）にあつては、第三項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下「併設本体施設」という。）の効率的な運営が可能な場合であつて、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設と同項本文に規定する設備（居室を除く。）を指定短期入所生活介護の用に供することができる。

6 特別養護老人ホームであつて、その全部又は一部が利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うものにあつては、第三項の規定にかかわらず、特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することをもって足りるものとする。

7 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第六十四条第一項から第六項までに規定する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（指定短期入所生活介護の取扱方針）

第七十条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、

認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行わなければならない。

2 指定短期入所生活介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

3 指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（身体的拘束等の禁止）

第七十一条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

（準用）

第七十二条 第七条、第九条、第十二条から第十六条まで及び第五十一条の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。

（委任）

第七十三条 この節に定めるもののほか、指定短期入所生活介護の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

第二節 ユニット型指定短期入所生活介護

（基本方針）

第七十四条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業（指定居室サービスに該当する短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護」という。）の事業であつて、その全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）により一体的に構成される場所（以下この節において「ユニット」という。）とともに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。）は、利用者の意思及び人格を尊重し、利用前の居室における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものでなければならない。

（設備及び備品等）

第七十五条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所生活

介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下、「ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。)には、ユニット、浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室及び介護材料室を設けるとともに、指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の効率的な運営が可能な場合であつて、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、ユニットを除き、これらの設備を設けないことができる。

2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者(指定介護予防サービス等基準条例第七十条第一項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。)と同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第七十条第一項に規定する基準及び指定介護予防サービス等基準条例第七十二条において準用する指定介護予防サービス等基準条例第六十四条(第三項及び第七項を除く。)に規定する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準及び第七十七条において準用する第六十九条(第三項及び第七項を除く。)に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定短期入所生活介護の取扱方針)
第七十六条 指定短期入所生活介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿つて自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 指定短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持つて生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 指定短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

4 指定短期入所生活介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(準用)

第七十七条 第七条、第九条、第十二条から第十六条まで、第五十一条、第六十八条、第六十九条(第三項及び第七項を除く。)及び第七十一条の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第六十八条第二項中「第六十三条第一項」とあるのは「第七十二条において準用する指定介護予防サービス等基準条例第六十三条第一項」と、第六十九条第四項中「前項」とあるのは「第七十五条第一項」と、同条第五項中「第三項」とあるのは「第七十五条第一項」と、「居室」とあるのは「ユニット」と、同条第六項中「特別養護老人ホームであつて」とあるのは「ユニット型特別養護老人ホーム(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第十五条第一項に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。))であつて」と、「第三項」とあるのは「第七十五条第一項」と、「特別養護老人ホーム」とあるのは「ユニット型特別養護老人ホーム」として」と読み替へるものとする。

(委任)

第七十八条 この節に定めるもののほか、ユニット型指定短期入所生活介護の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

第三節 基準該当短期入所生活介護

(指定通所介護事業所等の併設)

第七十九条 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当短期入所生活介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当短期入所生活介護事業所」という。)は、指定通所介護事業所若しくは指定認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第五十二条第一項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。)又は社会福祉施設(以下「指定通所介護事業所等」という。)に併設しなければならない。

(従業者)

第八十条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに、規則で定める員数の生活相談員、介護職員又は看護職員、栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他の従業者を有しなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことができる。

2 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護(指定介護予防サービス等基準条例第七十四条に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第七十五条第一項に規定する基準を満たすことをもつて、前項に規定する

基準を満たしているものとみなすことができる。
(設備及び備品等)

第八十一条 基準該当短期入所生活介護事業所には、居室、食堂、機能訓練室、浴室、便所、洗面所、静養室、面接室及び介護職員室を設けるとともに、基準該当短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、指定通所介護事業所等の設備を利用することにより、当該指定通所介護事業所等及び当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営が可能な場合であつて、当該指定通所介護事業所等の利用者等及び当該基準該当短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がないときは、居室を除き、これらの設備を設けないことができる。

2 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第七十六条第一項に規定する基準を満たすことをもつて前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)
第八十二条 第七条、第九条、第十二条から第十六条まで、第五十一条、第六十七条、第七十条及び第七十一条の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。

(委任)
第八十三条 この節に定めるもののほか、基準該当短期入所生活介護の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

第十章 短期入所療養介護

第一節 指定短期入所療養介護

(基本方針)

第八十四条 指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護(次節に規定するユニット型指定短期入所療養介護を除く。以下この節において、「指定短期入所療養介護」という。)の事業は、要介護状態となつた場合においても、その利用者が可能な限りその居室において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、療養生活の質の向上並びに利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定短期入所療養介護の事業を行う者(以下、「指定短期入所療養介護事業者」という。)は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学

的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける者を対象に、介護老人保健施設の療養室、病院の療養病床(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)に係る病室、診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(平成二十三年政令第三百七十五号)第一条の規定による改正前の政令第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。)において指定短期入所療養介護を提供するものとする。

(従業者)

第八十五条 指定短期入所療養介護事業者は、当該事業を行う事業所(以下、「指定短期入所療養介護事業所」という。)ごとに、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、規則で定める員数の当該各号に定める指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者を有しなければならない。

一 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士

二 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設(以下、「指定介護療養型医療施設」という。)である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士

三 療養病床を有する病院又は診療所(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員(病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例(平成二十四年宮城県条例第八十二号)第六条第三号又は第八号第一号に規定する看護補助者をいう。)、栄養士及び理学療法士又は作業療法士

四 診療所(療養病床を有するものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所 看護職員又は介護職員

2 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者(指定介護予防サービス等基準条例第七十九条第二項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護(同条第一項に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第八十条第一項に規定する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

きる。

(設備)

第八十六条 指定短期入所療養介護事業所には、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。

- 一 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所 介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設(介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成二十四年宮城県条例第八十三号)第十八条第一項に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。)に関するものを除く。)
- 二 指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所 指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十一号)第三十七条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。)に関するものを除く。)

- 三 療養病床を有する病院又は診療所(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所 療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備
- 四 診療所(療養病床を有するものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所 病室、食堂、浴室、機能訓練を行うための場所及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

- 2 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第八十一条第一項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

第八十七条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、当該利用者の療養を妥当適切に行わなければならない。

- 2 指定短期入所療養介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、漫然かつ画一的なものとならないうち配慮して行わなければならない。
- 3 指定短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(準用)

第八十八条 第九条、第十二条から第十六条まで、第五十一条及び第七十一条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。

(委任)

第八十九条 この節に定めるもののほか、指定短期入所療養介護の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

第二節 ユニット型指定短期入所療養介護

(基本方針)

第九十条 ユニット型指定短期入所療養介護の事業(指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護(以下「指定短期入所療養介護」という。)の事業であつて、その全部において少数の療養室等及び当該療養室等に近接して設けられる共同生活室(当該療養室等の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。)により一体的に構成される場所(以下この節において「ユニット」という。))ことに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。)

は、利用者の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものであるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものでなければならない。

(設備)

第九十一条 ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者(以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。))には、次の各号に掲げるユニット型指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。

- 一 介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。)
- 二 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。)
- 三 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設療養病床を有する病院に限る。)
- 四 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設(療養病床を有する診療所に

限る。()に限るものに限る。()

2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者(指定介護予防サービス等基準条例第八十六条第一項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業(指定介護予防サービス等基準条例第八十五条に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。)が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第八十六条第一項に規定する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

第九十二条 指定短期入所療養介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿つて自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 指定短期入所療養介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持つて生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 指定短期入所療養介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

4 指定短期入所療養介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(準用)

第九十三条 第九条、第十二条から第十六条まで、第五十一条、第七十一条、第八十四条第一項及び第八十五条の規定は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第八十五条第二項中「第八十条第一項」とあるのは、「第八十八条において準用する指定介護予防サービス等基準条例第八十条第一項」と、「前項」とあるのは、「第九十三条において準用する第八十五条第一項」と読み替えるものとする。

(委任)

第九十四条 この節に定めるもののほか、ユニット型指定短期入所療養介護の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

第十一章 特定施設入居者生活介護

第一節 指定特定施設入居者生活介護

(基本方針)

第九十五条 指定居宅サービスに該当する特定施設入居者生活介護(次節に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。以下この節において「指定特定施設入居者生活介護」という。)の事業は、特定施設サービス計画(法第八条第十一項に規定する計画をいう。以下同じ。)に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となつた場合においても、当該指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この節において「利用者」という。)が当該指定特定施設(特定施設であつて、当該指定特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下この節において同じ。)においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者(以下「指定特定施設入居者生活介護事業者」という。)は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

3 養護老人ホームが特定施設入居者生活介護の事業を行う場合には、次節に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行うこととする。

(従業者)

第九十六条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、規則で定める員数の生活相談員、看護職員又は介護職員、機能訓練指導員及び計画作成担当者を有しなければならない。

(設備)

第九十七条 指定特定施設の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。)は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める建物であつて、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認められたものについては、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 指定特定施設は、介護居室(指定特定施設入居者生活介護を行うための専用の居室をいう。)、一時介護室(一時的に利用者に移して指定特定施設入居者生活介護を行うための室をいう。以下同じ。)、浴室、便所、食堂、機能訓練室及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有しなければならない。ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあつては一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあつては機能訓練室を設けないことができる。

4 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者(指定介護予

防サービス等基準条例第九十条第二項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。)(の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護(同条第一項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。)(の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第九十二条第一項から第三項までに規定する基準を満たすことをもつて、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。)

(指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第九十八条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行わなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護は、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(準用)

第九十九条 第七条、第十二条から第十六条まで、第五十一条及び第七十一条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。

(委任)

第一百条 この節に定めるもののほか、指定特定施設入居者生活介護の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

第二節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護

(基本方針)

第一百一条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護(指定居宅サービスに該当する特定施設入居者生活介護(以下、指定特定施設入居者生活介護)という。)であつて、当該指定特定施設(特定施設であつて、当該指定特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。)の従業者により行われる特定施設サービス計画の作成、当該指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この節において、「利用者」という。)(の安否の確認、利用者の生活相談等(以下「基本サービス」という。))及び当該指定特定施設の事業者が委託する指定居宅サービス事業者(以下「受託居宅サービス事業者」という。))により、当該特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話(以下、受託居宅サービス」という。))をいう。以下同じ。)(の事業は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅

サービス事業者による受託居宅サービスを適切かつ円滑に提供することにより、要介護状態になった場合でも、その利用者が当該指定特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者(以下、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者」という。))は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

(従業者)

第一百二条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、基本サービスの提供に当たる規則で定める員数の生活相談員、介護職員及び計画作成担当者を有しなければならない。

(設備)

第一百三条 指定特定施設は、居室、浴室、便所、食堂及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有しなければならない。ただし、居室の面積が規則で定める面積以上である場合は、食堂を設けなければならない。

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者(指定介護予防サービス等基準条例第九十六条第二項に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。)(の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業と外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護(同条第一項に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。)(の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第九十八条第一項に規定する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第一百四条 第七条、第十二条から第十六条まで、第五十一条、第七十一条、第九十七条第一項及び第二項並びに第九十八条の規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。

(委任)

第一百五条 この節に定めるもののほか、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

第十二章 福祉用具貸与

第一節 指定福祉用具貸与

(基本方針)

第六六条 指定居宅サービスに該当する福祉用具貸与(以下、「指定福祉用具貸与」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居室において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具(法第八条第十二項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下同じ。)の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

(福祉用具専門相談員)

第六七条 指定福祉用具貸与の事業を行う者(以下、「指定福祉用具貸与事業者」という。)は、当該事業を行う事業所ごとに、規則で定める員数の福祉用具専門相談員(政令第四条第一項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。)を有しなければならない。

2 指定福祉用具貸与事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受け、かつ、当該指定に係る事業と指定福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定める規定に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

一 指定介護予防福祉用具貸与事業者(指定介護予防サービス等基準条例第百二条第一項に規定する指定介護予防福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。) 同項

二 指定特定介護予防福祉用具販売事業者(指定介護予防サービス等基準条例第百十条第一項に規定する指定特定介護予防福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。) 同項

三 第百十五条第一項に規定する指定特定福祉用具販売事業者 同項
(設備及び備品等)

第六八条 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、規則で定める場合にあつては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができる。

2 指定福祉用具貸与事業者が指定介護予防福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、指定福祉用具貸与の事業と指定介護予防福祉用具貸与(指定介護予防サービス等基準条例第百一条に規定する指定介護予防福祉用具貸与をいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第百三条第一項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定福祉用具貸与の基本取扱方針)

第六九条 指定福祉用具貸与は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 指定福祉用具貸与事業者は、常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与しなければならない。

3 指定福祉用具貸与事業者は、自らその提供する指定福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(準用)

第七十條 第七條、第九條及び第十二條から第十六條までの規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。

(委任)

第七十一條 この節に定めるもののほか、指定福祉用具貸与の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

第二節 基準該当福祉用具貸与
(基準該当福祉用具貸与に関する基準)

第七十二條 基準該当居宅サービスに該当する福祉用具貸与又はこれに相当するサービス(以下、「基準該当福祉用具貸与」という。)の事業については、第七條、第九條、第十二條から第十六條まで、第六六條、第六七條第一項、第六八條第一項及び第六九條の規定を準用する。

2 基準該当福祉用具貸与の事業と基準該当介護予防福祉用具貸与(指定介護予防サービス等基準条例第百七條第一項に規定する基準該当介護予防福祉用具貸与をいう。)の事業とが同一の事業所により同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、同項において準用する指定介護予防サービス等基準条例第百二條第一項に規定する基準を満たすことをもって前項において準用する第七十條第一項に規定する基準を、指定介護予防サービス等基準条例第百七條第一項において準用する指定介護予防サービス等基準条例第百三條第一項に規定する基準を満たすことをもって前項において準用する第六八條第一項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(委任)

第七十三條 この節に定めるもののほか、基準該当福祉用具貸与の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

第十三章 特定福祉用具販売

(基本方針)

第七十四條 指定居宅サービスに該当する特定福祉用具販売(以下、「指定特定福祉用具販売」という。)

の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居室において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具（法第八条第十三項の規定により厚生労働大臣が定める特定福祉用具をいう。以下同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

（福祉用具専門相談員）

第百十五条 指定特定福祉用具販売の事業を行う者（以下「指定特定福祉用具販売事業者」という。）は、当該事業を行う事業所ごとに、規則で定める員数の福祉用具専門相談員を有しなければならない。

2 指定特定福祉用具販売事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受け、かつ、当該指定に係る事業と指定特定福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定める規定に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

- 一 指定福祉用具貸与事業者 第百七条第一項
- 二 指定介護予防福祉用具貸与事業者 指定介護予防サービス等基準条例第百二条第一項
- 三 指定特定介護予防福祉用具販売事業者 指定介護予防サービス等基準条例第百十条第一項（設備及び備品等）

第百十六条 指定特定福祉用具販売事業者は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定特定福祉用具販売の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定特定福祉用具販売事業者が指定特定介護予防福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定福祉用具販売の事業と指定特定介護予防福祉用具販売（指定介護予防サービス等基準条例第百九条に規定する指定特定介護予防福祉用具販売をいう。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定介護予防サービス等基準条例第百十一条第一項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（準用）

第百十七条 第七条、第九条、第十二条から第十六条まで及び第百九条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第百九条第二項中「福祉用具を貸与」とあるのは、「特定福祉用具を販売」と読み替えるものとする。

（委任）

第百十八条 この章に定めるもののほか、指定特定福祉用具販売の事業の人員等に関する基準は、規

則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。
（経過措置）

2 医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十三年厚生労働省令第八号。以下「平成十三年医療法施行規則等改正省令」という。）附則第三条に規定する既存病院建物内の旧療養型病床群（病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による旧療養型病床群」という。）に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第二十二条の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については、第八十六条第一項第三号の規定にかかわらず、規則で定める基準に適合する食堂及び浴室を有しなければならない。

3 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第三条の適用を受けている病室を有するものについては、第八十六条第一項第三号の規定にかかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、規則で定める病床数以下としなければならない。

4 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第六条の適用を受けている病室を有するものについては、第八十六条第一項第三号の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、規則で定める床面積以上としなければならない。

5 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第二十一条の規定の適用を受けるものについては、第八十六条第一項第三号の規定にかかわらず、規則で定める基準に適合する機能訓練室を有しなければならない。

6 平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第四条に規定する既存診療所建物内の旧療養型病床群（病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による診療所旧療養型病床群」という。）に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第二十四条の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については、第八十六条第一項第三号の規定にかかわらず、規則で定める基準に適合する食堂及び浴室を有しなければならない。

7 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第四条の適用を受けている病室を有する

ものについては、第八十六条第一項第三号の規定にかかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、規則で定める病床数以下としなければならない。

8 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第七条の適用を受けている病室を有するものについては、第八十六条第一項第三号の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、規則で定める床面積以上としなければならない。

9 平成十二年四月一日前から引き続き存する有料老人ホームであつて、規則で定める基準に該当するものとして別に知事が定めるものにあつては、第九十七条第三項又は第百三条第一項の規定にかかわらず、浴室及び食堂を設けないことができるものとする。

10 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成十五年厚生労働省令第二十八号）附則第四条第一項の規定により指定短期入所生活介護事業所であつてユニット型指定短期入所生活介護事業所でないものとみなされるものにおいて行われる事業については、指定短期入所生活介護事業所であつてユニット型指定短期入所生活介護事業所でないものにおいて行われる事業であるものとみなしてこの条例の規定を適用する。ただし、当該事業を行う者が第九章第二節に規定する基準を満たし、かつ、その旨を知事に申し出た場合は、この限りでない。

11 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成十七年厚生労働省令第百三十九号）附則第二条第一項の規定により指定短期入所療養介護事業所であつてユニット型指定短期入所療養介護事業所でないものとみなされるものにおいて行われる事業については、指定短期入所療養介護事業所であつてユニット型指定短期入所療養介護事業所でないものにおいて行われる事業であるものとみなしてこの条例の規定を適用する。ただし、当該事業を行う者が第十章第二節に規定する基準を満たし、かつ、その旨を知事に申し出た場合は、この限りでない。

12 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第百六号。以下「平成二十三年改正省令」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所（以下「一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。）については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後最初の指定の更新までの間は、次項から附則第十七項までの規定によることができる。

13 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所において行われる指定短期入所生活介護（以下「一部ユニット型指定短期入所生活介護」という。）の基本方針は、ユニット（第七十四条に規定するユニットをいう。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分（次項及

び附則第十六項において「ユニット部分」という。）にあつては同条に、それ以外の部分にあつては第六十七条に定めるところによる。

14 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の設備及び備品等は、ユニット部分にあつては第七十五条に、それ以外の部分にあつては第六十九条に定めるところによる。ただし、浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室及び介護材料室については、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、それぞれの設備をもって、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。

15 一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者」という。）が一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例附則第十三項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業と一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例附則第十一項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護をいう。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例附則第十二項に規定する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

16 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の取扱方針は、ユニット部分にあつては第七十六条に、それ以外の部分にあつては第七十条に定めるところによる。

17 第九章第一節（第六十七条、第六十九条及び第七十条を除く。）の規定は、一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。

18 平成二十三年改正省令附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所（以下「一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）については、施行日以後最初の指定の更新までの間は、次項から附則第二十三項までの規定によることができる。

19 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所において行われる指定短期入所療養介護（以下「一部ユニット型指定短期入所療養介護」という。）の基本方針は、ユニット（第九十条に規定するユニットをいう。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分（以下「ユニット部分」という。）にあつては同条に、それ以外の部分にあつては第八十四条に定めるところによる。

20 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、ユニット部分にあつては第九十一条に、それ以外の部分にあつては第八十六条に定めるところによる。ただし、診察室、機能訓練室、生活機能回復訓練室、浴室、サービス・ステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚

物処理室については、利用者に対するサービスの提供に支障がないときはそれぞれ一の設備をもって、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができ、

21 一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例附則第十九項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業と一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービス等基準条例附則第十七項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護をいう。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例附則第十八項に規定する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

22 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の取扱方針は、ユニット部分にあつては第九十二条に、それ以外の部分にあつては第八十七条に定めるところによる。

23 第十章第一節（第八十四条、第八十六条及び第八十七条を除く。）の規定は、一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。
（東日本大震災復興特別区域法に係る指定訪問リハビリテーションの事業の特例）
（東日本大震災復興特別区域法に係る指定訪問リハビリテーションの事業の特例）

24 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第七条第一項に規定する認定復興推進計画に同法第四条第二項第五号に規定する復興推進事業として定められた指定訪問リハビリテーション事業所の整備を推進する事業により、当該認定復興推進計画に当該事業に係る当該認定復興推進計画の区域として定められた区域内の指定訪問リハビリテーション事業所であつて、病院若しくは診療所又は介護老人保健施設との密接な連携を確保し、当該連携先の病院若しくは診療所又は介護老人保健施設の医師の指示の下、指定訪問リハビリテーションの事業を適切に行うものとして知事の認定を受けたもの（以下「居宅サービス特例事業所」という。）において指定訪問リハビリテーションの事業を行う者は、平成二十九年三月三十一日までの間、当該居宅サービス特例事業所ごとに管理者を置かなければならない。

25 居宅サービス特例事業所に係る第三十七条第一項の規定の適用については、平成二十九年三月三十一日までの間、同項中「病院、診療所又は介護老人保健施設であつて、事業の」とあるのは「事業の」と、「区画」とあるのは「事務所」と、「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該指定訪問リハビリテーション事業所の同一敷地内に他の事業所、施設等がある場合は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けることで足りるものとする」とする。

26 居宅サービス特例事業所が併せて指定介護予防サービス等基準条例附則第二十二項に規定する介護予防サービス特例事業所として認定を受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介

護予防訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例附則第二十三項の規定により読み替えて適用する指定介護予防サービス等基準条例第三十七条第一項に規定する基準を満たすことをもつて、前項の規定により読み替えて適用する第三十七条第一項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。
平成二十四年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第八十八号

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

目次

第一章 総則（第一条・第三条）

第二章 指定介護老人福祉施設（第四条・第十七条）

第三章 ユニット型指定介護老人福祉施設（第十八条・第二十二条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第八十六条第一項（法第八十六条の二第四項において準用する場合を含む。）並びに第八十八条第一項及び第二項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（指定の入所定員）

第三条 法第八十六条第一項（法第八十六条の二第四項において準用する場合を含む。）の条例で定める数は、三十人以上とする。

第二章 指定介護老人福祉施設

（基本方針）

第四条 指定介護老人福祉施設次章に規定するユニット型指定介護老人福祉施設を除く。以下同じ。）は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、

（排せつ、食事等の介護、相談及び援助、生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。）

2 指定介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立つて指定介護福祉施設サービスを提供するように努めなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（従業者）

第五条 指定介護老人福祉施設は、規則で定める員数の医師、生活相談員、介護職員又は看護師若しくは准看護師、栄養士、機能訓練指導員及び介護支援専門員を有しなければならない。ただし、入所定員が四十人を超えない指定介護老人福祉施設にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことができる。

（設備）

第六条 指定介護老人福祉施設には、居室、静養室、浴室、洗面設備、便所、医務室、食堂、機能訓練室及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

（提供拒否の禁止）

第七条 指定介護老人福祉施設は、正当な理由がなく、指定介護福祉施設サービスの提供を拒んではならない。

（指定介護福祉施設サービスの取扱方針）

第八条 指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行わなければならない。

2 指定介護福祉施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
（身体的拘束等の禁止）

第九条 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

（管理者）

第十条 指定介護老人福祉施設には、管理者を置かななければならない。

（非常災害対策）

第十一条 指定介護老人福祉施設は、非常災害時における入所者の安全の確保等のために必要な措置に関する計画を立てて、非常災害時における消防機関その他の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

（秘密保持義務）

第十二条 指定介護老人福祉施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護老人福祉施設は、従業者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（利益供与等の禁止）

第十三条 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該指定介護老人福祉施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該指定介護老人福祉施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

（苦情の処理）

第十四条 指定介護老人福祉施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦情の適切かつ迅速な処理を図るために必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

（事故発生の防止等）

第十五条 指定介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

(暴力団員等の排除)

第十六条 指定介護老人福祉施設の管理者その他これに準ずる者として規則で定めるものは、暴力団排除条例(平成二十二年宮城県条例第六十七号)第二条第三号に掲げる暴力団員であつてはならない。

2 指定介護老人福祉施設は、暴力団排除条例第二条第四号イ又はロに掲げる者がその事業活動に支配的な影響力を有するものであつてはならない。

(委任)

第十七条 この章に定めるもののほか、指定介護老人福祉施設の人員等に関する基準は、規則で定める。

第三章 ユニット型指定介護老人福祉施設

(基本方針)

第十八条 ユニット型指定介護老人福祉施設(施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。))により一体的に構成される場所(以下「ユニット」という。))ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居室における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居室における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(設備)

第十九条 ユニット型指定介護老人福祉施設には、ユニット、浴室、医務室及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第二十条 指定介護福祉施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び

生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 指定介護福祉施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 指定介護福祉施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

4 指定介護福祉施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、自らの提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(準用)

第二十一条 第五条、第七条及び第九条から第十六条までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。

(委任)

第二十二条 この章に定めるもののほか、ユニット型指定介護老人福祉施設の人員等に関する基準は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成二十三年厚生労働省令第百六号)附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることができることとされる一部ユニット型指定介護老人福祉施設(以下「一部ユニット型指定介護老人福祉施設」という。))については、この条例の施行の日以後最初の指定の更新までの間は、次項から附則第六項までの規定によることができる。

3 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針は、ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分(以下「ユニット部分」という。))にあつては第十八条に、それ以外の部分にあつては第四条に定めるところによる。

4 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の設備は、ユニット部分にあつては第十九条に、それ以外の部分にあつては第六条に定めるところによる。ただし、浴室及び医務室については、ユニット部

分の入居者及びそれ以外の部分の入所者へのサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一の設備をもって、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。

5 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の指定介護福祉サービスの取扱方針は、ユニット部分にあつては第二十条に、それ以外の部分にあつては第八条に定めるところによる。

6 第二章（第四条、第六条及び第八条を除く。）の規定は、一部ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。

（東日本大震災復興特別区域法に係る従業者の特例）

7 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第七条第一項に規定する認定復興推進計画に同法第四条第二項第五号に規定する復興推進事業として定められた指定介護老人福祉施設の整備を推進する事業により、当該認定復興推進計画に当該事業に係る当該認定復興推進計画の区域として定められた区域内の指定介護老人福祉施設であつて、病院若しくは診療所、介護老人保健施設又は他の指定介護老人福祉施設との密接な連携を確保し、入所者又は入居者に対する健康管理及び療養上の世話を通じに行うものとして知事の認定を受けたものに係る第五条（第二十一条）において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、平成二十九年三月三十一日までの間、第五条中「医師、生活相談員」とあるのは、「生活相談員」とする。

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第八十九号

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

（趣旨）

第一条 この条例は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号。以下「平成十八年改正法」という。）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十八年改正法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第百十条第一項及び第二項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。
（基本方針）

第三条 指定介護療養型医療施設は、長期にわたる療養を必要とする要介護者に対し、施設サービス

計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、入院患者の意思及び人格を尊重し、常に入院患者の立場に立つて指定介護療養施設サービスの提供に努めなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（従業者）

第四条 指定介護療養型医療施設は、次の各号に掲げる指定介護療養型医療施設の区分に応じ、規則で定める員数の当該各号に定める従業者を有しなければならない。

一 療養病床（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院である指定介護療養型医療施設 医師、薬剤師、栄養士、看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）、介護職員、理学療法士、作業療法士及び介護支援専門員

二 療養病床を有する診療所である指定介護療養型医療施設 医師、看護職員、介護職員及び介護支援専門員

三 老人性認知症疾患療養病棟（平成十八年改正法附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成二十三年政令第三百七十五号）第一条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成十年政令第四百二十二号）第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）を有する病院である指定介護療養型医療施設 医師、薬剤師、栄養士、看護職員、介護職員、作業療法士、精神保健福祉士又はこれに準ずる者及び介護支援専門員

（設備）

第五条 療養病床を有する病院又は診療所である指定介護療養型医療施設は、食堂、浴室及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有しなければならない。

2 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設は、生活機能訓練室、テイルーム、面会室、食堂、浴室及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有しなければならない。

（提供拒否の禁止）

第六条 指定介護療養型医療施設は、正当な理由がなく、指定介護療養施設サービスの提供を拒んで
はならない。

(指定介護療養施設サービスの取扱方針)

第七条 指定介護療養型医療施設は、施設サービス計画に基づき、入院患者の要介護状態の軽減又は
悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、その者の療養を妥当適切に行わな
ければならない。

2 指定介護療養施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよ
う配慮して行われなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、自らその提供する指定介護療養施設サービスの質の評価を行い、常
にその改善を図らなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第八条 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、当該入院患者
又は他の入院患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その
他人院患者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

2 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入院患
者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(非常災害対策)

第九条 指定介護療養型医療施設は、非常災害時における入所者の安全の確保等のために必要な措置
に関する計画を立てて、非常災害時における消防機関その他の関係機関への通報及び連携体制を整
備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わ
なければならない。

(秘密保持義務)

第十条 指定介護療養型医療施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入院患者又は
その家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護療養型医療施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入院
患者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(利益供与等の禁止)

第十一条 指定介護療養型医療施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者
に当該指定介護療養型医療施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与し
てはならない。

2 指定介護療養型医療施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該指定介護療養型医療

施設からの退院患者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはなら
ない。

(苦情の処理)

第十二条 指定介護療養型医療施設は、提供した指定介護療養施設サービスに関する入院患者及びそ
の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の
必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなけ
ればならない。

(事故発生の防止等)

第十三条 指定介護療養型医療施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置
を講じなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供により事故が発
生した場合は、速やかに市町村、入院患者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなけ
ればならない。

3 指定介護療養型医療施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなけ
ればならない。

(暴力団員等の排除)

第十四条 指定介護療養型医療施設の管理者その他これに準ずる者として規則で定めるものは、暴力
団排除条例(平成二十二年宮城県条例第六十七号)第二条第三号に掲げる暴力団員であつてはなら
ない。

2 指定介護療養型医療施設は、暴力団排除条例第二条第四号イ又はロに掲げる者がその事業活動に
支配的な影響力を有するものであつてはならない。

(委任)

第十五条 この条例に定めるもののほか、指定介護療養型医療施設の人員等に関する基準は、規則で
定める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予
防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十日

○宮城県条例第九十号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

目次

- 第一章 総則（第一条・第四条）
- 第二章 介護予防訪問介護
 - 第一節 指定介護予防訪問介護（第五条・第十七条）
 - 第二節 基準該当介護予防訪問介護（第十八条・第十九条）
- 第三章 介護予防訪問入浴介護
 - 第一節 指定介護予防訪問入浴介護（第二十条・第二十五条）
 - 第二節 基準該当介護予防訪問入浴介護（第二十六条・第二十七条）
- 第四章 介護予防訪問看護（第二十八条・第三十四条）
- 第五章 介護予防訪問リハビリテーション（第三十五条・第四十条）
- 第六章 介護予防居宅療養管理指導（第四十一条・第四十六条）
- 第七章 介護予防通所介護
 - 第一節 指定介護予防通所介護（第四十七条・第五十三条）
 - 第二節 基準該当介護予防通所介護（第五十四条・第五十五条）
- 第八章 介護予防通所リハビリテーション（第五十六条・第六十一条）
- 第九章 介護予防短期入所生活介護
 - 第一節 指定介護予防短期入所生活介護（第六十二条・第六十八条）
 - 第二節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護（第六十九条・第七十三条）
 - 第三節 基準該当介護予防短期入所生活介護（第七十四条・第七十八条）
- 第十章 介護予防短期入所療養介護
 - 第一節 指定介護予防短期入所療養介護（第七十九条・第八十四条）
 - 第二節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護（第八十五条・第八十九条）
- 第十一章 介護予防特定施設入居者生活介護
 - 第一節 指定介護予防特定施設入居者生活介護（第九十条・第九十五条）
 - 第二節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（第九十六条・第一百条）
- 第十二章 介護予防福祉用具貸与
 - 第一節 指定介護予防福祉用具貸与（第一百一条・第一百六条）

第一節 基準該当介護予防福祉用具貸与（第七十七条・第八十条）
第十三章 指定介護予防福祉用具販売（第九十一条・第九十四条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五十四条第一項第二号、第百十五條の二第二項第一号（法第百十五條の十一において読み替えて準用する法第七十條の二第四項において準用する場合を含む。）並びに第百十五條の四第一項及び第二項の規定に基づき、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（指定介護予防サービスの指定の申請者）

第三条 法第百十五條の二第二項第一号（法第百十五條の十一において読み替えて準用する法第七十條の二第四項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人である者又は法人でない者（当該申請に係る介護予防サービスの種類が、病院等により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護である場合に限る。）であつて、暴力団排除条例（平成二十二年宮城県条例第六十七号）第二条第四号に該当する者でないものとする。

（指定介護予防サービスの事業の一般原則）

第四条 指定介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立つたサービスの提供に努めなければならない。

2 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第二章 介護予防訪問介護

第一節 指定介護予防訪問介護

（基本方針）

第五条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問介護（以下「指定介護予防訪問介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又

は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならぬ。

(訪問介護員等)

第六条 指定介護予防訪問介護の事業を行う者(以下「指定介護予防訪問介護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防訪問介護事業所」という。)ごとに、規則で定める員数の訪問介護員等(指定介護予防訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号。以下「政令」という。)(第三条第一項に規定する者)をいう。以下この節において同じ。)を有しなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち規則で定める員数の者をサービス提供責任者としなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年宮城県条例第八十七号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)(第六条第一項に規定する指定訪問介護事業者)をいう。以下同じ。)(指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護(指定居宅サービス等基準条例第五条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。))の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定居宅サービス等基準条例第六条第一項及び第二項に規定する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第七条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに管理者を置かなければならない。

(設備及び備品等)

第八条 指定介護予防訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定介護予防訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定居宅サービス等基準条例第八条第一項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(提供拒否の禁止)

第九条 指定介護予防訪問介護事業者は、正当な理由がなく、指定介護予防訪問介護の提供を拒んではならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第十条 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する介護予防訪問介護の提供をさせてはならない。

(秘密保持義務)

第十一条 指定介護予防訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、従業者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(利益供与の禁止)

第十二条 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援事業者(介護予防支援事業を行う者をいう。以下同じ。)(又はその従業者)に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることとの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情の処理)

第十三条 指定介護予防訪問介護事業者は、その提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

(事故発生時の対応)

第十四条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

(指定介護予防訪問介護の基本取扱方針)

第十五条 指定介護予防訪問介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするもので

あることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(暴力団員等の排除)

第十六条 指定介護予防訪問介護事業所の管理者その他これに準ずる者として規則で定めるものは、暴力団排除条例第二条第三号に掲げる暴力団員であつてはならない。

2 指定介護予防訪問介護事業所は、暴力団排除条例第二条第四号イ又はロに掲げる者がその事業活動に支配的な影響力を有するものであつてはならない。

(委任)

第十七条 この節に定めるもののほか、指定介護予防訪問介護の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

第二節 基準該当介護予防訪問介護

(基準該当介護予防訪問介護に関する基準)

第十八条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防訪問介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当介護予防訪問介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当介護予防訪問介護事業者」という。)は、訪問介護員等(基準該当介護予防訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は政令第三条第一項に規定する者をいう。以下同じ。)に、その同居の家族である利用者に対する介護予防訪問介護の提供をさせてはならない。ただし、同居の家族である利用者に対する介護予防訪問介護が規則で定める場合に該当するときは、この限りでない。

2 基準該当介護予防訪問介護事業者は、前項ただし書の規定に基づき、訪問介護員等にその同居の家族である利用者に対する基準該当介護予防訪問介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向や当該利用者に係る介護予防訪問介護計画(サービス提供責任者が利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成した基準該当介護予防訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した計画をいう。)の実施状況等からみて、当該基準該当介護予防訪問介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該訪問介護員等に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じなければならない。

3 前節(第六条第三項、第八条第一項、第十条及び前条を除く。)の規定は、基準該当介護予防訪問介護の事業について準用する。この場合において、第六条第一項中「常勤の訪問介護員等」とある

るのは「訪問介護員等」と、第八条第一項中「専用の区画」とあるのは「区画」と読み替えるものとする。

4 基準該当介護予防訪問介護の事業と基準該当訪問介護(指定居宅サービス等基準条例第十八条第一項に規定する基準該当訪問介護をいう。)の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、同条第三項において準用する指定居宅サービス等基準条例第六条第一項及び第二項に規定する基準を満たすことをもつて、前項において準用する第六条第一項及び第二項に規定する基準を、指定居宅サービス等基準条例第十八条第三項において読み替えて準用する指定居宅サービス等基準条例第八条第一項に規定する基準を満たすことをもつて前項において読み替えて準用する第八条第一項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(委任)

第十九条 この節に定めるもののほか、基準該当介護予防訪問介護の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

第三章 介護予防訪問入浴介護

第一節 指定介護予防訪問入浴介護

(基本方針)

第二十条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問入浴介護(以下「指定介護予防訪問入浴介護」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の支援を行うことによつて、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従業者)

第二十一条 指定介護予防訪問入浴介護の事業を行う者(以下「指定介護予防訪問入浴介護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防訪問入浴介護事業所」という。)ごとに規則で定める員数の指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たる看護師又は准看護師及び介護職員を有しなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第二十一条第一項に規定する指定訪問入浴介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問入浴介護の事業と指定訪問入浴介護(指定居宅サービス等基準条例第二十条に規定する指定訪問入浴介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定居宅サービス等基準条例第二十一条第一項に規定する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

第二十二條 指定介護予防訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定介護予防訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問入浴介護の事業と指定訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定居宅サービス等基準条例第二十二條第一項に規定する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定介護予防訪問入浴介護の基本取扱方針)

第二十三條 指定介護予防訪問入浴介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しなければならない。

(準用)

第二十四條 第七條、第九條、第十一條から第十四條まで及び第十六條の規定は、指定介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。

(委任)

第二十五條 この節に定めるもののほか、指定介護予防訪問入浴介護の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

第二節 基準該当介護予防訪問入浴介護

(基準該当介護予防訪問入浴介護に関する基準)

第二十六條 第七條、第九條、第十一條から第十四條まで、第十六條、第二十條、第二十一條第一項、

第二十二條第一項及び第二十三條の規定は、基準該当介護予防サービスに該当する介護予防訪問入浴介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当介護予防訪問入浴介護」という。)の事業について準用する。この場合において、第二十二條第一項中、「専用の区画」とあるのは、「区画」と読み替えるものとする。

2 基準該当介護予防訪問入浴介護の事業と基準該当訪問入浴介護(指定居宅サービス等基準条例第二十六條第一項に規定する基準該当訪問入浴介護をいう。)の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合にあつては、同項において準用する指定居宅サービス等基準条例第二十一條第一項に規定する基準を、指定居宅サービス等基準条例第二十六條第一項において読み替えて準用する指定居宅サービス等基準条例第二十二條第一項に規定する基準を満たすことをもつて前項において読み替えて準用する第二十二條第一項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(委任)

第二十七條 この節に定めるもののほか、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

第四章 介護予防訪問看護

(基本方針)

第二十八條 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問看護(以下「指定介護予防訪問看護」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(看護師等)

第二十九條 指定介護予防訪問看護の事業を行う者(以下「指定介護予防訪問看護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防訪問看護事業所」という。)ごとに、次の各号に掲げる指定介護予防訪問看護事業所の区分に応じ、規則で定める員数の当該各号に定める従業者以下「看護師等」という。)を有しなければならない。

- 一 病院又は診療所以外の指定介護予防訪問看護事業所(以下「指定介護予防訪問看護ステーション」という。) 保健師又は看護師若しくは准看護師(以下この条において「看護職員」という。)及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士
- 二 病院又は診療所である指定介護予防訪問看護事業所(以下「指定介護予防訪問看護を担当する医療機関」という。) 指定介護予防訪問看護の提供に当たる看護職員

2 指定介護予防訪問看護事業者が指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準条例第二十九條第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問看護の事業と指定訪問看護(指定居宅サービス等基準条例第二十八條に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定居宅サービス等基準条例第二十九條第一項に規定する基準を満たすことをもつて、前項に規定

する基準を満たしているものとみなすことができる。
(設備及び備品等)

第三十条 指定介護予防訪問看護ステーションには、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けるほか、指定介護予防訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。ただし、当該指定介護予防訪問看護ステーションの同一敷地内に他の事業所、施設等がある場合は、事務室に代えて事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けることで足りるものとする。

2 指定介護予防訪問看護を担当する医療機関は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の指定介護予防訪問看護の事業の用に供する区画を確保するとともに、指定介護予防訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問看護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定居宅サービス等基準条例第三十条第一項及び第二項に規定する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第三十一条 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等にその同居の家族である利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供をさせてはならない。
(指定介護予防訪問看護の基本取扱方針)

第三十二条 指定介護予防訪問看護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
2 指定介護予防訪問看護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないうで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者がその有する能力を最大限活用することができるよう適切な働きかけに努めなければならない。
(準用)

第三十三条 第七条、第九条、第十一条から第十四条まで及び第十六条の規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。

(委任)
第三十四条 この章に定めるもののほか、指定介護予防訪問看護の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

第五章 介護予防訪問リハビリテーション
(基本方針)

第三十五条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問リハビリテーション(以下、指定介護予防訪問リハビリテーション)という。この事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。
(従業者)

第三十六条 指定介護予防訪問リハビリテーションの事業を行う者(以下、指定介護予防訪問リハビリテーション事業者)という。これは、当該事業を行う事業所(以下、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所)という。ことに、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を有しなければならない。

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者(指定居宅サービス等基準条例第三十六条第一項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者)をいう。以下同じ。の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーション(指定居宅サービス等基準条例第三十五条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定居宅サービス等基準条例第三十六条第一項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
(設備及び備品等)

第三十七条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所又は介護老人保健施設であって、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているとともに、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーションの事業

とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定居宅サービス等基準条例第三十七条第一項に規定する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定介護予防訪問リハビリテーションの基本取扱方針)

第三十八条 指定介護予防訪問リハビリテーションは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないうで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(準用)

第三十九条 第九条、第十一条から第十四条まで及び第十六条の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。

(委任)

第四十条 この章に定めるもののほか、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

第六章 介護予防居宅療養管理指導

(基本方針)

第四十一条 指定介護予防サービスに該当する介護予防居宅療養管理指導(以下「指定介護予防居宅療養管理指導」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員(歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。)、歯科衛生士(歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下同じ。))又は管理栄養士が、通

院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従業者)

第四十二条 指定介護予防居宅療養管理指導の事業を行う者(以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業所」という。)ごとに、次の各号に掲げる指定介護予防居宅療養管理指導事業所の区分に応じ、規則で定める員数の当該各号に定める従業者を有しなければならない。

一 病院又は診療所である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 医師又は歯科医師及び薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士

二 薬局である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 薬剤師

三 指定訪問看護ステーション等(指定訪問看護ステーション(指定居宅サービス等基準条例第二十九条第一項第一号に掲げる指定訪問看護ステーションをいう。))及び指定介護予防訪問看護ステーションをいう。以下同じ。)である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 看護職員

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者が指定居宅療養管理指導事業者(指定居宅サービス等基準条例第四十二条第一項に規定する指定居宅療養管理指導事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防居宅療養管理指導の事業と指定居宅療養管理指導(指定居宅サービス等基準条例第四十一条に規定する指定居宅療養管理指導をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定居宅サービス等基準条例第四十二条第一項に規定する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

第四十三条 指定介護予防居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所、薬局又は指定訪問看護ステーション等であつて、指定介護予防居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているほか、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者が指定居宅療養管理指導事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防居宅療養管理指導の事業と指定居宅療養管理指導の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定居宅サービス等基準条例第四十三条第一項に規定する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定介護予防居宅療養管理指導の基本取扱方針)

第四十四条 指定介護予防居宅療養管理指導は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、自らその提供する指定介護予防居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

(準用)

第四十五条 第九条、第十一条から第十四条まで及び第十六条の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。

(委任)

第四十六条 この章に定めるもののほか、指定介護予防居宅療養管理指導の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

第七章 介護予防通所介護

第一節 指定介護予防通所介護

(基本方針)

第四十七条 指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護（以下「指定介護予防通所介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従業者)

第四十八条 指定介護予防通所介護の事業を行う者（以下「指定介護予防通所介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防通所介護事業所」という。）ごとに、指定介護予防通所介護の提供に当たる規則で定める員数の生活相談員、看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）、介護職員及び機能訓練指導員を有しなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第四十八条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第四十七条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、

指定居宅サービス等基準条例第四十八条第一項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

3 第一項の規定にかかわらず、地域密着型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年宮城県条例第八十六号）第二十一条第一項に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第三十条第一項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）に指定介護予防通所介護事業所が併設される場合にあつては、当該指定介護予防通所介護事業所の生活相談員又は機能訓練指導員については、当該地域密着型特別養護老人ホーム又は指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員又は機能訓練指導員により当該指定介護予防通所介護事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(設備及び備品等)

第四十九条 指定介護予防通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定介護予防通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定居宅サービス等基準条例第四十九条第一項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(非常災害対策)

第五十条 指定介護予防通所介護事業者は、非常災害時における利用者の安全の確保等のために必要な措置に関する計画を立てて、非常災害時における消防機関その他の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(指定介護予防通所介護の基本取扱方針)

第五十一条 指定介護予防通所介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、自らその提供する指定介護予防通所介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とする

ものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防通所介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(準用)

第五十二条 第七条、第九条、第十一条から第十四条まで及び第十六条の規定は、指定介護予防通所介護の事業について準用する。

(委任)

第五十三条 この節に定めるもののほか、指定介護予防通所介護の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

第二節 基準該当介護予防通所介護

(基準該当介護予防通所介護に関する基準)

第五十四条 第七条、第九条、第十一条から第十四条まで、第十六条、第四十七条、第四十八条第一項、第四十九条第一項、第五十条及び第五十一条の規定は、基準該当介護予防サービスに該当する介護予防通所介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当介護予防通所介護」という。)の事業について準用する。この場合において、第四十九条第一項中「食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室」とあるのは、「食事を行う場所、機能訓練を行う場所、静養のための場所、生活相談のための場所及び事務連絡のための場所」と読み替えるものとする。

2 基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護(指定居宅サービス等基準条例第五十九条第一項に規定する基準該当通所介護をいう。)の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、同項において準用する指定居宅サービス等基準条例第四十八条第一項に規定する基準を満たすことをもつて前項において準用する第四十八条第一項に規定する基準を、指定居宅サービス等基準条例第五十九条第一項において読み替えて準用する指定居宅サービス等基準条例第四十九条第一項に規定する基準を満たすことをもつて前項において読み替えて準用する第四十九条第一項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(委任)

第五十五条 この節に定めるもののほか、基準該当介護予防通所介護の事業の人員等に関する基準は、

規則で定める。

第八章 介護予防通所リハビリテーション

(基本方針)

第五十六条 指定介護予防サービスに該当する介護予防通所リハビリテーション(以下「指定介護予防通所リハビリテーション」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従業者)

第五十七条 指定介護予防通所リハビリテーションの事業を行う者(以下「指定介護予防通所リハビリテーション事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防通所リハビリテーション事業所」という。)ことに、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる規則で定める員数の医師及び理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員を有しなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者(指定居宅サービス等基準条例第六十二条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーション(指定居宅サービス等基準条例第六十一条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定居宅サービス等基準条例第六十二条第一項に規定する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備等)

第五十八条 指定介護予防通所リハビリテーション事業所は、指定介護予防通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定介護予防通所リハビリテーションを行うために必要な専用の機械及び器具を備えなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定居宅サービス等基準条例第六十三条第一項に規定する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定介護予防通所リハビリテーションの基本取扱方針)

第五十九条 指定介護予防通所リハビリテーションは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定介護予防通所リハビリテーションの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするのではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(準用)

第六十条 第九条、第十一条から第十四条まで、第十六条及び第五十条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。

(委任)

第六十一条 この章に定めるもののほか、指定介護予防通所リハビリテーションの事業の人員等に關する基準は、規則で定める。

第九章 介護予防短期入所生活介護

第一節 指定介護予防短期入所生活介護

(基本方針)

第六十二条 指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護(次節に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護を除く。以下この節において「指定介護予防短期入所生活介護」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居室において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものではない。

(従業者)

第六十三条 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者(以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。)ごとに、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる規則で定める員数の医師、生活相談員、介護職員又は看護職員、栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他の従業者を有しなければならない。ただし、利用定員(当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護

予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者(指定居室サービス等基準条例第六十八条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護(指定居室サービス等基準条例第六十七条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。))の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者、以下この条及び次条において同じ。))の数の上限をいう。)が四十人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことができる。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定居室サービス等基準条例第六十八条第一項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

3 第一項の規定にかかわらず、地域密着型特別養護老人ホーム又は指定地域密着型介護老人福祉施設に指定介護予防短期入所生活介護事業所が併設される場合にあつては、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の医師については、当該地域密着型特別養護老人ホーム又は指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

4 第一項の規定にかかわらず、地域密着型特別養護老人ホーム又は指定地域密着型介護老人福祉施設に指定介護予防短期入所生活介護事業所が併設される場合にあつては、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホーム又は指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(設備及び備品等)

第六十四条 指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)でなければならない。ただし、規則で定める建物にあっては、準耐火建築物(同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める建物であつて、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたものについては、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業所には、居室、食堂、機能訓練室、浴室、便所、洗面設備、医務室、静養室、面談室、介護職員室、看護職員室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室及び介護材料室を設けるとともに、指定介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効率的な運営が可能な場合であつて、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がないときは、居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室及び看護職員室を除き、これらの設備を設けないことができる。

4 前項に規定するもののほか、指定介護予防短期入所生活介護事業所には、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

5 特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、養護老人ホーム(同法第二十条の四に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。)、病院、診療所、介護老人保健施設その他規則で定める施設(以下「特別養護老人ホーム等」という。)に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所であつて、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの(以下「併設事業所」という。)にあっては、第三項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等(以下「併設本体施設」という。)の効率的な運営が可能な場合であつて、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設と同項本文に規定する設備(居室を除く。)を指定介護予防短期入所生活介護の事業の用に供することができる。

6 特別養護老人ホームであつて、その全部又は一部が利用されていない居室を利用して指定介護予防短期入所生活介護の事業を行うものにあつては、第三項の規定にかかわらず、特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。

7 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定居室サービス等基準条例第六十九条第一項から第六項までに規定する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(身体的拘束等の禁止)

第六十五条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行つてはならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(指定介護予防短期入所生活介護の基本取扱方針)

第六十六条 指定介護予防短期入所生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(準用)

第六十七条 第七条、第九条、第十一条から第十四条まで、第十六条及び第五十条の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。

(委任)

第六十八条 この節に定めるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

第二節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護

(基本方針)

第六十九条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業(指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護(以下「指定介護予防短期入所生活介護」という。))の事業であつて、その全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。)により一体的に構成される場所(以下この節において「ユニット」という。))ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。)は、利用者の意思及び人格を尊重し、利用前の居室における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものでなければならない。

(設備及び備品等)

第七十条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者(以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。)には、ユニット、浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室及び介護材料室を設けるとともに、指定介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の効率的な運営が可能な場合であつて、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、ユニットを除き、これらの設備を設けないことができる。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第七十五条第一項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。)(の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業(指定居宅サービス等基準条例第七十四条に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。))とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定居宅サービス等基準条例第七十五条第一項に規定する基準及び指定居宅サービス等基準条例第七十七条において準用する指定居宅サービス等基準条例第六十九条(第三項及び第七項を除く。)(に規定する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準及び第七十二条において準用す

る第六十四条(第三項及び第七項を除く。)(に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たつての留意事項)

第七十一条 指定介護予防短期入所生活介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿つて自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持つて生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 指定介護予防短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

(準用)

第七十二条 第七条、第九条、第十一条から第十四条まで、第十六条、第五十条、第六十三条、第六十四条(第三項及び第七項を除く。)、第六十五条及び第六十六条の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第六十三条第二項中「第六十八条第一項」とあるのは「第七十七条において準用する指定居宅サービス等基準条例第六十八条第一項」と、第六十四条第四項中「前項」とあるのは「第七十条第一項」と、同条第五項中「第三項」とあるのは「第七十条第一項」と、「居室」とあるのは「ユニット」と、同条第六項中「特別養護老人ホームであつて」とあるのは「ユニット型特別養護老人ホーム(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第十五条第一項に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。))であつて」と、「第三項」とあるのは「第七十条第一項」と、「特別養護老人ホーム」として」とあるのは「ユニット型特別養護老人ホーム」と読み替へるものとする。

(委任)

第七十三条 この節に定めるもののほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

第三節 基準該当介護予防短期入所生活介護

(指定介護予防通所介護事業所等との併設)

第七十四条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護」という。))の事業を行う者(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者」という。))が当該事業を行う事業所(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業所」という。))は、指定介護予防通所介護事業所若しくは指定介護予防認

知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型介護予防サビスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サビスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）第十三条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。）又は社会福祉施設（以下、「指定介護予防通所介護事業所等」という。）に併設しなければならない。

（従業者）

第七十五条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、規則で定める員数の生活相談員、介護職員又は看護職員、栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他の従業者を有しなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことができる。

2 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護（指定居宅サビス等基準条例第七十九条に規定する基準該当短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合にあつては、指定居宅サビス等基準条例第八十条第一項に規定する基準を満たすことをもつて前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（設備及び備品等）

第七十六条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所には、居室、食堂、機能訓練室、浴室、便所、洗面所、静養室、面接室及び介護職員室を設けるとともに、基準該当介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、指定介護予防通所介護事業所等の設備を利用することにより、当該指定介護予防通所介護事業所等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営が可能な場合であつて、当該指定介護予防通所介護事業所等の利用者等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がないときは、居室を除き、これらの設備を設けなければならない。

2 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合にあつては、指定居宅サビス等基準条例第八十一条第一項に規定する基準を満たすことをもつて前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（準用）

第七十七条 第七条、第九条、第十一条から第十四条まで、第十六条、第五十条、第六十二条、第六十五条及び第六十六条の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。

（委任）

第七十八条 この節に定めるもののほか、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

第十章 介護予防短期入所療養介護

第一節 指定介護予防短期入所療養介護

（基本方針）

第七十九条 指定介護予防サビスに該当する介護予防短期入所療養介護（次節に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護を除く。以下この節において、「指定介護予防短期入所療養介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居室において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上並びに心身機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

2 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下、「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室、病院の療養病床（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）に係る病室、診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症医療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成二十三年政令第三百七十五号）第一条の規定による改正前の政令第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。）において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

（従業者）

第八十条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、当該事業を行う事業所（以下、「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）ごとに、次の各号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、規則で定める員数の当該各号に定める指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たつた従業者を有しなければならない。

- 一 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士
- 二 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有

するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士

三 療養病床を有する病院又は診療所（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員（病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第八十二号）第六条第三号又は第八条第二号に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士

四 診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所 看護職員又は介護職員

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第八十四条第二項に規定する指定短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護（同条第一項に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定居宅サービス等基準条例第八十五条第一項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（設備）

第八十一条 指定介護予防短期入所療養介護事業所には、次の各号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。

一 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所 介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年宮城県条例第八十三号）第十八条第一項に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）

二 指定介護療養型医療施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所 指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）第三十七条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）

三 療養病床を有する病院又は診療所（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所 療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

四 診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所 病室

食堂、浴室、機能訓練を行うための場所及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者の指定を受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定居宅サービス等基準条例第八十六条第一項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（指定介護予防短期入所療養介護の基本取扱方針）

第八十二条 指定介護予防短期入所療養介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定介護予防短期入所療養介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

（準用）

第八十三条 第九条、第十一条から第十四条まで、第十六条、第五十条及び第六十五条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。

（委任）

第八十四条 この節に定めるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

第二節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護

（基本方針）

第八十五条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（指定介護予防サービスに該当する指定介護予防短期入所療養介護（以下「指定介護予防短期入所療養介護」という。）の事業であつて、その全部において少数の療養室等及び当該療養室等に近接して設けられる共同生活室（当該療養室等の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）により一体的に構成される場所（以

下この節において「ユニット」という。）ことに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。）は、利用者の意思及び人格を尊重し、利用前の居室における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならぬ。

(設備)

第八十六条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者(以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)には、次の各号に掲げるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。

一 介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。)

二 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。)

三 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設(療養病床を有する病院に限る。))に関するものに限る。)

四 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設(療養病床を有する診療所に限る。))に関するものに限る。)

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護事業者指定居宅サービス等基準条例第九十一条第一項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。)(の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業(指定居宅サービス等基準条例第九十条に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。))とが同一の事業所において一体的に運営されている場合において、指定居宅サービス等基準条例第九十一条第一項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっての留意事項)

第八十七条 指定介護予防短期入所療養介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様

式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 指定介護予防短期入所療養介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 指定介護予防短期入所療養介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

(準用)

第八十八条 第九条、第十一条から第十四条まで、第十六条、第五十条、第六十五条、第七十九条第二項及び第八十条の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。

この場合において、第八十条第二項中「第八十五条第一項」とあるのは、「第九十三条において準用する指定居宅サービス等基準条例第八十五条第一項」と、「前項」とあるのは「第八十八条において準用する第八十条第一項」と読み替えるものとする。

(委任)

第八十九条 この節に定めるもののほか、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

第十一章 介護予防特定施設入居者生活介護

第一節 指定介護予防特定施設入居者生活介護

(基本方針)

第九十条 指定介護予防サービスに該当する介護予防特定施設入居者生活介護(次節に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。以下この節において「指定介護予防特定施設入居者生活介護」という。)の事業は、介護予防特定施設サービス計画(法第八条の第二十一項に規定する計画をいう。以下同じ。)に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この節において「利用者」という。))が指定介護予防特定施設(特定施設であって、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下この節において同じ。)において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う者(以下「指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」という。))は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

3 介護老人ホームが介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合については、次節に規定す

る外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行うこととする。
(従業者)

第九十一条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、規則で定める員数の生活相談員、看護職員又は介護職員、機能訓練指導員及び計画作成担当者を有しなくてはならない。

(設備)

第九十二条 指定介護予防特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める建物であつて、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認められたものについては、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 指定介護予防特定施設は、介護居室（指定介護予防特定施設入居者生活介護を行うための専用の居室をいう。）、一時介護室（一時的に利用者を移して指定介護予防特定施設入居者生活介護を行うための室をいう。以下同じ。）、浴室、便所、食堂、機能訓練室及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有しなくてはならない。ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあつては一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあつては機能訓練室を設けないことができる。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設入居者生活介護事業者（指定居室サービス等基準条例第九十五条第二項に規定する指定特定施設入居者生活介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業と指定特定施設入居者生活介護（同条第一項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。）の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、指定居室サービス等基準条例第九十七条第一項から第三項までに規定する基準を満たすことをもつて、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定介護予防特定施設入居者生活介護の基本取扱方針)

第九十三条 指定介護予防特定施設入居者生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防特定施設入居者生活介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に

当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(準用)

第九十四条 第七条、第十一条から第十四条まで、第十六条、第五十条及び第六十五条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。

(委任)

第九十五条 この節に定めるもののほか、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

第二節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護

(基本方針)

第九十六条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービスに該当する介護予防特定施設入居者生活介護（以下、「指定介護予防特定施設入居者生活介護」という。）であつて、当該指定介護予防特定施設（特定施設であつて、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。）の従業者により行われる介護予防特定施設サービス計画の作成、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この節において「利用者」という。）の安否の確認、利用者の生活相談等（以下、「基本サービス」という。）及び当該指定介護予防特定施設の事業者が委託する指定介護予防サービス事業者（以下、「受託介護予防サービス事業者」という。）により、当該指定介護予防特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話（以下、「受託介護予防サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、受託介護予防サービス事業者による受託介護予防サービスを適切かつ円滑に提供することにより、当該指定介護予防特定施設において自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下、「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業運営

に努めなければならない。

(従業者)

第九十七条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、基本サービスの提供に当たる規則で定める員数の生活相談員、介護職員及び計画作成担当者を有しなければならない。

(設備)

第九十八条 指定介護予防特定施設は、居室、浴室、便所、食堂及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有しなければならない。ただし、居室の面積が規則で定める面積以上である場合には、食堂を設けないことができる。

2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第百一条第二項に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者をいう。)の指定も併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業と外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護(同条第一項に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。)の事業とが同一の施設において一体的に運用されている場合にあつては、指定居宅サービス等基準条例第百三条第一項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第九十九条 第七条、第十一条から第十四条まで、第十六条、第五十条、第六十五条、第九十二条第一項及び第二項並びに第九十三条の規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。

(委任)

第一百条 この節に定めるもののほか、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

第十二章 介護予防福祉用具貸与

第一節 指定介護予防福祉用具貸与

(基本方針)

第一百一条 指定介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与(以下「指定介護予防福祉用具貸与」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居室において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具(法第八条の第十二項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下同じ。)の選定

の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものでなければならない。

(福祉用具専門相談員)

第一百二条 指定介護予防福祉用具貸与の事業を行う者(以下「指定介護予防福祉用具貸与事業者」という。)は、当該事業を行う事業所ごとに、規則で定める員数の福祉用具専門相談員(政令第四条第一項に規定する福祉用具専門相談員をいう。)を有しなければならない。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受け、かつ、当該指定に係る事業と指定介護予防福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定める規定に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

一 指定福祉用具貸与事業者(指定居宅サービス等基準条例第百七条第一項に規定する指定福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。) 同項

二 指定特定福祉用具販売事業者(指定居宅サービス等基準条例第百十五条第一項に規定する指定特定福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。) 同項

三 第百十条第一項に規定する指定特定介護予防福祉用具販売事業者 同項

(設備及び備品等)

第一百三条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定介護予防福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、規則で定める場合にあつては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができる。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者が指定福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防福祉用具貸与の事業と指定福祉用具貸与(指定居宅サービス等基準条例第百六条に規定する指定福祉用具貸与をいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定居宅サービス等基準条例第百八条第一項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定介護予防福祉用具貸与の基本取扱方針)

第一百四条 指定介護予防福祉用具貸与は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、自らその提供する指定介護予防福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たり、利用者ができ

る限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

(準用)

第百五条 第七条、第九条、第十一条から第十四条まで及び第十六条の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。

(委任)

第百六条 この節に定めるもののほか、指定介護予防福祉用具貸与の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

第二節 基準該当介護予防福祉用具貸与

(基準該当介護予防福祉用具貸与に関する基準)

第百七条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与又はこれに相当するサービス(以下、「基準該当介護予防福祉用具貸与」という。)の事業については、第七条、第九条、第十一条から第十四条まで、第十六条、第一百一条、第一百二条第一項、第一百三条第一項及び第一百四条の規定を準用する。

2 基準該当介護予防福祉用具貸与の事業と基準該当福祉用具貸与(指定居宅サービス等基準条例第百二条第一項に規定する基準該当福祉用具貸与をいう。)の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、同項において準用する指定居宅サービス等基準条例第百七条第一項に規定する基準を満たすことをもつて前項において準用する第百一条第一項に規定する基準を、指定居宅サービス等基準条例第百二条第一項において準用する指定居宅サービス等基準条例第百八条第一項に規定する基準を満たすことをもつて前項において準用する第百三条第一項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(委任)

第百八条 この節に定めるもののほか、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

第十三章 特定介護予防福祉用具販売

(基本方針)

第百九条 指定介護予防サービスに該当する特定介護予防福祉用具販売(以下、「指定特定介護予防福祉用具販売」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な

特定介護予防福祉用具(法第八条の第二十三項の規定により厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具をいう。以下同じ。)の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定介護予防福祉用具を販売することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(福祉用具専門相談員)

第百十条 指定特定介護予防福祉用具販売の事業を行う者(以下、「指定特定介護予防福祉用具販売事業者」という。)は、当該事業を行う事業所ごとに、規則で定める員数の福祉用具専門相談員を有しなければならない。

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受け、かつ、当該指定に係る事業と指定特定介護予防福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定める規定に規定する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

一 指定福祉用具貸与事業者 指定居宅サービス等基準条例第百七条第一項

二 指定特定福祉用具販売事業者 指定居宅サービス等基準条例第百十五条第一項

三 指定介護予防福祉用具貸与事業者 第百二条第一項

(設備及び備品等)

第百十一条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定特定介護予防福祉用具販売の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者が指定特定福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定介護予防福祉用具販売の事業と指定特定福祉用具販売(指定居宅サービス等基準条例第百十四条に規定する指定特定福祉用具販売をいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定居宅サービス等基準条例第百十六条第一項に規定する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定特定介護予防福祉用具販売の基本取扱方針)

第百十二条 指定特定介護予防福祉用具販売は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、自らその提供する指定特定介護予防福祉用具販売の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを

目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができ
 するような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

(準用)

第百十三条 第七条、第九条、第十一条から第十四条まで及び第十六条の規定は、指定特定介護予防
 福祉用具販売の事業について準用する。

(委任)

第百十四条 この章に定めるもののほか、指定特定介護予防福祉用具販売の人員等に関する基準は、
 規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成十三年厚生労働省令第八号。以下、平成十三年医
 療法施行規則等改正省令」という。)(附則第三条に規定する既存病院建物内の旧療養型病床群(病
 床を転換して設けられたものに限る。以下、「病床転換による旧療養型病床群」という。)に係る病
 床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、平成十三年医療法施行規則
 等改正省令附則第二十二号の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については、第八十
 一条第一項第三号の規定にかかわらず、規則で定める基準に適合する食堂及び浴室を有しなければ
 ならない。

3 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事
 業所であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第三条の適用を受けている病室を有する
 ものについては、第八十一条第一項第三号の規定にかかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数
 は、規則で定める病床数以下としなければならない。

4 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事
 業所であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第六条の適用を受けている病室を有する
 ものについては、第八十一条第一項第三号の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、
 規則で定める床面積以上としなければならない。

5 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事
 業所であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第二十一条の規定の適用を受けるもの
 については、第八十一条第一項第三号の規定にかかわらず、規則で定める基準に適合する機能訓練室

を有しなければならない。

6 平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第四条に規定する既存診療所建物内の旧療養型病床群
 (病床を転換して設けられたものに限る。以下、「病床転換による診療所旧療養型病床群」という。)
 に係る病床を有する診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、平成十三年医
 療法施行規則等改正省令附則第二十四条の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室につ
 いては、第八十一条第一項第三号の規定にかかわらず、規則で定める基準に適合する食堂及び浴室を有
 しなければならない。

7 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定介護予防短期入所療
 養介護事業所であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第四条の適用を受けている病室
 を有するものについては、第八十一条第一項第三号の規定にかかわらず、療養病床に係る一の病室
 の病床数は、規則で定める病床数以下としなければならない。

8 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定介護予防短期入所療
 養介護事業所であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第七条の適用を受けている病室
 を有するものについては、第八十一条第一項第三号の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床
 面積は、規則で定める床面積以上としなければならない。

9 指定居室サービス等基準条例附則第六項の規定の適用を受けているものについては、第九十二条
 第三項の規定にかかわらず、浴室及び食堂を設けないことができる。

10 指定居室サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成二
 十三年厚生労働省令第六号。以下、「平成二十三年改正省令」という。)(附則第八条第一項の規定
 によりなお従前の例によることとされる一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介
 護事業所(以下、「一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。))については、
 この条例の施行の日(以下、「施行日」という。))以後最初の指定の更新までの間は、次項から附則
 第十五項までの規定によることができる。

11 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において行われる指定介護予防短期入所生
 活介護(以下、「一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護」という。))の事業の基本方針は、
 ユニット(第六十九条に規定するユニットをいう。))ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対
 する支援が行われる部分(次項及び附則第十四項において、「ユニット部分」という。))にあつては
 同条に、それ以外の部分にあつては第六十二条に定めるところによる。

12 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の設備及び備品等は、ユニット部分にあつ
 ては第七十条に、それ以外の部分にあつては第六十四条に定めるところによる。ただし、浴室、医
 務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室及び介護材料室については、利用者へのサービスの

提供に支障がないときは、それぞれ一の設備をもって、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。

13 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下、「一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例附則第十五項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業と一部ユニット型指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準条例附則第十三項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護をいう。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定居宅サービス等基準条例附則第十四項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

14 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たつての留意事項は、ユニット部分については、第七十一条に定めるところによる。

15 第九章第一節（第六十二条及び第六十四条を除く。）の規定は、一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。

16 平成二十三年改正省令附則第八条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所（以下、「一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）については、施行日以後最初の指定の更新までの間は、次項から附則第二十一項までの規定によることができる。

17 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所において行われる指定介護予防短期入所療養介護（以下、「一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護」という。）の基本方針は、ユニット（第八十五条に規定するユニットをいう。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分（以下、「ユニット部分」という。）にあっては同条に、それ以外の部分にあっては第七十九条に定めるところによる。

18 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、ユニット部分にあっては第八十六条に、それ以外の部分にあっては第八十一条に定めるところによる。ただし、診察室、機能訓練室、生活機能回復訓練室、浴室、サービス・ステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室については、利用者へのサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一の設備をもって、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。

19 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下、「一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者（指定居

宅サービス等基準条例附則第二十一項に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業と一部ユニット型指定短期入所療養介護（指定居宅サービス等基準条例附則第十九項に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護をいう。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定居宅サービス等基準条例附則第二十項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

20 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たつての留意事項は、ユニット部分については、第八十七条に定めるところによる。

21 第十章第一節（第七十九条及び第八十一条を除く。）の規定は、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。

22 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第七条第一項に規定する認定復興推進計画に同法第四条第二項第五号に規定する復興推進事業として定められた指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の整備を推進する事業により、当該認定復興推進計画に当該事業に係る当該認定復興推進計画の区域として定められた区域内の指定介護予防訪問リハビリテーション事業所であつて、病院若しくは診療所又は介護老人保健施設との密接な連携を確保し、当該連携先の病院若しくは診療所又は介護老人保健施設の医師の指示の下、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業を適切に行うものとして知事の認定を受けたもの（以下、「介護予防サービス特例事業所」という。）において指定介護予防訪問リハビリテーションの事業を行う者は、平成二十九年三月三十一日までの間、当該介護予防サービス特例事業所に管理者を置かなければならない。

23 介護予防サービス特例事業所に係る第三十七条第一項の規定の適用については、平成二十九年三月三十一日までの間、同項中「病院、診療所又は介護老人保健施設であつて、事業の」とあるのは、「事業の」と、「区画」とあるのは、「事業所」と、「ならない」とあるのは、「ならない。ただし、当該指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の同一敷地内に他の事業所、施設等がある場合は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けることで足りるものとする」とする。

24 介護予防サービス特例事業所が併せて指定居宅サービス等基準条例附則第二十四項に規定する居宅サービス特例事業所として認定を受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定居宅サービス等基準条例附則第二十五項の規定により読み替えて適用する指定居宅サービス等基準条例第三十七条第一項に規定する基準を満たすことをもって、前項の規定により読み替え

て適用する第三十七条第一項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第九十一号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第一章 総則(第一条・第十三条)

第二章 助産施設(第十四条・第十六条)

第三章 乳児院(第十七条・第二十一条)

第四章 母子生活支援施設(第二十三条・第二十八条)

第五章 保育所(第二十九条・第三十二条)

第六章 児童厚生施設(第三十三条・第三十六条)

第七章 児童養護施設(第三十七条・第四十二条)

第八章 福祉型障害児入所施設(第四十三条・第四十七条)

第九章 医療型障害児入所施設(第四十八条・第五十条)

第十章 福祉型児童発達支援センター(第五十一条・第五十四条)

第十一章 医療型児童発達支援センター(第五十五条・第五十八条)

第十二章 情緒障害児短期治療施設(第五十九条・第六十二条)

第十三章 児童自立支援施設(第六十四条・第六十八条)

第十四章 児童家庭支援センター(第六十九条・第七十二条)

附則 第一章 総則

(趣旨)

第一条 この条例は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第四十五条第一項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。
(最低基準の目的)

第三条 この条例で定める基準(以下「最低基準」という。)は、児童福祉施設に入所している者が、

明るく、衛生的な環境において、栄養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員その他の従業者の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。

(最低基準と児童福祉施設)

第四条 児童福祉施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(児童福祉施設的一般原則)

第五条 児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

4 児童福祉施設には、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(非常災害対策)
第六条 児童福祉施設には、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

2 児童福祉施設は、非常災害時における入所している者の安全の確保等のために必要な措置に関する計画を立てて、非常災害時における消防機関その他の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

3 前項の訓練のうち、避難及び消火に対するものは、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び従業者の基準)

第七条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び従業者の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び従業者に兼ねることができる。

ただし、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する従業者については、この限りでない。

(入所している者を平等に取り扱う原則)

第八条 児童福祉施設においては、入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第九条 児童福祉施設の従業者は、入所している児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第十条 児童福祉施設の長は、入所している児童等に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に關しその児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持義務)

第十一条 児童福祉施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 児童福祉施設は、従業者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情の処理)

第十二条 児童福祉施設は、その行つた援助に關する入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たつて当該児童福祉施設の従業者以外の者を関与させなければならない。

3 児童福祉施設は、第一項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

(暴力団員等の排除)

第十三条 児童福祉施設の長その他これに準ずる者として規則で定めるものは、暴力団排除条例(平成二十二年宮城県条例第六十七号)第一条第三号に掲げる暴力団員であつてはならない。

2 児童福祉施設は、暴力団排除条例第二条第四号イ又はロに掲げる者がその事業活動に支配的な影響を有するものであつてはならない。

第二章 助産施設

(種類)

第十四条 助産施設は、第一種助産施設及び第二種助産施設とする。

2 第一種助産施設とは、病院又は診療所である助産施設をいう。

3 第二種助産施設とは、助産所である助産施設をいう。

(第一種助産施設の従業者)

第十五条 第二種助産施設には、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に規定する従業者のほか、規則で定める員数の専任又は嘱託の助産師を置かなければならない。

(委任)

第十六条 この章に定めるもののほか、助産施設の設備及び運営に關する基準は、規則で定める。

第三章 乳児院

(設備)

第十七条 乳児院(乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)十人未満を入所させる乳児院を除く。)には、寢室、観察室、診察室、病室、ほふく室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けなければならない。

2 乳幼児十人未満を入所させる乳児院には、乳幼児の養育のための専用の室及び相談室を設けなければならない。

(従業者)

第十八条 乳児院(乳幼児十人未満を入所させる乳児院を除く。)には、医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

2 心理療法を行う必要があると認められる乳幼児又はその保護者十人以上に心理療法を行う場合にあつては、前項に規定する従業者のほか、心理療法担当職員を置かなければならない。

3 乳幼児二十人以下を入所させる施設には、第一項に規定する従業者のほか、規則で定める員数の保育士を置かなければならない。

第十九条 乳幼児十人未満を入所させる乳児院には、嘱託医、看護師、家庭支援専門相談員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。

(養育)

第二十条 乳児院における養育は、乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し、その人格の形成に資することとなるものでなければならない。

2 乳児院における家庭環境の調整は、乳幼児の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。

(業務の質の評価等)

第二十一条 乳児院は、自らその行つ法第三十七条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(委任)

第二十二条 この章に定めるもののほか、乳児院の設備及び運営に関する基準は、規則で定める。

第四章 母子生活支援施設

(設備)

第二十三条 母子生活支援施設には、母子室、集会、学習等を行う室及び相談室を設けなければならない。

2 前項の母子室には、調理設備、浴室及び便所を設けなければならない。

3 第一項に規定する設備のほか、乳幼児三十人未満を入所させる母子生活支援施設には静養室を、乳幼児三十人以上を入所させる母子生活支援施設には医務室及び静養室を設けなければならない。

4 乳幼児を入所させる母子生活支援施設には、第一項及び前項に規定する設備のほか、付近にある保育所又は児童厚生施設が利用できない等必要があるときは、保育所に準ずる設備を設けなければならない。

(従業者)

第二十四条 母子生活支援施設には、母子支援員(母子生活支援施設において母子の生活支援を行う者をいう。)、嘱託医、少年を指導する職員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。

2 心理療法を行う必要があると認められる母子十人以上に心理療法を行う場合にあっては、前項に規定する従業者のほか、心理療法担当職員を置かなければならない。

3 配偶者からの暴力を受けたこと等により個別に特別な支援を行う必要があると認められる母子に当該支援を行う場合にあっては、第一項に規定する従業者のほか、個別対応職員を置かなければならない。

(生活支援)

第二十五条 母子生活支援施設における生活支援は、母子を共に入所させる施設の特性を生かしつつ、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定を図られるよう、個々の母子の家庭生活及び稼働の状況にに応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言及び指導並びに関係機関との連絡調整を行う等の支援により、その自立の促進を目的とし、かつ、その私生活を尊重して行わなければならない。

(業務の質の評価等)

第二十六条 母子生活支援施設は、自らその行つ法第三十八条に規定する業務の質の評価を行うと

もに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(保育所に準ずる設備)

第二十七条 第二十三条第四項の規定により、母子生活支援施設に保育所に準ずる設備を設ける場合については、保育所に関する規定を準用する。

(委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、母子生活支援施設の設備及び運営に関する基準は、規則で定める。

第五章 保育所

(設備)

第二十九条 保育所には、次の各号に掲げる保育所の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。

一 乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させる保育所 乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所

二 満二歳以上の幼児を入所させる保育所 保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)、調理室及び便所

(従業者)

第三十条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

(保育の内容)

第三十一条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行つことをその特性とし、その内容については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第三十条に規定する厚生労働大臣が定める指針に従つ。

(委任)

第三十二条 この章に定めるもののほか、保育所の設備及び運営に関する基準は、規則で定める。

第六章 児童厚生施設

(設備)

第三十三条 児童遊園等屋外の児童厚生施設には、広場、遊具及び便所を設けなければならない。児童館等屋内の児童厚生施設には、集会室、遊戯室、図書室及び便所を設けなければならない。

(従業者)

第三十四条 児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。

(遊びの指導を行うに当たって遵守すべき事項)

第三十五条 児童厚生施設における遊びの指導は、児童の自主性、社会性及び創造性を高め、もって地域における健全育成活動の助長を図るようこれを行うものとする。

(委任)

第三十六条 この章に定めるもののほか、児童厚生施設の設備及び運営に関する基準は、規則で定める。

第七章 児童養護施設

(設備)

第三十七条 児童養護施設には、児童の居室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けなければならない。

2 児童三十人以上を入所させる児童養護施設にあつては、前項に規定する設備のほか、医務室及び静養室を設けなければならない。

3 第一項に規定する設備のほか、児童養護施設には、入所している児童の年齢、適性等に応じ職業指導に必要な設備(以下「職業指導に必要な設備」という。)を設けなければならない。

(従業者)

第三十八条 児童養護施設には、児童指導員(児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。)、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員並びに乳児が入所している施設にあつては看護師を置かなければならない。ただし、児童四十人以上を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2 心理療法を行う必要があると認められる児童十人以上に心理療法を行う場合にあつては、前項に規定する従業者のほか、心理療法担当職員を置かなければならない。

3 実習設備を設けて職業指導を行う場合にあつては、第一項に規定する従業者のほか、職業指導員を置かなければならない。

(養護)

第三十九条 児童養護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援することを目的として行わなければならない。

(生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整)

第四十条 児童養護施設における生活指導は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、かつ、将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるように行わなければならない。

2 児童養護施設における学習指導は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。

3 児童養護施設における職業指導は、勤労の基礎的な能力及び態度を育てるとともに、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等及び必要に応じ行う実習、講習等の支援により行わなければならない。

4 児童養護施設における家庭環境の調整は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう行わなければならない。

(業務の質の評価等)

第四十一条 児童養護施設は、自らその行う法第四十一条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(委任)

第四十二条 この章に定めるもののほか、児童養護施設の設備及び運営に関する基準は、規則で定める。

第八章 福祉型障害児入所施設

(設備)

第四十三条 福祉型障害児入所施設には、児童の居室、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を設けなければならない。ただし、児童三十人未満を入所させる施設であつて主として知的障害のある児童を入所させるものにあつては医務室を、児童三十人未満を入所させる施設であつて主として盲児又はろうあ児(以下「盲ろうあ児」という。)を入所させるものにあつては医務室及び静養室を設けなければならない。

2 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、前項に規定する設備のほか、職業指導に必要な設備を設けなければならない。

3 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設にあつては、第一項に規定する設備のほか、遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備、音楽に関する設備並びに浴室及び便所の手すり並びに特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備を設けなければならない。

4 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設にあつては、第一項に規定する設備のほか、遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備を設けなければならない。

5 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設にあつては、第一項に規定する設備のほか、訓練室、屋外訓練場並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けなければならない。

(従業者)

第四十四条 主として知的障害のある児童(自閉症を主たる症状とする児童(以下「自閉症児」という。)を除く。)を入所させる福祉型障害児入所施設には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者(障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として知事が定めるものをいう。以下同じ。)を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、前項に規定する従業者並びに医師及び看護師を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

3 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、第一項の規定を準用する。

4 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、第一項に規定する従業者及び看護師を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

5 前各項に規定する従業者のほか、心理指導を行う必要があると認められる児童五人以上に心理指導を行う場合にあつては心理指導担当職員を、職業指導を行う場合にあつては職業指導員を置かなければならない。

(生活指導及び学習指導)

第四十五条 福祉型障害児入所施設における生活指導は、児童が日常の起居の間に、当該福祉型障害児入所施設を退所した後、できる限り社会に適応するようこれを行わなければならない。

2 福祉型障害児入所施設における学習指導については、第四十条第二項の規定を準用する。

(職業指導を行うに当たって遵守すべき事項)

第四十六条 福祉型障害児入所施設における職業指導は、児童の適性に応じ、児童が将来できる限り健全な社会生活を営むことができるようこれを行わなければならない。

2 前項に規定するもののほか、福祉型障害児入所施設における職業指導については、第四十条第三項の規定を準用する。

(委任)

第四十七条 この章に定めるもののほか、福祉型障害児入所施設の設備及び運営に関する基準は、規則で定める。

第九章 医療型障害児入所施設

(設備)

第四十八条 医療型障害児入所施設には、病院として必要な設備のほか、訓練室及び浴室を設けなければならない。

2 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設にあつては、前項に規定する設備のほか、静養室を設けなければならない。

3 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設にあつては、第一項に規定する設備のほか、屋外訓練場、ギブス室、特殊手工芸等の作業を指導するために必要な設備、義肢装具を製作する設備並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けなければならない。ただし、義肢装具を製作する設備は、他に適当な設備がある場合にあつては、これを設けなければならない。

(従業者)

第四十九条 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設には、病院として必要な従業者のほか、児童指導員、保育士及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。

2 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、前項に規定する従業者及び理学療法士又は作業療法士を置かなければならない。

3 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設には、前項に規定する従業者及び心理指導担当職員を置かなければならない。

(委任)

第五十条 この章に定めるもののほか、医療型障害児入所施設の設備及び運営に関する基準は、規則で定める。

第十章 福祉型児童発達支援センター

(設備及び備品)

第五十一条 福祉型児童発達支援センター(主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。以下この項から第三項までにおいて同じ。)には、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場(福祉型児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)、医務室、相談室、調理室、便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けなければならない。

2 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターにあつては、前項に規定する設備のほか、静養室を設けなければならない。

3 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターにあつては、第一項に規定する設備のほか、聴力検査室を設けなければならない。

4 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、指導訓練室、調理室、便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けなければならない。

(従業者)

第五十二条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。）には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むに必要な機能訓練を行う場合にあつては、機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。）を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を通わせる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、前項に規定する従業者及び言語聴覚士を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を通わせる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

3 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、第一項に規定する従業者及び看護師を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を通わせる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

(生活指導)

第五十三条 福祉型児童発達支援センターにおける生活指導については、第四十五条第一項の規定を準用する。

(委任)

第五十四条 この章に定めるもののほか、福祉型児童発達支援センターの設備及び運営に関する基準は、規則で定める。

第十一章 医療型児童発達支援センター

(設備)

第五十五条 医療型児童発達支援センターには、診療所として必要な設備のほか、指導訓練室、屋外訓練場、相談室、調理室並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けなければならない。

(従業者)

第五十六条 医療型児童発達支援センターには、診療所として必要な従業者のほか、児童指導員、保育士、看護師、理学療法士又は作業療法士及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。

(生活指導)

第五十七条 医療型児童発達支援センターにおける生活指導については、第四十五条第一項の規定を準用する。

(委任)

第五十八条 この章に定めるもののほか、医療型児童発達支援センターの設備及び運営に関する基準は、規則で定める。

第十二章 情緒障害児短期治療施設

(設備)

第五十九条 情緒障害児短期治療施設には、児童の居室、医務室、静養室、遊戯室、観察室、心理検査室、相談室、工作室、調理室、浴室及び便所を設けなければならない。

(従業者)

第六十条 情緒障害児短期治療施設には、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

(心理療法、生活指導及び家庭環境の調整)

第六十一条 情緒障害児短期治療施設における心理療法及び生活指導は、児童の社会的適応能力の回復を図り、児童が、当該情緒障害児短期治療施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるようにすることを目的として行わなければならない。

2 情緒障害児短期治療施設における家庭環境の調整は、児童の保護者に児童の状態及び能力を説明するとともに、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。

(業務の質の評価等)

第六十二条 情緒障害児短期治療施設は、自らその行う法第四十三条の二に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(委任)

第六十三条 この章に定めるもののほか、情緒障害児短期治療施設の設備及び運営に関する基準は、規則で定める。

第十三章 児童自立支援施設

(設備)

第六十四条 児童自立支援施設の学級指導に関する設備については、小学校、中学校又は特別支援学校の設備の設置基準に関する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定を準用する。ただし、学級指導を行わない場合にあつては、この限りでない。

2 前項に規定する設備以外の設備については、第三十七条の規定を準用する。

(従業者)

第六十五条 児童自立支援施設には、児童自立支援専門員（児童自立支援施設において児童の自立支援を行う者をいう。）（児童生活支援員）（児童自立支援施設において児童の生活支援を行う者をいう。）（嘱託医及び精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士並びに調理員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあっては栄養士を調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。）

2 心理療法を行う必要があると認められる児童十人以上に心理療法を行う場合にあっては、前項に規定する従業者のほか、心理療法担当職員を置かなければならない。

3 実習設備を設けて職業指導を行う場合にあっては、第一項に規定する従業者のほか、職業指導員を置かなければならない。

（生活指導、職業指導、学科指導及び家庭環境の調整）

第六十六条 児童自立支援施設における生活指導及び職業指導は、全て児童がその適性及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう支援することを目的として行わなければならない。

2 学科指導については、学校教育法の規定による学習指導要領を準用する。ただし、学科指導を行わない場合にあっては、この限りでない。

3 生活指導、職業指導及び家庭環境の調整については、第四十条（第二項を除く。）の規定を準用する。

（業務の質の評価等）

第六十七条 児童自立支援施設は、自らその行う法第四十四条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的な外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（委任）

第六十八条 この章に定めるもののほか、児童自立支援施設の設備及び運営に関する基準は、規則で定める。

第十四章 児童家庭支援センター

（設備）

第六十九条 児童家庭支援センターには、相談室を設けなければならない。

（職員）

第七十条 児童家庭支援センターには、法第四十四条の二第一項に規定する業務（以下「支援」といふ。）を担当する職員を置かなければならない。

（支援を行うに当たって遵守すべき事項）

第七十一条 児童家庭支援センターにおいて支援を行うに当たっては、児童、保護者その他の者の意向の把握に努めるとともに、懇切を旨としなければならない。

2 児童家庭支援センターにおいて、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子自立支援員、母子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たっては、その他の支援を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。

3 児童家庭支援センターにおいては、その附置されている施設との緊密な連携を行うとともに、その支援を円滑に行えるよう必要な措置を講じなければならない。

（委任）

第七十二条 この章に定めるもののほか、児童家庭支援センターの設備及び運営に関する基準は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成二十三年六月十七日前から引き続き存する母子生活支援施設、児童養護施設及び児童自立支援施設の建物（同日において建築中であつたものを含み、同日以後に全面的に改築されたものを除く。）に係る第二十三条第一項又は第三十七条第一項（第六十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第二十三条第一項中「及び相談室を設けなければならない」とあるのは、「調理場、浴室及び便所を設けなければならない。ただし、付近に公衆浴場等があるときは、浴室を設けなければならない」と、第三十七条第一項中「居室、相談室」とあるのは、「居室」とする。

3 平成二十三年六月十七日前から引き続き存する母子生活支援施設の建物（同日において建築中であつたものを含み、同日以後に全面的に改築されたものを除く。）については、第二十三条第二項の規定は、適用しない。

4 平成二十四年四月一日前から引き続き存する障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号。以下「整備法」という。）（第五条の規定による改正前の法第四十三条の二に規定する旨の施設（通所のみにより利用されるものに限る。）であつて、整備法附則第三十四条第二項の規定により整備法第五条の規定による改正後の法第四十三条に規定する児童発達支援センターとして設置しているものとみなされたものに対する第五十二条第一

項の規定の適用については、同条第二項中「及び言語聴覚士」とあるのは、「、聴能訓練担当職員（聴能訓練を担当する職員をいう。）及び言語機能訓練担当職員（言語機能の訓練を担当する職員をいう。）とする。

平成二十四年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第九十二号

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十五条第一項の規定に基づき、婦人保護施設（売春防止法（昭和三十一年法律第十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(基本方針)

第二条 婦人保護施設は、入所者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員により、社会において自立した生活を送るための支援を含め、適切な処遇を行うよう努めなければならない。

2 婦人保護施設は、入所者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

3 婦人保護施設においては、入所者の国籍、信条又は社会的身分によつて、差別的取扱いをしてはならない。

(最低基準と婦人保護施設)

第三条 婦人保護施設は、この条例で定める基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させるよう努めなければならない。

(構造設備の一般原則)

第四条 婦人保護施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(非常災害対策)

第五条 婦人保護施設は、非常災害時における入所者の安全の確保等のために必要な措置に関する計画を立てて、非常災害時における消防機関その他の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

ない。

(苦情の処理)

第六条 婦人保護施設は、その行った処遇に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。

2 婦人保護施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

(職員)

第七条 婦人保護施設には、施設長（婦人保護施設の長をいう。以下同じ。）、入所者を指導する職員、調理員及び施設のその他の業務を行うために必要な職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

(設備)

第八条 婦人保護施設の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）又は準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める建物であつて、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認められたものについては、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 婦人保護施設には、事務室、相談室、宿直室、居室、集會室兼談話室、静養室、医務室、作業室、食堂、調理室、洗面所、浴室、便所、洗濯室及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

(自立の支援等)

第九条 婦人保護施設は、入所者の自立を支援するため、入所者の就労及び生活に関する指導及び援助を行わなければならない。

2 前項の指導及び援助は、入所者の私生活を尊重して行わなければならない。

(秘密保持義務)

第十条 婦人保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 婦人保護施設は、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(暴力団員等の排除)

第十一節 施設長その他これに準ずる者として規則で定めるものは、暴力団排除条例（平成二十二年宮城県条例第六十七号）第二条第三号に掲げる暴力団員であつてはならない。

2 婦人保護施設は、暴力団排除条例第二条第四号イ又はロに掲げる者がその事業活動に支配的な影響力を有するものであつてはならない。

（委任）

第十二条 この条例に定めるもののほか、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第九十三号

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

目 次

第一章 総則（第一条・第四条）

第二章 児童発達支援

第一節 指定児童発達支援（第五条・第二十一条）

第二節 基準該当児童発達支援（第二十一条・第二十五条）

第三章 医療型児童発達支援（第二十六条・第三十条）

第四章 放課後等デイサービス

第一節 指定放課後等デイサービス（第三十一条・第三十五条）

第二節 基準該当放課後等デイサービス（第三十六条・第三十七条）

第五章 保育所等訪問支援（第三十八条・第四十二条）

第六章 多機能型事業所に関する特例（第四十三条・第四十五条）

附 則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下、法という。）第二十一条の五の四第一項第二号、第二十一条の五の十五第二項第一号（法第二十一条の五の十六第四項に

おいて準用する場合を含む。）並びに第二十一条の五の十八第一項及び第二項の規定に基づき、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（指定障害児通所支援事業者の指定の申請者）

第三条 法第二十一条の五の十五第二項第一号（法第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人である者又は法人でない者（当該申請に係る障害児通所支援の種類が病院又は診療所により行われる医療型児童発達支援である場合に限る。）であつて、暴力団排除条例（平成二十二年宮城県条例第六十七号）第二条第四号に該当する者でないものとする。

（指定障害児通所支援事業者等の一般原則）

第四条 指定障害児通所支援事業者等は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「通所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。

2 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。

3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十二号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人權の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章 児童発達支援

第一節 指定児童発達支援

（基本方針）

第五条 児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指

導及び訓練を行うものでなければならない。

(従業者)

第六条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下、「指定児童発達支援事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下、「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）（こと）に、規則で定める員数の指導員又は保育士及び児童発達支援管理責任者（障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として知事が定めるものをいう。以下同じ。）を有しなければならない。

2 前項に規定する従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合にあつては、機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を有しなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、規則で定める員数の嘱託医、看護師、児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）又は保育士、機能訓練担当職員及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。

第七条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）（こと）に、規則で定める員数の嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者を有しなければならない。ただし、四十人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては調理員を置かないことができる。

2 前項に規定する従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合にあつては、機能訓練担当職員を有しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第一項に規定する従業者のほか、規則で定める員数の言語聴覚士及び機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。）を置かなければならない。

4 第二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第一項に規定する従業者のほか、規則で定める員数の看護師及び機能訓練担当職員を置かなければならない。

(管理者)

第八条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所（こと）に管理者を置かなければならない。

(設備及び備品等)

第九条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）には、指導訓練室の

ほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）には、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下同じ。）（こと）、医務室、相談室、調理室及び便所並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、遊戯室、屋外遊戯場、医務室及び相談室は、障害児の支援に支障がない場合は、設けないことができる。

3 前項に規定する設備のほか、主として知的障害のある児童を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては静養室を、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては聴力検査室を設けなければならない。

(提供拒否の禁止)

第十条 指定児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定児童発達支援の提供を拒んではならない。

(指定児童発達支援の取扱方針)

第十一条 指定児童発達支援事業者は、児童発達支援計画（指定児童発達支援に係る通所支援計画をいう。）に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないうつ配慮しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(非常災害対策)

第十二条 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、非常災害時における障害児の安全の確保等のために必要な措置に関する計画を立てて、非常災害時における消防機関その他の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第十三条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（以下、「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その

際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(虐待等の禁止)

第十四条 指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第十五条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限り。）の長たる指定児童発達支援事業所の管理者は、障害児に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に關しその障害児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持義務)

第十六条 指定児童発達支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者及び管理者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(利益供与等の禁止)

第十七条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十七項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（以下、「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を受受してはならない。

(苦情の処理)

第十八条 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

(事故発生時の対応)

第十九条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採つた処置について記録しなければならない。

(暴力団員等の排除)

第二十条 指定児童発達支援事業所の管理者その他これに準ずる者として規則で定めるものは、暴力団排除条例第二条第三号に掲げる暴力団員であつてはならない。

2 指定児童発達支援事業所は、暴力団排除条例第一条第四号イ又はロに掲げる者がその事業活動に支配的な影響力を有するものであつてはならない。

(委任)

第二十一条 この節に定めるもののほか、指定児童発達支援の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

第二節 基準該当児童発達支援

(基準該当児童発達支援に関する基準)

第二十二条 児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下、「基準該当児童発達支援」という。）の事業を行う事業所（以下、「基準該当児童発達支援事業所」という。）には、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 第五条、第六条第一項、第八条、第十条から第十四条まで及び第十六条から第二十条までの規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。

(指定生活介護事業所に関する特例)

第二十三条 規則で定める要件を満たした指定生活介護事業者（指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第九十五号。以下、「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第三十条に規定する指定生活介護（以下、「指定生活介護」という。）の事業を行う者をいう。）が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定生活介護を提供する場合には、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所 指定障害福祉サービス等基準条例第三十一条に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（前条第二項（第十二条及び第二十条の規定を準用する部分に限る。）及び第二十五条を除く。）の規定は、当該指定生活介護事業所については、

適用しない。

(指定通所介護事業所に関する特例)

第二十四条 規則で定める要件を満たした指定通所介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年宮城県条例第八十七号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。))第四十八条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。)が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護(指定居宅サービス等基準条例第四十七条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。))を提供する場合には、当該指定通所介護を基準該児童発達支援と、当該指定通所介護を行う指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第四十八条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。))を基準該児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(第二十二条第二項(第十一條及び第二十條の規定を準用する部分に限る。))及び次条を除く。の規定は、当該指定通所介護事業所については、適用しない。

(委任)

第二十五条 この節に定めるもののほか、基準該児童発達支援の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

第三章 医療型児童発達支援

(基本方針)

第二十六条 医療型児童発達支援に係る指定通所支援(以下、「指定医療型児童発達支援」という。)の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行うものでなければならない。

(従業者)

第二十七条 指定医療型児童発達支援の事業を行う者(以下、「指定医療型児童発達支援事業者」という。))は、当該事業を行う事業所(以下、「指定医療型児童発達支援事業所」という。))に、規則で定める員数の診療所として必要とされる従業者、児童指導員、保育士、看護師、理学療法士又は作業療法士及び児童発達支援管理責任者を有しなければならない。

2 前項に規定する従業者のほか、指定医療型児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行う場合にあつては、機能訓練担当職員を有しなければならない。

(設備)

第二十八条 指定医療型児童発達支援事業所には、診療所として必要とされる設備、指導訓練室、屋外訓練場、相談室、調理室並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設け

なければならない。

(準用)

第二十九条 第八条及び第十条から第二十条までの規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中、「児童発達支援計画」とあるのは、「医療型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

(委任)

第三十条 この章に定めるもののほか、指定医療型児童発達支援の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

第四章 放課後等デイサービス

第一節 指定放課後等デイサービス

(基本方針)

第三十一条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援(以下、「指定放課後等デイサービス」という。))の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

(従業者)

第三十二条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者は、当該事業を行う事業所(以下、「指定放課後等デイサービス事業所」という。))に、規則で定める員数の指導員又は保育士及び児童発達支援管理責任者を有しなければならない。

2 前項に規定する従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合にあつては、機能訓練担当職員を有しなければならない。

(設備及び備品等)

第三十三条 指定放課後等デイサービス事業所には、指導訓練室のほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

(準用)

第三十四条 第八条、第十条から第十四条まで及び第十六条から第二十条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中、「児童発達支援計画」とあるのは、「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

(委任)

第三十五条 この節に定めるもののほか、指定放課後等デイサービスの事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

第二節 基準該当放課後等デイサービス

(基準該当放課後等デイサービスに関する基準)

第三十六条 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援(以下「基準該当放課後等デイサービス」という。)の事業を行う事業所には、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 第八条、第十条から第十四条まで、第十六条から第二十条まで、第二十三条、第二十四条、第三十一条及び第三十二条の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。

(委任)

第三十七条 この節に定めるもののほか、基準該当放課後等デイサービスの事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

第五章 保育所等訪問支援

(基本方針)

第三十八条 保育所等訪問支援に係る指定通所支援(以下「指定保育所等訪問支援」という。)の事業は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

(従業者)

第三十九条 指定保育所等訪問支援の事業を行う者は、当該事業を行う事業所(以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。)ごとに、規則で定める員数の訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を有しなければならない。

(設備及び備品等)

第四十条 指定保育所等訪問支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定保育所等訪問支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(準用)

第四十一条 第八条、第十条、第十一条、第十三条、第十四条及び第十六条から第二十条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「児童発達支援計画」とあるのは、「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

(委任)

第四十二条 この章に定めるもののほか、指定保育所等訪問支援の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

第六章 多機能型事業所に関する特例

(人員に関する特例)

第四十三条 多機能型事業所(指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業、指定放課後等デイサービスの事業及び指定保育所等訪問支援の事業(以下「指定児童発達支援等の事業」という。))並びに指定生活介護の事業、指定障害福祉サービス等基準条例第五十九条に規定する指定自立訓練(機能訓練)の事業、指定障害福祉サービス等基準条例第六十五条に規定する指定自立訓練(生活訓練)の事業、指定障害福祉サービス等基準条例第七十二条に規定する指定就労移行支援の事業、指定障害福祉サービス等基準条例第七十七条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び指定障害福祉サービス等基準条例第八十三条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち二以上の事業を一体的に行う事業所(指定障害福祉サービス等基準条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。)をいう。のうち、指定児童発達支援等の事業のみを行うものに係る事業を行う者に対する第六条第一項及び第二項、第七条、第二十七条、第三十二条並びに第三十九条の規定の適用については、第六条第一項中「事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。))とあり、同条第二項及び第七条中「指定児童発達支援事業所」とあり、第二十七条第一項中「事業所(以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。))とあり、同条第二項中「指定児童発達支援事業所」とあり、第三十二条第一項中「事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。))とあり、同条第二項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあり、及び第三十九条中「事業所(以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。))とあるのは、「多機能型事業所」とする。

(設備に関する特例)

第四十四条 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。

(委任)

第四十五条 この章に定めるもののほか、多機能型事業所において行われる事業の人員等に関する基準の特例は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号)附則第五条第一項に規定する旧指定児童発達サービス事業所に係る事業を行う者であつて、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関

係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号。以下「整備法」という。）（附則第二十二條第一項の規定により整備法第五條の規定による改正後の法第二十一條の五の三第一項の指定を受けたものとみなされているものについては、平成二十七年三月三十一日までの間は、第六條第一項（児童発達支援管理責任者に係る部分に限る。）及び第二項並びに第三十二條第一項（児童発達支援管理責任者に係る部分に限る。）及び第二項の規定は、適用しない。

3 この条例の施行の際現に整備法附則第二十二條第二項の規定により整備法第五條の規定による改正後の法第二十一條の五の三第一項の指定を受けたものとみなされている者に対する第七條第三項の規定の適用については、当分の間、同項中、「言語聴覚士及び」とあるのは、「聴能訓練担当職員（聴能訓練を担当する職員をいう。）、言語機能訓練担当職員（言語機能の訓練を担当する職員をいう。）及び」とする。

指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。
平成二十四年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第九十四号

指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

目次

- 第一章 総則（第一条・第四条）
- 第二章 指定福祉型障害児入所施設（第五条・第十九条）
- 第三章 指定医療型障害児入所施設（第二十条・第二十三条）

附則
第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第二十二條の九第二項（法第二十四條の十第四項において読み替えて準用する場合を含む。）において準用する法第二十一條の五の十五第二項第一号並びに第二十四條の十二第一項及び第二項の規定に基づき、指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。
（指定障害児入所施設の指定の申請者）

第三条 法第二十四條の九第二項（法第二十四條の十第四項において読み替えて準用する場合を含む。）

む。）において準用する法第二十一條の五の十五第二項第一号の条例で定める者は、法人である者（暴力団排除条例（平成二十二年宮城県条例第六十七号）第二条第四号八に該当する者を除く。）とする。

（指定障害児入所施設等の一般原則）

第四条 指定障害児入所施設等は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「入所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。

2 指定障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立つた指定入所支援の提供に努めなければならない。

3 指定障害児入所施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 指定障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章 指定福祉型障害児入所施設

（従業者）

第五条 指定福祉型障害児入所施設（法第二十四條の二第一項に規定する指定障害児入所施設のうち法第四十二條第一号に規定する福祉型障害児入所施設であるものをいう。以下同じ。）は、規則で定める員数の嘱託医、看護師、児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者（障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として知事が定めるものをいう。以下同じ。）を有しなければならない。ただし、四十人以上の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては調理員を置かないことができる。

2 前項に規定する従業者のほか、主として自閉症児（自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童をいう。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設である場合にあっては医師を、指定福祉型障害児入所施設において、心理指導を行う必要があると認められる障害児五人以上に心理指導を行う

場合にあつては心理指導担当職員（心理指導を担当する職員をいう。以下同じ。）を、職業指導を行う場合にあつては職業指導員を有しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設が、指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定入所支援と施設障害福祉サービス（同法第五条第一項に規定する施設障害福祉サービスをいう。以下同じ。）を同一の施設において一体的に提供している場合にあつては、指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第九十六号。以下、「指定障害者支援施設基準条例」という。）第五条に規定する基準を満たすことをもつて、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（設備）

第六条 指定福祉型障害児入所施設には、居室、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を設けなければならない。ただし、三十人未満の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設であつて主として知的障害のある児童を入所させるものにあつては医務室を、三十人未満の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設であつて主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）又はろうあ児（強度の難聴児を含む。以下同じ。）を入所させるものにあつては医務室及び静養室を設けなければならない。

2 次の各号に掲げる指定福祉型障害児入所施設にあつては、前項に規定する設備のほか、当該各号に掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。

一 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 入所している障害児の年齢、適性等に応じた職業指導に必要な設備（以下、「職業指導に必要な設備」という。）

二 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備、音楽に関する設備並びに浴室及び便所の手すり、特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備

三 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備

四 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 訓練室、屋外訓練場並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備

3 指定福祉型障害児入所施設が、指定障害者支援施設の指定を受け、かつ、指定入所支援と施設障害福祉サービスを同一の施設において一体的に提供している場合にあつては、指定障害者支援施設基準条例第七条に規定する基準を満たすことをもつて、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（提供拒否の禁止）

第七条 指定福祉型障害児入所施設は、正当な理由がなく、指定入所支援の提供を拒んではならない。

（指定入所支援の取扱方針）

第八条 指定福祉型障害児入所施設は、入所支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定入所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、その提供する指定入所支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（管理者）

第九条 指定福祉型障害児入所施設には、管理者を置かなければならない。

（非常災害対策）

第十条 指定福祉型障害児入所施設には、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、非常災害時における障害児の安全の確保等のために必要な措置に関する計画を立てて、非常災害時における消防機関その他の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

（身体的拘束等の禁止）

第十一条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（以下、「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

（虐待等の禁止）

第十二条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（懲戒に係る権限の濫用禁止）

第十三条 指定福祉型障害児入所施設の長たる指定福祉型障害児入所施設の管理者は、障害児に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を

辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持義務)

第十四条 指定福祉型障害児入所施設の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者及び管理者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(利益供与等の禁止)

第十五条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十九条第十七項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(以下「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情の処理)

第十六条 指定福祉型障害児入所施設は、その提供した指定入所支援に関する障害児又は入所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

(事故発生時の対応)

第十七条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

(暴力団員等の排除)

第十八条 指定福祉型障害児入所施設の管理者その他これに準ずる者として規則で定めるものは、暴力団排除条例第二条第三号に掲げる暴力団員であつてはならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、暴力団排除条例第二条第四号イ又はロに掲げる者がその事業活動

に支配的な影響力を有するものであってはならない。

(委任)

第十九条 この章に定めるもののほか、指定福祉型障害児入所施設に関する基準は、規則で定める。

第三章 指定医療型障害児入所施設

(従業者)

第二十条 指定医療型障害児入所施設(法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設のうち法第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設であるものをいう。以下同じ。)は、規則で定める員数の病院として必要とされる従業者、児童指導員、保育士、心理指導担当職員(主として重症心身障害児を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。)、理学療法士又は作業療法士主として肢体不自由のある児童又は重症心身障害児を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。)及び児童発達支援管理責任者を有しなければならない。

2 前項に規定する従業者のほか、指定医療型障害児入所施設(主として肢体不自由のある児童を入所させるものに限る。)において職業指導を行う場合にあつては、職業指導員を有しなければならない。

3 指定医療型障害児入所施設が、療養介護(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第六項に規定する療養介護をいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービス事業者(同法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。以下同じ。)の指定を受け、かつ、指定入所支援と療養介護を同一の施設において一体的に提供している場合にあつては、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年宮城県条例第九十五号。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。)(第二十一条第一項に規定する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備)

第二十一条 指定医療型障害児入所施設には、病院として必要とされる設備、訓練室及び浴室を設けなければならない。

2 次の各号に掲げる指定医療型障害児入所施設にあつては、前項に規定する設備のほか、当該各号に掲げる指定医療型障害児入所施設の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。ただし、第一号の義肢装具を製作する設備にあつては、他に適当な設備がある場合は、これを設けないことができる。

一 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設 静養室

二 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 屋外訓練場、ギブス室、特殊手工芸等の作業を指導するのに必要な設備、義肢装具を製作する設備並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備

3 指定医療型障害児入所施設が、療養介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受け、かつ、指定入所支援と療養介護とを同一の施設において一体的に提供している場合にあつては、指定障害福祉サービス等基準条例第二十四条第一項に規定する基準を満たすことをもつて、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第二十二条 第七条から第十八条までの規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。

(委任)

第二十三条 この章に定めるもののほか、指定医療型障害児入所施設の人員等に関する基準は、規則で定める。

附則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第九十五号

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

目次

- 第一章 総則(第一条・第四条)
- 第二章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護
 - 第一節 指定居宅介護等(第五条・第十八条)
 - 第二節 基準該当居宅介護等(第十九条・第二十条)
- 第三章 療養介護(第二十一条・第二十九条)
- 第四章 生活介護
 - 第一節 指定生活介護(第三十条・第三十四条)
 - 第二節 基準該当生活介護(第三十五条・第三十六条)
- 第五章 短期入所

第一節 指定短期入所(第三十七条・第四十二条)

第二節 基準該当短期入所(第四十三条・第四十四条)

第六章 重度障害者等包括支援(第四十五条・第五十一条)

第七章 共同生活介護(第五十二条・第五十八条)

第八章 自立訓練(機能訓練)

第一節 指定自立訓練(機能訓練)(第五十九条・第六十二条)

第二節 基準該当自立訓練(機能訓練)(第六十三条・第六十四条)

第九章 自立訓練(生活訓練)

第一節 指定自立訓練(生活訓練)(第六十五条・第六十九条)

第二節 基準該当自立訓練(生活訓練)(第七十条・第七十一条)

第十章 就労移行支援(第七十二条・第七十六条)

第十一章 就労継続支援A型(第七十七条・第八十二条)

第十二章 就労継続支援B型

第一節 指定就労継続支援B型(第八十三条・第八十五条)

第二節 基準該当就労継続支援B型(第八十六条・第八十八条)

第十三章 共同生活援助(第八十九条・第九十二条)

第十四章 多機能型に関する特例(第九十三条・第九十四条)

第十五章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例(第九十五条)

第十六章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準(第九十六条・第九十七条)

附則

(趣旨)

第一条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律百二十三号、以下「法」という。)第三十条第一項第二号イ、第三十六条第三項第一号(法第三十七条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。)並びに第四十三条第一項及び第二項の規定に基づき、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者)

第三条 法第三十六条第三項第一号(法第三十七条第二項及び第四十一条第四項において準用する場

合を含む。)の条例で定める者は、法人である者又は法人でない者(当該申請に係る障害福祉サービスの種類が病院又は診療所により行われる療養介護又は短期入所である場合に限る。)であつて、暴力団排除条例(平成二十二年宮城県条例第六十七号)第二条第四号に該当する者でないものとする。

(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)

第四条 指定障害福祉サービス事業者(第三章、第四章及び第七章から第十三章までに掲げる事業を行うものに限る。)は、利用者(障害福祉サービスを利用する障害者及び障害児をいう。以下同じ。)の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下、「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は障害福祉サービスを利用する障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

第一節 指定居宅介護等

(基本方針)

第五条 居宅介護に係る指定障害福祉サービス(以下、「指定居宅介護」という。)の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業は、重度の肢体不自由者であつて常時介護を要する障害者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

3 同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障

害者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

4 行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(従業者)

第六条 指定居宅介護の事業を行う者(以下、「指定居宅介護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下、「指定居宅介護事業所」という。)ごとに、規則で定める員数の従業者(指定居宅介護の提供に当たる者として知事が定めるものをいう。以下この節において同じ。)を有しなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業者であつて専ら指定居宅介護の職務に従事するものうち規則で定める員数の者をサービス提供責任者としなければならない。

(管理者)

第七条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに管理者を置かなければならない。

(設備及び備品等)

第八条 指定居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(提供拒否の禁止)

第九条 指定居宅介護事業者は、正当な理由がなく、指定居宅介護の提供を拒んではならない。

(指定居宅介護の基本取扱方針)

第十条 指定居宅介護は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、その提供する指定居宅介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第十一条 指定居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供

をさせてはならない。

(秘密保持義務)

第十二条 指定居宅介護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護事業者は、従業者及び管理者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(利益供与等の禁止)

第十三条 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定居宅介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情の処理)

第十四条 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

(事故発生時の対応)

第十五条 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、県、市町村(特別区を含む。)、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

(暴力団員等の排除)

第十六条 指定居宅介護事業所の管理者その他これに準ずる者として規則で定めるものは、暴力団排除条例第二条第三号に掲げる暴力団員であつてはならない。

2 指定居宅介護事業所は、暴力団排除条例第二条第四号イ又はロに掲げる者がその事業活動に支配的な影響力を有するものであってはならない。
(準用)

第十七条 第六条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定重度訪問介護等」という。)(の事業について準用する。

(委任)

第十八条 この節に定めるもののほか、指定居宅介護及び指定重度訪問介護等の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

第二節 基準該当居宅介護等

(基準該当居宅介護及び基準該当重度訪問介護等に関する基準)

第十九条 居宅介護に係る基準該当障害福祉サービス(以下「基準該当居宅介護」という。)(の事業を行う者(以下「基準該当居宅介護事業者」という。)(は、従業者(基準該当居宅介護の提供に当たるとして知事が定めるものをいう。以下この節において同じ。)(に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせなければならない。ただし、同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供が規則で定める場合該当するときは、この限りでない。

2 基準該当居宅介護事業者は、前項ただし書の規定に基づき、従業者にその同居の家族である利用者に対する基準該当居宅介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向や当該利用者に係る居宅介護計画(サービス提供責任者が利用者又は障害福祉サービスを利用する障害児の保護者の日常生活全般の状況、希望等を踏まえて作成した具体的なサービスの内容等を記載した計画をいう。)(の実施状況等からみて、当該基準該当居宅介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該従業者に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じなければならない。

3 第五条第一項、第六条から第十条まで及び第十二条から第十六条までの規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第六条第二項中「常勤の従業者であつて専ら指定居宅介護の職務に従事するもの」とあるのは、「従業者」と、第八条中「専用の区画」とあるのは、「区画」と読み替えるものとする。

4 第五条第一項から第四項まで、第六条から第十条まで、第十二条から第十六条まで並びに第一項及び第二項の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービス(以下「基準該当重度訪問介護等」という。)(の事業について準用する。この場合において、第六条第二項中「常勤の従業者であつて専ら指定居宅介護の職務に従事するもの」とあるのは、「従業者」と、第八条中「専用の区画」とあるのは、「区画」と読み替えるものとする。

(委任)

第二十条 この節に定めるもののほか、基準該当居宅介護及び基準該当重度訪問介護等の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

第三章 療養介護

(基本方針)

第二十一条 療養介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定療養介護」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者自立支援法施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「省令」という。)第一条の二に規定する者に対して、当該者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(従業者)

第二十二条 指定療養介護の事業を行う者(以下「指定療養介護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定療養介護事業所」という。)ごとに、規則で定める員数の医師、看護職員(看護師、准看護師又は看護補助者をいう。)、生活支援員及びサービス管理責任者(指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として知事が定めるものをいう。以下同じ。)を有しなければならない。

2 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)

第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設をいう。以下同じ。)に係る指定障害児入所施設(同法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設をいう。以下同じ。)の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援(同項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。)とを同一の施設において一体的に提供している場合にあつては、指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年宮城県条例第九十四号。以下「指定障害児入所施設等基準条例」という。)第二十条第一項及び第二項に規定する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

3 指定療養介護事業者が、指定医療機関(児童福祉法第六条の二第三項に規定する指定医療機関をいう。)の設置者である場合であつて、療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な従業者を確保していることをもつて、第一項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第二十三条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに管理者を置かなければならない。

(設備)

第二十四条 指定療養介護事業所には、病院として必要とされる設備及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。

2 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設の指定を受け、かつ、

指定療養介護と指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供している場合にあつては、指定障害児入所施設等基準条例第二十一条第一項及び第二項に規定する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定療養介護の取扱方針)

第二十五条 指定療養介護事業者は、療養介護計画(指定療養介護に係る個別支援計画をいう。)(に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定療養介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、その提供する指定療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(非常災害対策)

第二十六条 指定療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

2 指定療養介護事業者は、非常災害時における利用者の安全の確保等のために必要な措置に関する計画を立てて、非常災害時における消防機関その他の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第二十七条 指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供に当たつては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行つてはならない。

2 指定療養介護事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(準用)

第二十八条 第九条及び第十二条から第十六条までの規定は、指定療養介護の事業について準用する。

(委任)

第二十九条 この章に定めるもののほか、指定療養介護の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

第四章 生活介護

第一節 指定生活介護

(基本方針)

第三十条 生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下、「指定生活介護」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第二条の四に規定する者に対して、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（従業者）

第三十一条 指定生活介護の事業を行う者は、当該事業を行う事業所（以下、「指定生活介護事業所」という。）ごとに、規則で定める員数の医師、看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士、生活支援員及びサービス管理責任者を有しなければならない。ただし、理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合にあつては、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

（設備）

第三十二条 指定生活介護事業所には、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。

（準用）

第三十三条 第九条、第十二条から第十六条まで、第二十三条及び第二十五条から第二十七条までの規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十五条第一項中、「療養介護計画」とあるのは、「生活介護計画」と読み替えるものとする。

（委任）

第三十四条 この節に定めるもののほか、指定生活介護の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

第二節 基準該当生活介護

（基準該当生活介護に関する基準）

第三十五条 生活介護に係る基準該当障害福祉サービス（第九十六条第一項に規定する特定基準該当生活介護を除く。以下、「基準該当生活介護」という。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第八十七号。以下、「指定居宅サービス等基準条例」という。）

第四十八条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）であつて、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第四十七条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）

を提供するものであること。

二 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第四十八条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス等基準条例第四十九条第一項に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。）の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が規則で定める面積以上であること。

三 指定通所介護事業所の従業者の員数が、規則で定める員数以上であること。

四 基準該当生活介護を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

2 規則で定める要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下、「指定地域密着型サービス基準」という。）第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（同項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前項の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については適用しない。

3 第十六条及び第二十六条の規定は、基準該当生活介護の事業について準用する。

（委任）

第三十六条 この節に定めるもののほか、基準該当生活介護の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

第五章 短期入所

第一節 指定短期入所

（基本方針）

第三十七条 短期入所に係る指定障害福祉サービス（以下、「指定短期入所」という。）の事業は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（従業者）

第三十八条 法第五条第八項に規定する施設が指定短期入所の事業を行う事業所（以下「指定短期入所事業所」という。）として当該施設と一体的に運営を行う事業所（以下「併設事業所」という。）を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、規則で定める。

2 法第五条第八項に規定する施設が、その施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下「空床利用型事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、規則で定める。

3 併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所（以下「単独型事業所」という。）は、規則で定める員数の生活支援員を有しなければならない。

（設備）

第三十九条 指定短期入所事業所は、併設事業所又は法第五条第八項に規定する施設の居室であつて、その全部又は一部が利用者に利用されていない居室を用いるものでなければならない。

2 併設事業所にあつては、当該併設事業所及び当該併設事業所と同一敷地内にある法第五条第八項に規定する施設（以下「併設本体施設」という。）の効率的な運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の入所者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備（居室を除く。）を指定短期入所の事業の用に供することができるものとする。

3 空床利用型事業所にあつては、当該施設として必要とされる設備を有すること足りるものとする。

4 単独型事業所には、居室、食堂、浴室、洗面所及び便所その他運営上必要な設備を設けなければならない。

（指定短期入所の取扱方針）

第四十条 指定短期入所は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に心じ、適切に提供されなければならない。

2 指定短期入所の事業を行う者は、その提供する指定短期入所の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（準用）

第四十一条 第七条、第九条、第十二条から第十六条まで、第二十六条及び第二十七条の規定は、指定短期入所の事業について準用する。

（委任）

第四十二条 この節に定めるもののほか、指定短期入所の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

第二節 基準該当短期入所

（基準該当短期入所に関する基準）

第四十三条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス（以下「基準該当短期入所」という。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定小規模多機能型居宅介護事業者であつて、第三十五条第二項の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令平成十五年厚生労働省令第百三十二号（第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第五項に規定する宿泊サービスをいう。以下同じ。）を提供するものであること。
- 二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける利用者の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下同じ。）を規則で定める数の範囲内とすること。
- 三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に個室（指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第二号に規定する個室をいう。以下同じ。）以外の宿泊室を設ける場合にあつては、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た面積が、概ね規則で定める面積以上であること。

- 四 基準該当短期入所の提供を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
- 2 第十六条及び第二十六条の規定は、基準該当短期入所の事業について準用する。

（委任）

第四十四条 この節に定めるもののほか、基準該当短期入所の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

第六章 重度障害者等包括支援

（基本方針）

第四十五条 重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定重度障害者等包括支援」という。）の事業は、常時介護を要する利用者であつて、その介護の必要の程度が著しく高いものが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に心じて、障害福祉サービスを包括的に提供し、生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行つものでなければならない。

（従業者）

第四十六条 指定重度障害者等包括支援の事業を行う者（以下「指定重度障害者等包括支援事業者」という。）は、当該指定重度障害者等包括支援事業者が指定を受けている指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護事業者及び第八十九条に規定する指定共同生活援助の事業を行う者を除く。次条において同じ。）又は指定障害者支援施設の従業者に関する基準を満たさなければならない。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の事業を行う事業所（以下「指定重度障害者等包括支援事業所」という。）ごとに、規則で定める員数のサービス提供責任者を有しなければならない。

（実施主体）

第四十七条 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設でなければならない。

（障害福祉サービスの提供に係る基準）

第四十八条 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあつては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年宮城県条例第九十七号）又は障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年宮城県条例第百号）に規定する基準を満たさなければならない。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に限る。）の提供をさせてはならない。

3 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（短期入所及び共同生活介護に限る。）を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあつては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、その提供する障害福祉サービスごとに、この条例に規定する基準を満たさなければならない。

（指定重度障害者等包括支援の取扱方針）

第四十九条 指定重度障害者等包括支援事業者は、重度障害者等包括支援サービス利用計画（サービス提供責任者が利用者又は障害福祉サービスを利用する障害児の日常生活全般の状況、希望等を踏まえて作成した週を単位として具体的なサービスの内容等を記載した計画をいう。）に基づき、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定重度障害者等包括支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、その提供する指定重度障害者等包括支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（準用）

第五十条 第七条から第九条まで及び第十二条から第十六条までの規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。

（委任）

第五十一条 この章に定めるもののほか、指定重度障害者等包括支援の事業に関する基準は、規則で定める。

第七章 共同生活介護

（基本方針）

第五十二条 共同生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活介護」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（従業者）

第五十三条 指定共同生活介護の事業を行う者（以下「指定共同生活介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活介護事業所」という。）ごとに、規則で定める員数の世話人、生活支援員及びサービス管理責任者を有しなければならない。

（管理者）

第五十四条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに管理者を置かなければならない。

（設備）

第五十五条 指定共同生活介護に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

2 指定共同生活介護事業所は、以上の共同生活住居を有しなければならない。

3 共同生活住居は、一以上のユニット（居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。）を有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

（指定共同生活介護の取扱方針）

第五十六条 指定共同生活介護事業者は、共同生活介護計画（指定共同生活介護に係る個別支援計画をいう。以下同じ。）に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれていた環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活介護の提供を行う場合には、共同生活介護計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活介護の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。

3 指定共同生活介護事業者は、その提供する指定共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（準用）

第五十七条 第九条、第十二条から第十六条まで、第二十六条及び第二十七条の規定は、指定共同生活介護の事業について準用する。

（委任）

第五十八条 この章に定めるもののほか、指定共同生活介護の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

第八章 自立訓練（機能訓練）

第一節 指定自立訓練（機能訓練）

（基本方針）

第五十九条 自立訓練（機能訓練）（省令第六条の六第一号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第六条の七第一号に規定する者に対して、省令第六条の六第一号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（従業者）

第六十条 指定自立訓練（機能訓練）の事業を行う者は、当該事業を行う事業所（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業所」という。）（以下「規則で定める員数の看護職員、理学療法士又は作業療法士、生活支援員及びサービス管理責任者を有しなければならない。ただし、理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合あっては、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

（準用）

第六十一条 第九条、第十二条から第十六条まで、第二十三条、第二十五条から第二十七条まで及び第三十二条の規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第二十五条第一項中「療養介護計画」とあるのは、「自立訓練（機能訓練）計画」と読み替えるものとする。

（委任）

第六十二条 この節に定めるもののほか、指定自立訓練（機能訓練）の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

第二節 基準該当自立訓練（機能訓練）

（基準該当自立訓練（機能訓練）に関する基準）

第六十三条 自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第九十六条第一項に規定する特定基準該当自立訓練（機能訓練）を除く。以下「基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業者であつて、地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護を提供するものであること。

二 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が、規則で定める面積以上であること。

三 指定通所介護事業所の従業者の員数が、規則で定める数以上であること。

四 基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

2 第十六条及び第二十六条の規定は、基準該当自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

（委任）

第六十四条 この節に定めるもののほか、基準該当自立訓練（機能訓練）の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

第九章 自立訓練（生活訓練）

第一節 指定自立訓練（生活訓練）

（基本方針）

第六十五条 自立訓練（生活訓練）（省令第六条の六第二号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）の事業は、

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第六条の七第一号に規定する者に対して省令第六条の六第二号に規定する期間にわたり、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(従業者)

第六十六条 指定自立訓練(生活訓練)の事業を行う者は、当該事業を行う事業所(以下「指定自立訓練(生活訓練)事業所」という。)ごとに、規則で定める員数の生活支援員、地域移行支援員及びサービス管理責任者を有しなければならない。

(設備)

第六十七条 指定自立訓練(生活訓練)事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。

2 指定宿泊型自立訓練(指定自立訓練(生活訓練)のうち、省令第二十五条第七号に規定する宿泊型自立訓練に係るものをいう。以下同じ。)を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所にあつては、前項に規定する設備のほか、居室及び浴室を設けなければならない。ただし、指定宿泊型自立訓練のみを行う指定自立訓練(生活訓練)事業所にあつては、同項に規定する訓練・作業室を設けないことができる。

(準用)

第六十八条 第九条、第十二条から第十六条まで、第二十三条及び第二十五条から第二十七条までの規定は、指定自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第二十五条第一項中「療養介護計画」とあるのは、「自立訓練(生活訓練)計画」と読み替えるものとする。

(委任)

第六十九条 この節に定めるもののほか、指定自立訓練(生活訓練)の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

第二節 基準該当自立訓練(生活訓練)

(基準該当自立訓練(生活訓練)に関する基準)

第七十条 自立訓練(生活訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(第九十六条第一項に規定する特定基準該当自立訓練(生活訓練)を除く。以下「基準該当自立訓練(生活訓練)」という。)の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業者であつて、地域において自立訓練(生活訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(生活訓練)を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護を提供するものであること。

二 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当自

立訓練(生活訓練)を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が、規則で定める面積以上であること。

三 指定通所介護事業所の従業者の員数が、規則で定める数以上であること。

四 基準該当自立訓練(生活訓練)を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(生活訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

2 第十六条及び第二十六条の規定は、基準該当自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。

(委任)

第七十一条 この節に定めるもののほか、基準該当自立訓練(生活訓練)の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

第十章 就労移行支援

(基本方針)

第七十二条 就労移行支援に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労移行支援」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第六条の九に規定する者に対して、省令第六条の八に規定する期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(従業者)

第七十三条 指定就労移行支援の事業を行う者は、当該事業を行う事業所(以下「指定就労移行支援事業所」という。)ごとに、規則で定める員数の職業指導員、生活支援員、就労支援員及びサービス管理責任者を有しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則(昭和二十六年文部省・厚生省令第二号)によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師の学校又は養成施設として認定されている指定就労移行支援事業所(以下「認定指定就労移行支援事業所」という。)には、規則で定める員数の職業指導員、生活支援員及びサービス管理責任者を置かなければならない。

(認定指定就労移行支援事業所の設備)

第七十四条 次条において準用する第三十二条の規定にかかわらず、認定指定就労移行支援事業所の設備の基準は、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有することとする。

(準用)

第七十五条 第九条、第十二条から第十六条まで、第二十三条、第二十五条から第二十七条まで及び第三十二条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第二十五条第一項中「療養介護計画」とあるのは、「就労移行支援計画」と読み替えるものとする。

(委任)
第七十六条 この章に定めるもののほか、指定就労移行支援の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

第十一章 就労継続支援A型

(基本方針)

第七十七条 省令第六条の十第一号に規定する就労継続支援A型に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労継続支援A型」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら同号に規定する者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(従業者)

第七十八条 指定就労継続支援A型の事業を行う者(以下「指定就労継続支援A型事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定就労継続支援A型事業所」という。)ごとに、規則で定める員数の職業指導員、生活支援員及びサービス管理責任者を有しなければならない。

(設備)

第七十九条 指定就労継続支援A型事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、指定就労継続支援A型の提供に当たって支障がない場合にあつては、訓練・作業室を設けなければならない。

(実施主体)

第八十条 指定就労継続支援A型事業者が社会福祉法人以外の者である場合は、当該指定就労継続支援A型事業者は専ら社会福祉事業を行う者でなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第一百十三号)第四十四条第一項に規定する子会社以外の者でなければならない。

(準用)

第八十一条 第九条、第十二条から第十六条まで、第二十三条及び第二十五条から第二十七条までの規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第二十五条第一項中「療養介護計画」とあるのは、「就労継続支援A型計画」と読み替えるものとする。

(委任)

第八十二条 この章に定めるもののほか、指定就労継続支援A型の事業の人員等に関する基準は、規

則で定める。

第十二章 就労継続支援B型

第一節 指定就労継続支援B型

(基本方針)

第八十三条 省令第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型(以下「就労継続支援B型」という。)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労継続支援B型」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、同号に規定する者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(準用)

第八十四条 第九条、第十二条から第十六条まで、第二十三条、第二十五条から第二十七条まで、第七十八条及び第七十九条の規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第二十五条第一項中「療養介護計画」とあるのは、「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(委任)

第八十五条 この節に定めるもののほか、指定就労継続支援B型の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

第二節 基準該当就労継続支援B型

(基準該当就労継続支援B型に関する基準)

第八十六条 就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス(第九十六条第一項に規定する特定基準該当就労継続支援B型を除く。以下「基準該当就労継続支援B型」という。)の事業を行う者(以下「基準該当就労継続支援B型事業者」という。)は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第二項第七号に掲げる授産施設又は生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第三十八条第一項第四号に掲げる授産施設を経営する者でなければならない。

2 基準該当就労継続支援B型事業者は、基準該当就労継続支援B型の事業を行う事業所(以下「基準該当就労継続支援B型事業所」という。)ごとに、保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年宮城県条例第八十一号。以下「保護施設等基準条例」という。)第二十条に規定する職員のうちから規則で定める員数の者をサービス管理責任者としなければならない。

3 基準該当就労継続支援B型事業所は、保護施設等基準条例に規定する授産施設として必要とされる設備を有しなければならない。

(準用)

第八十七条 第九条、第十二条から第十六条まで、第二十三条、第二十五条から第二十七条まで及び第八十三条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第二十五条第一項中「療養介護計画」とあるのは、「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(委任)

第八十八条 この節に定めるもののほか、基準該当就労継続支援B型の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

第十三章 共同生活援助

(基本方針)

第八十九条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス(以下「指定共同生活援助」という。)の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居において相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(従業者)

第九十条 指定共同生活援助の事業を行う者は、当該事業を行う事業所(以下「指定共同生活援助事業所」という。)ごとに、規則で定める員数の世話人及びサービス管理責任者を有しなければならない。

(準用)

第九十一条 第九条、第十二条から第十六条まで、第二十六条、第二十七条及び第五十四条から第五十六条までの規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。

(委任)

第九十二条 この章に定めるもののほか、指定共同生活援助の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

第十四章 多機能型に関する特例

(人員に関する特例)

第九十三条 多機能型(指定生活介護の事業、指定自立訓練(機能訓練)の事業、指定自立訓練(生活訓練)の事業、指定就労移行支援の事業、指定就労継続支援A型の事業及び指定就労継続支援B型の事業並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成十四年宮城県条例第九十三号)第五条に規定する指定児童発達支援の事業、同条例第二十六条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、同条例第三十一条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び同条例第二十八条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち二以上の事業を一体的に行うこと(同条例に規定する事業のみを行う場合を除く。)(をいう。)(による指定生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所(指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。)(並びに指定児童発達支援事業所(同条例第六条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。)(及び指定放課後等デイサービス事業所(同条例第三十二条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。)(以下「多機能型事業所」と総称する。)(において行われる事業の人員に関する基準の特例は、規則で定める。

第九十四条 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。

(設備に関する特例)

第十五章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例

(一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例)

第九十五条 一体型指定共同生活介護事業所等(指定共同生活介護の事業及び指定共同生活援助の事業を一体的に行う指定共同生活介護事業所及び指定共同生活援助事業所をいう。)(において行われる事業の人員等に関する基準の特例は、規則で定める。

第十六章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービス

(離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準)

第九十六条 離島その他の地域であつて知事が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるものであつて、障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することが困難なものにおける生活介護に係る基準該当障害福祉サービス(以下「特定基準該当生活介護」という。)(、自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(以下「特定基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)(、自立訓練(生活訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(以下「特定基準該当自立訓練(生活訓練)」という。)(又は就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス(以下「特定基準該当就労継続支援B型」という。)(以下「特定基準該当障害福祉サービス」と総称する。)(の事業のうち二以上の事業を一体的に行う事業者(以下「特定基準該当障害福祉サービス事業者」という。)(が当該特定基準該当障害福祉サービスの事業に関して満たすべき基準は、次項から第九項までに定めるところによる。

2 特定基準該当障害福祉サービス事業者は、特定基準該当障害福祉サービスを行う事業所(以下「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。)(ごとに、規則で定める員数の次に掲げる従業員

者を有しなければならない。

一 医師（特定基準該当生活介護を提供する事業所に限る。）

二 看護職員（特定基準該当生活介護又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所に限る。）

三 理学療法士又は作業療法士（特定基準該当生活介護を提供する事業所における利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所に限る。）

四 生活支援員

五 職業指導員（特定基準該当就労継続支援B型を提供する事業所に限る。）

六 サービス管理責任者

3 前項第三号に掲げる理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な特定基準該当障害福祉サービス事業所（特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所を除く。）は、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

4 特定基準該当障害福祉サービス事業者は、特定基準該当障害福祉サービス事業所に管理者を置かなければならない。

5 第九条、第十二条から第十六条まで、第二十五条、第二十六条及び第三十二条の規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第二十五条第一項中「療養介護計画」とあるのは、「特定基準該当障害福祉サービス計画」と読み替えるものとする。

6 第二十七条及び第三十条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当生活介護の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第二十七条第一項中「指定療養介護」とあるのは、「特定基準該当生活介護」と、第三十条中「生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）とあるのは、「特定基準該当生活介護」と読み替えるものとする。

7 第二十七条及び第五十九条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第二十七条第一項中「指定療養介護」とあるのは、「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第五十九条中「自立訓練（機能訓練）」（省令第六条の六第一号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）とあるのは、「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と読み替えるものとする。

8 第二十七条及び第六十五条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立

訓練（生活訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第二十七条第一項中「指定療養介護」とあるのは、「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第六十五条中「自立訓練（生活訓練）」（省令第六条の六第二号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）とあるのは、「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と読み替えるものとする。

9 第二十七条及び第八十三条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第二十七条第一項中「指定療養介護」とあるのは、「特定基準該当就労継続支援B型」と、第八十三条中「省令第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型（以下「就労継続支援B型」という。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援B型」という。）とあるのは、「特定基準該当就労継続支援B型」と読み替えるものとする。

（委任）

第九十七条 この章に定めるもののほか、特定基準該当障害福祉サービスの事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第九十六号

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

（趣旨）

第一条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第三十八条第三項（法第三十九条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）において準用する法第三十六条第三項第一号並びに第四十四条第一項及び第二項の規定に基づき、指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。
（指定障害者支援施設の指定の申請者）

第三条 法第三十八条第三項（法第三十九条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）において準用する法第三十六条第三項第一号の条例で定める者は、法人である者（暴力団排除条例（平成二十二年宮城県条例第六十七号）第一条第四号八に該当する者を除く。）とする。

（指定障害者支援施設の一般原則）

第四条 指定障害者支援施設は、利用者（障害福祉サービスを利用する障害者をいう。以下同じ。）の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立つた施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 指定障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

（従業者）

第五条 指定障害者支援施設は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、規則で定める員数の当該各号に定める従業者を有しなければならない。ただし、第一号及び第二号の場合において理学療法士又は作業療法士を確保することが困難なときは、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

一 生活介護を行う場合 医師、看護職員、保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。理学療法士又は作業療法士、生活支援員及びサービス管理責任者（施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として知事が定めるものをいう。以下同じ。）

二 自立訓練（機能訓練）（障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「省令」という。）第六条の六第一号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。）を行う場合 看護職員、理学療法士又は作業療法士、生活支援員及びサービス管理責任者

三 自立訓練（生活訓練）（省令第六条の六第二号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。）を行う場合 生活支援員及びサービス管理責任者

四 就労移行支援を行う場合（次号に掲げる場合を除く。） 職業指導員、生活支援員、就労支援員及びサービス管理責任者

五 あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和二十六年文

部省・厚生省令第二号）によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている指定障害者支援施設（以下「認定指定障害者支援施設」という。）が就労移行支援を行う場合 職業指導員、生活支援員及びサービス管理責任者

六 就労継続支援B型（省令第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。）を行う場合 職業指導員、生活支援員及びサービス管理責任者

七 施設入所支援を行う場合 生活支援員及びサービス管理責任者

（従業者に関する特例）

第六条 指定障害者支援施設が、福祉型障害児入所施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第四十二条第一号に規定する福祉型障害児入所施設をいう。以下同じ。）に係る指定障害児入所施設等（同法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援（同項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合にあつては、指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第九十四号。以下「指定障害児入所施設等基準条例」という。）第五条に規定する基準を満たすことをもって、前条第一号及び第七号の基準を満たしているものとみなすことができる。

（設備）

第七条 指定障害者支援施設には、訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。

2 認定指定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合にあつては、前項に規定する設備のほか、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校養成施設認定規則の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を設けなければならない。

（設備に関する特例）

第八条 指定障害者支援施設が、福祉型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設等の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供している場合にあつては、指定障害児入所施設等基準条例第六条に規定する基準を満たすことをもって、前条の基準を満たしているものとみなすことができる。

（提供拒否の禁止）

第九条 指定障害者支援施設は、正当な理由がなく、施設障害福祉サービスの提供を拒んではならない。

（施設障害福祉サービスの取扱方針）

第十条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービス計画（施設障害福祉サービスに係る個別支援計画をいう。）に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、その提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（管理者）

第十一条 指定障害者支援施設には、管理者を置かなければならない。

（非常災害対策）

第十二条 指定障害者支援施設には、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

2 指定障害者支援施設は、非常災害時における利用者の安全の確保等のために必要な措置に関する計画を立てて、非常災害時における消防機関その他の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

（身体的拘束等の禁止）

第十三条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定障害者支援施設は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

（秘密保持義務）

第十四条 指定障害者支援施設の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定障害者支援施設は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（利益供与等の禁止）

第十五条 指定障害者支援施設は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業（以下「相談支援事業」という。）を行う者若しくは他の障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定障害者支援施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定障害者支援施設は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスを行う者等又はそ

の従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情の処理）

第十六条 指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

（事故発生時の対応）

第十七条 指定障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、県、市町村（特別区を含む。）当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

（暴力団員等の排除）

第十八条 指定障害者支援施設の管理者その他これに準ずる者として規則で定めるものは、暴力団排除条例第二条第三号に掲げる暴力団員であってはならない。

2 指定障害者支援施設は、暴力団排除条例第二条第四号イ又はロに掲げる者がその事業活動に支配的な影響力を有するものであってはならない。

（委任）

第十九条 この条例に定めるもののほか、指定障害者支援施設の人員等に関する基準は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成十八年十月一日前から引き続き存する法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号。以下「旧身体障害者福祉法」という。）第二十九条に規定する身体障害者更生施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第一項の指定を受けているもの、旧身体障害者福祉法第三十条に規定する身体障害者療護施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の

十第一項の指定を受けているもの若しくは旧身体障害者福祉法第三十一条に規定する身体障害者授産施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第一項の指定を受けているもの（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第六十九号。以下「整備省令」という。）第一条の規定による廃止前の指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成十四年厚生労働省令第七十九号）第二条第三号イに規定する指定特定身体障害者入所授産施設に限る。）、法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの（整備省令第一条の規定による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成十四年厚生労働省令第八十一号。以下「旧知的障害者更生施設等指定基準」という。）第二条第一号イに規定する指定知的障害者入所更生施設に限る。）、旧知的障害者福祉法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの（旧知的障害者更生施設等指定基準第二条第二号イに規定する指定特定知的障害者入所授産施設に限る。若しくは旧知的障害者福祉法第二十一条の八に規定する知的障害者通動寮のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの又は法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百三十三号）第五十条の二第一項第一号に規定する精神障害者生活訓練施設若しくは同項第二号に規定する精神障害者授産施設（整備省令第一条の規定による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号）第二十三条第一号に規定する精神障害者通所授産施設及び同条第二号に規定する精神障害者小規模通所授産施設を除く。）において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物（同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）については、当分の間、第七条第一項に規定する多目的室を設けないことができる。

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第九十七号

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

- 第一章 総則（第一条・第三条）
- 第二章 療養介護（第四条・第十五条）
- 第三章 生活介護（第十六条・第二十一条）
- 第四章 自立訓練（機能訓練）（第二十二条・第二十五条）
- 第五章 自立訓練（生活訓練）（第二十六条・第三十条）
- 第六章 就労移行支援（第三十一条・第三十五条）
- 第七章 就労継続支援A型（第三十六条・第四十一条）
- 第八章 就労継続支援B型（第四十二条・第四十四条）
- 第九章 多機能型に関する特例（第四十五条・第四十六条）
- 附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百三十三号。以下「法」という。）第八十条第一項の規定に基づき、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（障害福祉サービス事業者の一般原則）

第三条 障害福祉サービス事業を行う者（以下「障害福祉サービス事業者」という。）（次章から第八章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者（障害福祉サービスを利用する障害者をいう。以下同じ。）の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 障害福祉サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章 療養介護

(基本方針)

第四条 療養介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「省令」という。）（第二条の二に規定する者に対して、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。）

(構造設備)

第五条 療養介護の事業を行う者（以下「療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「療養介護事業所」という。）の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(非常災害対策)

第六条 療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

2 療養介護事業者は、非常災害時における利用者の安全の確保等のために必要な措置に関する計画を立てて、非常災害時における消防機関その他の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(設備)

第七条 療養介護事業所には、病院として必要とされる設備及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。

(職員)

第八条 療養介護事業者は、療養介護事業所ごとに、規則で定める員数の管理者、医師、看護職員（看護師、准看護師又は看護補助者をいう。）、生活支援員及びサービス管理責任者（障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として知事が定めるものをいう。以下同じ。）を置かなければならない。

(療養介護の取扱方針)

第九条 療養介護事業者は、療養介護計画（療養介護に係る個別支援計画をいう。）に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、療養介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 療養介護事業者は、その提供する療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

ない。

(身体的拘束等の禁止)

第十条 療養介護事業者は、療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 療養介護事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(秘密保持義務)

第十一条 療養介護事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 療養介護事業者は、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情の処理)

第十二条 療養介護事業者は、その提供した療養介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

(事故発生時の対応)

第十三条 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

(暴力団員等の排除)

第十四条 療養介護事業所の管理者その他これに準ずる者として規則で定めるものは、暴力団排除条例（平成二十二年宮城県条例第六十七号）（第二条第三号に掲げる暴力団員であつてはならない。）

2 療養介護事業所は、暴力団排除条例第二条第四号イ又はロに掲げる者がその事業活動に支配的な影響力を有するものであつてはならない。

(委任)

第十五条 この章に定めるもののほか、療養介護の事業の設備及び運営に関する基準は、規則で定める。

第三章 生活介護

(基本方針)

第十六条 生活介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第二条の四に規定する者に対して、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(構造設備)

第十七条 生活介護の事業を行う者(以下「生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「生活介護事業所」という。)の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(設備)

第十八条 生活介護事業所には、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の支援に支障がないときは、これらの設備の一部を設けないことができる。

(職員)

第十九条 生活介護事業者は、生活介護事業所ごとに、規則で定める員数の管理者、医師、看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。)、理学療法士又は作業療法士、生活支援員及びサービス管理責任者を置かなければならない。ただし、理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合にあつては、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

(準用)

第二十条 第六条及び第九条から第十四条までの規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「療養介護計画」とあるのは、「生活介護計画」と読み替えるものとする。

(委任)

第二十一条 この章に定めるもののほか、生活介護の事業の設備及び運営に関する基準は、規則で定める。

第四章 自立訓練(機能訓練)

(基本方針)

第二十一条 自立訓練(機能訓練)(省令第六条の六第一号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第六条の七第一号に規定する者に対して、省令第六条の六第一号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(職員)

第二十三条 自立訓練(機能訓練)の事業を行う者は、当該事業を行う事業所(以下「自立訓練(機能訓練)事業所」という。)ごとに、規則で定める員数の管理者、看護職員、理学療法士又は作業療法士、生活支援員及びサービス管理責任者を置かなければならない。ただし、理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合にあつては、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

(準用)

第二十四条 第六条、第九条から第十四条まで、第十七条及び第十八条の規定は、自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「療養介護計画」とあるのは、「自立訓練(機能訓練)計画」と読み替えるものとする。

(委任)

第二十五条 この章に定めるもののほか、自立訓練(機能訓練)の事業の設備及び運営に関する基準は、規則で定める。

第五章 自立訓練(生活訓練)

(基本方針)

第二十六条 自立訓練(生活訓練)(省令第六条の六第二号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第六条の七第二号に規定する者に対して、省令第六条の六第二号に規定する期間にわたり、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(設備)

第二十七条 自立訓練(生活訓練)の事業を行う事業者(以下「自立訓練(生活訓練)事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「自立訓練(生活訓練)事業所」という。)には、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該自立訓練(生活訓練)事業所の効果的な運営

を期待することができる場合であつて、利用者の支援に支障がないときは、これらの設備の一部を設けないことができる。

2 宿泊型自立訓練(省令第二十五条第七号に規定する宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。)を行う自立訓練(生活訓練)事業所にあつては、前項に規定する設備のほか、居室及び浴室を設けなければならない。ただし、宿泊型自立訓練のみを行う自立訓練(生活訓練)事業所にあつては、同項に規定する訓練・作業室を設けないことができる。

3 宿泊型自立訓練の事業を行う者が当該事業を行う事業所の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)又は準耐火建築物(同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)でなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、規則で定める建物であつて、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認められたものについては、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(職員)

第二十八条 自立訓練(生活訓練)事業者は、自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、規則で定める員数の管理者、生活支援員、地域移行支援員及びサービス管理責任者を置かなければならない。

(準用)

第二十九条 第六条、第九条から第十四条まで及び第十七条の規定は、自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「療養介護計画」とあるのは、「自立訓練(生活訓練)計画」と読み替えるものとする。

(委任)

第三十条 この章に定めるもののほか、自立訓練(生活訓練)の事業の設備及び運営に関する基準は、規則で定める。

第六章 就労移行支援

(基本方針)

第三十一条 就労移行支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第六条の九に規定する者に対して、省令第六条の八に規定する期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(認定就労移行支援事業所の設備)

第三十二条 第三十四条において準用する第十八条の規定にかかわらず、あん摩マッサージ指圧師、

はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則(昭和二十六年文部省・厚生省令第二号)によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている就労移行支援事業所(以下「認定就労移行支援事業所」という。)の設備の基準は、同令の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有することとする。

(職員)

第三十三条 就労移行支援の事業を行う者は、当該事業を行う事業所(以下「就労移行支援事業所」という。)ごとに、規則で定める員数の管理者、職業指導員、生活支援員、就労支援員及びサービス管理責任者を置かなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、認定就労移行支援事業所には、規則で定める員数の管理者、職業指導員、生活支援員及びサービス管理責任者を置かなければならない。

(準用)

第三十四条 第六条、第九条から第十四条まで、第十七条及び第十八条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「療養介護計画」とあるのは、「就労移行支援計画」と読み替えるものとする。

(委任)

第三十五条 この章に定めるもののほか、就労移行支援の事業の設備及び運営に関する基準は、規則で定める。

第七章 就労継続支援A型

(基本方針)

第三十六条 就労継続支援A型(省令第六条の十第一号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら同号に規定する者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(設備)

第三十七条 就労継続支援A型の事業を行う者(以下「就労継続支援A型事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「就労継続支援A型事業所」という。)には、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該就労継続支援A型事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の支援に支障がないときは、これらの設備の一部を設けないことができる。

(職員)

第三十八条 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、規則で定める員数の管理者、職業指導員、生活支援員及びサービス管理責任者を置かなければならない。

(実施主体)

第三十九条 就労継続支援A型事業者が社会福祉法人以外の者である場合は、当該就労継続支援A型事業者は専ら社会福祉事業を行う者でなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第四十四条第一項に規定する子会社以外の者でなければならない。

(準用)

第四十条 第六条、第九条から第十四条まで及び第十七条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「療養介護計画」とあるのは、「就労継続支援A型計画」と読み替えるものとする。

(委任)

第四十一条 この章に定めるもののほか、就労継続支援A型の事業の設備及び運営に関する基準は、規則で定める。

第八章 就労継続支援B型

(基本方針)

第四十二条 就労継続支援B型(省令第六条の十二号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、同号に規定する者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(準用)

第四十三条 第六条、第九条から第十四条まで、第十七条、第三十七条及び第三十八条の規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「療養介護計画」とあるのは、「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(委任)

第四十四条 この章に定めるもののほか、就労継続支援B型の事業の設備及び運営に関する基準は、規則で定める。

第九章 多機能型に関する特例

(設備の特例)

第四十五条 多機能型(生活介護の事業、自立訓練(機能訓練)の事業、自立訓練(生活訓練)の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型の事業及び就労継続支援B型の事業並びに児童発達支援(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の二第二項に規定する児童発達支援をいう。)(の事業、医療型児童発達支援(同条第三項に規定する医療型児童発達支援をいう。)(の事業、放課後等デイサービス(同条第四項に規定する放課後等デイサービスをいう。)(の事業及び保育所等訪問支援(同条第五項に規定する保育所等訪問支援をいう。)(の事業のうち二以上の事業を一体的に行うこと(同法に規定する事業のみを行う場合を除く。)(をいう。)(による生活介護事業所、自立訓練(機能訓練)事業所、自立訓練(生活訓練)事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所及び就労継続支援B型事業所(就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。)(以下「多機能型事業所」と総称する。)(については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。

(委任)

第四十六条 この章に定めるもののほか、多機能型事業所において行われる事業の設備及び運営に関する基準の特例は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成十八年十月一日前から引き続き存する法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号。以下「旧身体障害者福祉法」という。)(第二十九条に規定する身体障害者更生施設、旧身体障害者福祉法第三十条に規定する身体障害者療護施設若しくは旧身体障害者福祉法第三十一条に規定する身体障害者授産施設、法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)(第五十条の二第二項第三号に掲げる精神障害者福祉ホーム又は法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号。以下「旧知的障害者福祉法」という。)(第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設、旧知的障害者福祉法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設若しくは旧知的障害者福祉法第二十一条の八に規定する知的障害者通勤寮(これらの施設のうち、同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を

変更したものを除く。)において、療養介護の事業、生活介護の事業、自立訓練(機能訓練)の事業、自立訓練(生活訓練)の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型の事業又は就労継続支援B型の事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第七条、第十八条(第二十四条及び第三十四条において準用する場合を含む。)、第二十七条第一項又は第三十七条第四十三条において準用する場合を含む。)に規定する多目的室を設けないことができる。

地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第九十八号

地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。)(第八十条第一項の規定に基づき、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(基本方針)

第三条 地域活動支援センターは、利用者(地域活動支援センターを利用する障害者及び障害児をいう。以下同じ。)が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 地域活動支援センターは、利用者又は地域活動支援センターを利用する障害児の保護者(以下「利用者等」という。)の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 地域活動支援センターは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。

4 地域活動支援センターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(非常災害対策)

第四条 地域活動支援センターには、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

2 地域活動支援センターは、非常災害時における利用者の安全の確保等のために必要な措置に関する計画を立てて、非常災害時における消防機関その他の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない。

(設備)

第五条 地域活動支援センターには、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所並びに便所を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該地域活動支援センターの効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、これらの設備の一部を設けなければならない。

(職員)

第六条 地域活動支援センターには、規則で定める員数の施設長(地域活動支援センターの長をいう。以下同じ。)及び指導員を置かなければならない。

(秘密保持義務)

第七条 地域活動支援センターの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 地域活動支援センターは、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情の処理)

第八条 地域活動支援センターは、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

(事故発生時の対応)

第九条 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

(暴力団員等の排除)

第十条 施設長その他これに準ずる者として規則で定めるものは、暴力団排除条例(平成二十二年宮城県条例第六十七号)第二条第三号に掲げる暴力団員であつてはならない。

2 地域活動支援センターは、暴力団排除条例第二条第四号イ又はロに掲げる者がその事業活動に支配的な影響力を有するものであつてはならない。

(委任)

第十一条 この条例に定めるもののほか、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第九十九号

福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第八十条第一項の規定に基づき、福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(基本方針)

第三条 福祉ホームは、利用者(福祉ホームを利用する障害者をいう。以下同じ。)が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 福祉ホームは、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立つたサービスの提供に努めなければならない。

3 福祉ホームは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。

らない。

4 福祉ホームは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(構造設備)

第四条 福祉ホームの配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 福祉ホームの建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)又は準耐火建築物(同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)でなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、規則で定める建物であつて、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたものについては、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(非常災害対策)

第五条 福祉ホームには、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

2 福祉ホームは、非常災害時における利用者の安全の確保等のために必要な措置に関する計画を立て、非常災害時における消防機関その他の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に利用者及び職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(設備)

第六条 福祉ホームには、居室、浴室、便所、管理入室及び共用室を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該福祉ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、これらの設備の一部を設けないことができる。

(職員)

第七条 福祉ホームには、管理人を置かなければならない。

(秘密保持義務)

第八条 福祉ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 福祉ホームは、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族

の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
(苦情の処理)

第九条 福祉ホームは、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
(事故発生時の対応)

第十条 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
(暴力団員等の排除)

第十一条 福祉ホームの管理人その他これに準ずる者として規則で定めるものは、暴力団排除条例平成二十二年宮城県条例第六十七号(第二条第三号に掲げる暴力団員であつてはならない)。

2 福祉ホームは、暴力団排除条例第一条第四号イ又はロに掲げる者がその事業活動に支配的な影響力を有するものであつてはならない。

(委任)

第十二条 この条例に定めるもののほか、福祉ホームの設備及び運営に関する基準は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。
平成二十四年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第百号 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)(第八十四条第一項の規定に基づき、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(障害者支援施設の一般原則)

第三条 障害者支援施設は、利用者(障害福祉サービスを利用する障害者をいう。以下同じ。)(意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。))を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 障害者支援施設は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立つた施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。
(構造設備)

第四条 障害者支援施設の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 障害者支援施設の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。)(は、耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。))又は準耐火建築物(同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。))でなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、規則で定める建物であつて、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認められたものについては、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(非常災害対策)

第五条 障害者支援施設には、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

2 障害者支援施設は、非常災害時における利用者の安全の確保等のために必要な措置に関する計画を立てて、非常災害時における消防機関その他の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(設備)

第六条 障害者支援施設には、訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室及び多目的

室その他運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該障害者支援施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の支援に支障がないときは、これらの設備の一部を設けないことができる。

2 あん摩マツサイジ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和二十六年文部省・厚生省令第二号）によりあん摩マツサイジ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている障害者支援施設（以下「認定障害者支援施設」という。）が就労移行支援を行う場合にあつては、前項に規定する設備のほか、あん摩マツサイジ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を設けなければならない。

（職員）

第七条 障害者支援施設には、施設長（障害者支援施設の長をいう。以下同じ。）のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、規則で定める員数の当該各号に定める職員を置かなければならない。ただし、第一号及び第二号の場合において理学療法士又は作業療法士を確保することが困難なときは、これらの者に代えて、日常生活を営むに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

一 生活介護を行う場合 医師、看護師、保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士、生活支援員及びサービス管理責任者（施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として知事が定めるものをいう。以下同じ。）

二 自立訓練（機能訓練）（障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「省令」という。）第六条の六第一号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。）を行う場合 看護職員、理学療法士又は作業療法士、生活支援員及びサービス管理責任者

三 自立訓練（生活訓練）（省令第六条の六第二号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。）を行う場合 生活支援員及びサービス管理責任者

四 就労移行支援を行う場合（次号に掲げる場合を除く。） 職業指導員、生活支援員、就労支援員及びサービス管理責任者

五 認定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合 職業指導員、生活支援員及びサービス管理責任者

六 就労継続支援B型（省令第六条の第十二号に規定する就労継続支援B型をいう。）を行う場合 職業指導員、生活支援員及びサービス管理責任者

七 施設入所支援を行う場合 生活支援員及びサービス管理責任者
（施設障害福祉サービスの取扱方針）

第八条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービス計画（施設障害福祉サービスに係る個別支援計画

をいう。）に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないう配慮しなければならない。

2 障害者支援施設は、その提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（身体的拘束等の禁止）

第九条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 障害者支援施設は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

（秘密保持義務）

第十条 障害者支援施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 障害者支援施設は、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情の処理）

第十一条 障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

（事故発生時の対応）

第十二条 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

（暴力団員等の排除）

第十三条 施設長その他これに準ずる者として規則で定めるものは、暴力団排除条例（平成二十二年宮城県条例第六十七号）第二条第三号に掲げる暴力団員であつてはならない。

2 障害者支援施設は、暴力団排除条例第二条第四号イ又はロに掲げる者がその事業活動に支配的な

影響力を有するものであってはならない。

(委任)

第十四条 この条例に定めるもののほか、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成十八年十月一日前から引き続き存する法附則第四十一条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号。以下「旧身体障害者福祉法」という。)(第二十九条に規定する身体障害者更生施設、旧身体障害者福祉法第三十条に規定する身体障害者療護施設若しくは旧身体障害者福祉法第三十一条に規定する身体障害者授産施設(障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成十八年厚生労働省令第六十九号。以下「整備省令」という。)(第三十一条の規定による改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準(平成十五年厚生労働省令第二十一号)(第五十条第一号に規定する身体障害者入所授産施設に限る。)(法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第二十七号。以下「旧知的障害者福祉法」という。)(第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設(整備省令第一条の規定による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準(平成十五年厚生労働省令第二十二号。以下「旧知的障害者援護施設最低基準」という。)(第二十二条第一号に規定する知的障害者入所更生施設に限る。)(旧知的障害者援護施設最低基準第四十六条第一号に規定する知的障害者入所授産施設に限る。若しくは旧知的障害者福祉法第二十一条の八に規定する知的障害者通動寮又は法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第一百二十三号)(第五十条の二第二項第一号に規定する精神障害者生活訓練施設若しくは同項第二号に規定する精神障害者授産施設(整備省令第一条の規定による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成十二年厚生省令第八十七号)(第二十三条第一号に規定する精神障害者通所授産施設及び同条第二号に規定する精神障害者小規模通所授産施設を除く。))において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物(これらの施設のつち、同日において基本的な設備が完

成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)については、当分の間、第六条第一項に規定する多目的室を設けないことができる。

職業訓練に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第一号

職業訓練に関する基準等を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。)(第十五条の六第一項ただし書及び第三項、第十九条第一項、第二十三条第一項第三号並びに第二十八条第一項の規定に基づき、法第十六条第一項の規定により県が設置する職業能力開発校及び同条第四項の規定により県が国から運営を委託された障害者職業能力開発校が行う職業訓練に関する基準等について定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(職業能力開発校等以外の施設で行うことができる職業訓練)

第三条 法第十五条の六第一項ただし書の条例で定める職業訓練は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 主として知識を習得するために行われる職業訓練であること。

二 短期課程の普通職業訓練に準ずる職業訓練であること。

三 その教科の全ての科目について簡易な設備を使用して行うことができる職業訓練であること。

(職業能力開発校等を行う職業訓練とみなすことができる職業訓練)

第四条 法第十五条の六第三項の条例で定める職業訓練は、職業を転換しようとする労働者に対する迅速かつ効果的な職業訓練であることとする。

(普通課程の訓練基準)

第五条 普通課程の普通職業訓練に係る法第十九条第一項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるとおりとする。

一 訓練の対象者 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者であること。

二 教科 その科目が将来多様な技能及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基

基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。

三 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により添削指導及び面接指導を行うこと。

四 訓練期間 一年であること。ただし、訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難しい場合には、一年以上四年以下の期間内で当該訓練を適切に行うことができることと認められる期間とすることができる。

五 訓練時間 一年につきおおむね千四百時間であり、かつ、教科の科目ごとの訓練時間を合計した時間（以下、「総訓練時間」という。）が千四百時間以上であること。ただし、訓練の実施体制等によりこれにより難しい場合には、一年につきおおむね七百時間とすることができる。

六 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。

七 訓練生の数 訓練を行う一単位につき五十人以下であること。

八 職業訓練指導員 訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数であること。

九 試験 学科試験及び実技試験に区分し、訓練期間一年以内ごとに一回行うこと。ただし、最終の回の試験は、技能照査をもって代えることができる。

（短期課程の訓練基準）

第六条 短期課程の普通職業訓練に係る法第十九条第一項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるとおりとする。

一 訓練の対象者 職業に必要な技能（高度の技能を除く。次号において同じ。）及びこれに関する知識を習得しようとする者であること。

二 教科 その科目が職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。

三 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により添削指導を行うほか、必要に応じて面接指導を行うこと。

四 訓練期間 六月（訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難しい場合にあつては、一年）以下の適切な期間であること。

五 訓練時間 総訓練時間が十二時間以上であること。

六 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。

（無料とする職業訓練）

第七条 法第二十三条第一項第二号の条例で定める職業訓練は、求職者に対して行う短期課程の職業訓練とする。

（普通職業訓練における職業訓練指導員の資格）

第八条 法第二十八条第一項の条例で定める者は、同項に規定する都道府県知事の免許を受けた者又は次の各号のいずれかに該当する者（職業訓練指導員免許を受けた者及び職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者以外の者）は、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下、「省令」という。）第三十九条第一号の厚生労働大臣が指定する講習を修了した者に限る。）とする。

一 法第二十八条第一項に規定する普通職業訓練に係る教科（以下、「教科」という。）に関し、応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者で、その後一年以上の実務の経験を有するもの

二 教科に関し、専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者で、その後三年以上の実務の経験を有するもの

三 教科に関し、学校教育法による大学を卒業した者で、その後四年以上の実務の経験を有するもの

四 教科に関し、学校教育法による短期大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後五年以上の実務の経験を有するもの

五 教科に関し、省令第四十六条の規定による職業訓練指導員試験の免除を受けることができる者

六 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として知事が定める者（委任）

第九条 この条例に定めるもののほか、職業訓練に関する基準等は、知事が別に定める。

附則 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

職業能力開発校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第百二号

職業能力開発校条例の一部を改正する条例

職業能力開発校条例（昭和四十九年宮城県条例第二号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中、「入学金」の下に、「並びに平成二十五年度分の入学金」を加える。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

農業大学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第百三十三号

農業大学校条例の一部を改正する条例

農業大学校条例（昭和五十八年宮城県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「入学金」の下に「並びに平成二十五年度分の寄宿舎料及び入学金」を加える。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

養ほう振興法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第百四十四号

養ほう振興法施行条例の一部を改正する条例

養ほう振興法施行条例（平成十二年宮城県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

養蜂振興法施行条例

第一条中「養ほう振興法」を「養蜂振興法」に改める。

第二条第一項中「養ほう振興法施行規則」を「養蜂振興法施行規則」に改める。

第三条第三号中「ほう群数」を「蜂群数」に改め、同条第五号中「はちみつ」を「蜂蜜」に改め、

同条第六号中「みつろう」を「蜜ろう」に改め、同条に次の一号を加える。

七 転飼した期間におけるローヤルゼリーの生産量

第五条中「ほう群数」を「蜂群数」に改める。

第七条を削る。

第八条第三号中「前条第一項」を「法第九条第一項」に、「同条第二項」を「同項」に改め、同条を第七条とする。

第九条中「養ほう業者」を「養蜂業者」に、「みつばち」を「蜜蜂」に改め、同条第四号中「ほう

群数」を「蜂群数」に改め、同条を第八条とする。

附 則

この条例は、平成二十五年一月一日から施行する。

県道の構造の技術的基準等を定める条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第百五十五号

県道の構造の技術的基準等を定める条例

（趣旨）
第一条 この条例は、道路法（昭和二十七年法律第八十号。以下「法」という。）第三十条第三項

及び第四十五条第三項の規定に基づき、道路を新設し、又は改築する場合における県道の構造の技術的基準等を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例において使用する用語は、法及び道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号。以下「政令」という。）において使用する用語の例による。

（道路の区分）

第三条 この条例における道路の区分は、政令第三条に定めるところによる。

2 前項に定めるもののほか、該当する級が第三種第三級の道路（平地部に存するものに限る。）は、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第三種第五級に区分することができる。

（車線等）

第四条 車道（副道、停車帯その他規則で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあつては、この限りでない。

2 道路の区分及び地方部に存する道路にあつては地形の状況に応じ、計画交通量が次の表の設計基準交通量の欄に掲げる値以下である道路の車線（付加追越車線、登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。次項において同じ。）の数は、二とする。

区 分		地 形	設計基準交通量（単位 一日につき台）
第 二 級	平 地 部		一四、〇〇〇

3 前項に規定する道路以外の道路(第二種の道路で対向車線を設けないもの並びに第三種第五級及び第四種第四級の道路を除く。)(の車線の数に四以上(交通の状況により必要がある場合を除き、二の倍数)、第二種の道路で対向車線を設けないものの車線数は二以上とし、当該道路の区分及び地方部に存する道路にあつては地形の状況に応じ、次の表に掲げる一車線当たりの設計基準交通量に対する当該道路の計画交通量の割合によつて定めるものとする。

第一種			第三種				第四種				
第三級		第四級	第三級		第二級	第四級		第一級	第二級		第三級
平地部	山地部	山地部	平地部	山地部	平地部	平地部	山地部	山地部	平地部	平地部	山地部
一四〇〇〇	一〇〇〇〇	一三〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	六〇〇〇	六〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	九〇〇〇

交差点の多い第四種の道路については、この表の設計基準交通量に〇・八を乗じた値を設計基準交通量とする。

第三級		第二級		第一級	
平地部	山地部	平地部	山地部	平地部	山地部
一一〇〇〇	一〇〇〇〇	一一〇〇〇	一〇〇〇〇	一二〇〇〇	一一〇〇〇

一車線当たりの設計基準交通量(単位:一日12時間当り)

4 車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。以下この項において同じ。)(の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車線の幅員の欄に掲げる値とするものとする。ただし、第一種第二級、第三種第一級又は第四種第一級の普通道路にあつては、交通の状況により必要がある場合においては、同欄に掲げる値に〇・二五メートルを加えた値、第一種第二級若しくは第三種の小型道路又は第二種第一級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同欄に掲げる値から〇・二五メートルを減じた値とすることができる。

第一種			第二種				第三種				第四種				
第四級		第三級	第二級		第一級	第二級		第一級	第二級		第一級	第三級		第二級	第一級
山地部	平地部	山地部	平地部	平地部	山地部	平地部	平地部	山地部	平地部	平地部	山地部	平地部	平地部	山地部	平地部
八〇〇〇	一一〇〇〇	八〇〇〇	一七〇〇〇	一八〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	八〇〇〇	六〇〇〇	六〇〇〇	五〇〇〇	一一〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇

交差点の多い第四種の道路については、この表の一車線当たりの設計基準交通量に〇・六を乗じた値を一車線当たりの設計基準交通量とする。

第一種		第二種		第三種		第四種	
第一級	第二級	第一級	第二級	第一級	第二級	第一級	第二級
三・五	三・五	三・五	三・五	三・五	三・五	三・五	三・五

車線の幅員(単位:メートル)

5 第三種第五級又は第四種第四級の普通道路の車道の幅員は、四メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第三十六条の規定により車道に狭窄部さくさくぶを設ける場合においては、三メートルとすることができる。

第 四 種				第 三 種				第 二 種				第 一 種				
級第一級及び第三級		第 一 級		第 四 級	第 三 級		第 二 級		第 二 級		第 一 級		第 四 級		第 三 級	
小型道路	普通道路	小型道路	普通道路		小型道路	普通道路	小型道路	普通道路	小型道路	普通道路	小型道路	普通道路	小型道路	普通道路	小型道路	普通道路
二・七五	三	二・七五	三・二五	二・七五	二・七五	三	二・七五	三・二五	三	三・二五	三・二五	三・二五	三	三・二五	三・二五	三・二五

(車線の分離等)

第五條 第一種又は第二種の道路(対向車線を設けない道路を除く。以下この条において同じ。)の車線は、往復の方向別に分離するものとする。車線の数が四以上であるその他の道路について、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においても、同様とする。

2 前項前段の規定にかかわらず、車線の数(登坂車線、屈折車線及び変速車線の数を除く。以下この条において同じ。)が三以下である第一種の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、その車線を往復の方向別に分離しないことができる。

3 車線を往復の方向別に分離するため必要があるときは、中央帯を設けるものとする。

4 中央帯の幅員は、当該道路の区分に応じ、次の表の中央帯の幅員の上欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、長さ百メートル以上のトンネル、長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の中央帯の幅員の下欄に掲げる値まで縮小することができる。

第 四 種	第 三 種			第 二 種		第 一 種			区 分	中央帯の幅員(単位 メートル)			
	第 四 級	第 三 級	第 二 級	第 二 級	第 一 級	第 四 級	第 三 級	第 二 級					
第 三 級	第 二 級	第 一 級	一・七五	一・七五	二・二五	三	四・五	二	一	一・二五	一・五	一・五	二

5 中央帯には、側帯を設けるものとする。

6 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の上欄に掲げる値とするものとする。ただし、第四項ただし書の規定により中央帯の幅員を縮小する道路又は箇所については、同表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。

区	分			中央帯に設ける側帯の幅員(単位メートル)					
	第一種	第二種	第三種	第一級	第二級	第三級	第四級	第五級	第六級
	第一種	第二種	第三種	第一級	第二級	第三級	第四級	第五級	第六級
	○・七五	○・七五	○・七五	○・二五	○・二五	○・二五	○・二五	○・二五	○・二五

7 中央帯のうち側帯以外の部分(以下「分離帯」という。)には、柵その他これに類する工作物を設け、又は側帯に接続して縁石線を設けるものとする。

8 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、政令第十二条の建築限界を勘案して定めるものとする。

9 同方向の車線の数が一である第一種の道路の当該車線の属する車道には、必要に応じ、付加追越車線を設けるものとする。

(副道)

第六条 車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。)の数が四以上である第三種又は第四種の

道路には、必要に応じ、副道を設けるものとする。

2 副道の幅員は、四メートルを標準とするものとする。

(路肩)

第七条 道路には、車道に接続して、路肩を設けるものとする。ただし、中央帯又は停車帯を設ける場合においては、この限りでない。

2 車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の上欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、付加追越車線、登坂車線若しくは変速車線を設ける箇所、長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。

区	分								車道の左側に設ける路肩の幅員(単位メートル)
	第一種		第二種		第三種		第四種		
	第一級	第二級	第一級	第二級	第一級	第二級	第一級	第二級	
	○・七五	○・七五	○・七五	○・七五	○・七五	○・七五	○・七五	○・七五	○・七五

3 前項の規定にかかわらず、車線を往復の方向別に分離する第一種の道路であって同方向の車線の数が一であるものの当該車線の属する車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の上欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、普通道

路のうち、長さ百メートル以上のトンネル、長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所であつて、大型の自動車の交通量が少ないものについては、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。

第四級	第二級及び第二級		区分
	小型道路	普通道路	
一・二五	二・五	一・二五	車道の左側に設ける路肩の幅員(単位メートル)
		一・七五	

4 第二項の規定にかかわらず、第十一条第一項ただし書又は第十二条第一項ただし書若しくは第二項ただし書の規定により自転車歩行者道又は歩道を設けない道路であつて歩行者又は自転車の交通の確保のために必要がある場合においては、車道の左側に設ける路肩の幅員は、一・二五メートル以上とする。ただし、付加追越車線、登坂車線若しくは変速車線を設ける箇所、長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、〇・五メートルまで縮小することができる。

5 第二項の規定にかかわらず、津波避難路(第三種(第五級を除く。))及び第四種(第四級を除く。)の道路のうち、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条第十号に規定する市町村地域防災計画又は東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第一百一十二号)第四十六条第一項に規定する復興整備計画若しくは津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第二百二十三号)第十条第一項に規定する推進計画に記載された津波に関する避難路をいう。以下同じ。)のうち、停車場、付加追越車線、登坂車線又は変速車線が設けられていない箇所については、車道幅員(車線の幅員、路肩の幅員及び停車場の幅員を合計した幅員をいう。)を八メートル以上確保するために、車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の緊急避難時に必要な路肩の幅員の欄の上欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の緊急避難時に必要な路肩の幅員の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。

6 車道の右側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値以上とするものとする。

第四種	第三種		区分
	第三級	第二級	
第一級	第二級	第三級	緊急避難時に必要な路肩の幅員(単位メートル)
普通道路	普通道路	普通道路	〇・七五
普通道路	普通道路	普通道路	一・二五
普通道路	普通道路	普通道路	〇・五
普通道路	普通道路	普通道路	〇・五

第一種	第二種		区分
	第三級及び第四級	第二級	
第一種	第二種	第三種	車道の右側に設ける路肩の幅員(単位メートル)
普通道路	普通道路	普通道路	〇・七五
普通道路	普通道路	普通道路	〇・七五
普通道路	普通道路	普通道路	〇・七五
普通道路	普通道路	普通道路	〇・七五

7 普通道路のトンネルの車道に接続する路肩(第三項本文に規定する路肩を除く。)又は小型道路のトンネルの車道の左側に設ける路肩(同項本文に規定する路肩を除く。)の幅員は、第一種第二級の道路にあつては一メートルまで、第一種第三級又は第四級の道路にあつては〇・七五メートル

まで、第三種（第五級を除く。）の普通道路にあっては〇・五メートルまで縮小することができる。
 8 副道に接続する路肩については、第二項の表第三種の項車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の上欄中「〇・七五」とあるのは、「〇・五」とし、第二項ただし書の規定は適用しない。
 9 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける道路にあっては、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために支障がない場合においては、車道に接続する路肩を設けず、又はその幅員を縮小することができる。
 10 第一種又は第二種の道路の車道に接続する路肩には、側帯を設けるものとする。
 11 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、普通道路にあっては次の表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の上欄に掲げる値と、小型道路にあっては〇・二五メートルとする。ただし、普通道路のトンネルの車道に接続する路肩に設ける側帯の幅員は、同表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の下欄に掲げる値とすることができる。

区 分	路肩に設ける側帯の幅員（単位 メートル）			
	第一種 第一級	第一種 第二級	第二種 第一級	第二種 第二級
第一種	〇・七五	〇・七五	〇・五	〇・五
第二種	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五

12 道路の主要構造部を保護するため必要がある場合においては、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して、路端寄りに路肩を設けるものとする。
 13 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合においては、当該路肩の幅員については、第二項の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄又は第六項の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値に当該路上施設を設けるのに必要な値を加えてこれらの規定を適用するものとする。
 （停車帯）
 第八条 第四種（第四級を除く。）の道路には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、車道の左端寄りに停車帯を設けるものとする。

2 停車帯の幅員は、二・五メートルとするものとする。ただし、自動車の交通量のうち大型の自動

車の交通量の占める割合が低いと認められる場合においては、一・五メートルまで縮小することができる。

（軌道敷）
 第九条 軌道敷の幅員は、軌道の単線又は複線の別に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とするものとする。

線	軌道敷の幅員（単位 メートル）	
	単線又は複線の別	線
単線	線	三
複線	線	六

（自転車道）

第十条 自動車及び自転車の交通量が多い第三種又は第四種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車道の幅員は、二メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、一・五メートルまで縮小することができる。

4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、政令第十二条の建築限界を勘案して定めるものとする。

5 自転車道の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。
 （自転車歩行者道）

第十一条 自動車の交通量が多い第三種又は第四種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては四メートル以上、その他の道路にあっては三メートル以上とするものとする。

3 横断歩道橋若しくは地下横断歩道（以下「横断歩道橋等」という。）又は路上施設を設ける自転

車歩行者道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあっては三メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあっては二メートル、並木を設ける場合にあっては一・五メートル、ベンチを設ける場合にあっては一メートル、その他の場合にあっては〇・五メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

4 自転車歩行者道の幅員は、当該道路の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(歩道)

第十二条 第四種（第四級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第三種（第五級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道を設ける第三種若しくは第四種第四級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 第三種又は第四種第四級の道路（自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては三・五メートル以上、その他の道路にあっては二メートル以上とするものとする。

4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあっては三メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあっては二メートル、並木を設ける場合にあっては一・五メートル、ベンチを設ける場合にあっては一メートル、その他の場合にあっては〇・五メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

5 歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(津波避難路に係る歩道の特例)

第十三条 津波避難路に係る前条の規定の適用については、同条第一項ただし書中「この限りでない」とあるのは、「道路の一方の側に設けることをもって足りるものとする」と、同条第二項中「には安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては」とあるのは、「には」と、同条第三項中「二メートル」とあるのは、「と」と、同条第三項中「二メートル」とあるのは、「三メートル」とする。

(歩行者の滞留の用に供する部分)

第十四条 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、横断歩道、乗合自動車停車所等に係る歩行者の滞留により歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

(積雪地域に存する道路の中央帯等の幅員)

第十五条 積雪地域に存する道路の中央帯、路肩、自転車歩行者道及び歩道の幅員は、除雪を勘案して定めるものとする。

(植樹帯)

第十六条 第四種第一級及び第二級の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の道路には、必要に応じ、植樹帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 植樹帯の幅員は、一・五メートルを標準とするものとする。

3 次に掲げる道路の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、その事情に応じ、同項の規定により定められるべき値を超える適切な値とするものとする。

一 都心部又は景勝地を通過する幹線道路の区間

二 相当数の住居が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する幹線道路の区間

4 植樹帯の植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。

(設計速度)

第十七条 道路（副道を除く。）の設計速度は、道路の区分に応じ、次の表の設計速度の欄の上欄に掲げる値とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の設計速度の欄の下欄に掲げる値とすることができる。

区 分		設計速度(単位 一時間につきキロメートル)
第一種	第二級	
第一種	第二級	100
第三級		80
第四級		60
		50

第 四 種				第 三 種				第 二 種	
第 四 級	第 三 級	第 二 級	第 一 級	第 五 級	第 四 級	第 三 級	第 二 級	第 二 級	第 一 級
四〇、三〇又は二〇	五〇、四〇又は三〇	六〇、五〇又は四〇	六〇	四〇、三〇又は二〇	五〇、四〇又は三〇	六〇、五〇又は四〇	六〇	六〇	八〇
			五〇又は四〇		二〇	三〇	五〇又は四〇	五〇又は四〇	六〇

2 副道の設計速度は、一時間につき、四十キロメートル、三十キロメートル又は二十キロメートルとする。

(車道の屈曲部)

第十八条 車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、緩和区間又は第三十六条の規定により設けられる屈曲部については、この限りでない。

(曲線半径)

第十九条 車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分(以下「車道の曲線部」という。)(の中心線の曲線半径(以下「曲線半径」という。))は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の曲線半径の欄の上欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の曲線半径の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。

設計速度(単位 一時間につきキロメートル)	曲線半径(単位 メートル)
八〇	二八〇
一〇〇	四六〇
	三八〇
	三三〇

(曲線部の片勾配)

第二十条 車道、中央帯(分離帯を除く。)及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径が極めて大きい場合を除き、当該道路の区分及び当該道路の存する地域の積雪寒冷の度に応じ、かつ、当該道路の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、次の表の最大片勾配の欄に掲げる値(第三種の道路で自転車道又は自転車歩行者道(以下「自転車道等」という。))を設けないものにあつては、六パーセント)以下で適切な値の片勾配を付するものとする。ただし、第四種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、片勾配を付さないことができる。

二〇	一五	一五〇	一二〇
三〇	三〇	一〇〇	八〇
四〇	六〇	五〇	
五〇			
六〇			

区 分 道路の存する地域 最大片勾配(単位 パーセント)

第四種	第一種、第二種及び第三種	積雪寒冷地域		六
		積雪寒冷の度が甚だしい地域	その他の地域	
	その他の地域			一〇
				八
				六

(曲線部の車線等の拡幅)

第二十一条 車道の曲線部においては、設計車両及び当該曲線部の曲線半径に応じ、車線(車線を有しない道路にあつては、車道)を適切に拡幅するものとする。ただし、第二種及び第四種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(緩和区間)

第二十二条 車道の屈曲部には、緩和区間を設けるものとする。ただし、第四種の道路の車道の屈曲

部にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 車道の曲線部において片勾配を付し、又は拡幅をする場合においては、緩和区間においてすりつけをするものとする。

3 緩和区間の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値（前項の規定によるすりつけに必要な長さが同欄に掲げる値を超える場合には、当該すりつけに必要な長さ）以上とするものとする。

設計速度（単位 一時間につきキロメートル）	緩和区間の長さ（単位 メートル）
一〇〇	八五
八〇	七〇
六〇	五〇
五〇	四〇
四〇	三五
三〇	二五
二〇	二〇

（視距等）

第二十三条 視距は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度（単位 一時間につきキロメートル）	視距（単位 メートル）
一〇〇	一六〇
八〇	一一〇
六〇	七五
五〇	五五

2 車線の数が二である道路（対向車線を設けない道路を除く。）においては、必要に応じ、自動車が追越しを行うのに十分な見通しの確保された区間を設けるものとする。

（縦断勾配）

第二十四条 車道の縦断勾配は、道路の区分及び道路の設計速度に応じ、次の表の縦断勾配の欄の上欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の縦断勾配の欄の下欄に掲げる値以下とすることができる。

二〇	二〇
三〇	三〇
四〇	四〇

第一種、第二種及び第三種

区 分	設計速度（単位 一時間につきキロメートル）	
	普通道路	小型道路
第一種、第二種及び第三種	一〇〇	三
	八〇	四
	六〇	五
	五〇	六
	四〇	七
	三〇	八
	二〇	九
	一〇〇	四
	八〇	七
	五〇	九

第 四 種												
小型道路						普通道路						
二〇	三〇	四〇	五〇	六〇	二〇	三〇	四〇	五〇	六〇	二〇	三〇	四〇
二	一	一〇	九	八	九	八	七	六	五	二	一	一〇
					一	一〇	九	八	七			

2 登坂車線の幅員は、三メートルとするものとする。

第二十五条 普通道路の縦断勾配が五パーセント（設計速度が一時間につき百キロメートルである普通道路にあつては、三パーセント）を超える車道には、必要に応じ、登坂車線を設けるものとする。

(縦断曲線)

第二十六条 車道の縦断勾配が変移する箇所には、縦断曲線を設けるものとする。

2 縦断曲線の半径は、当該道路の設計速度及び当該縦断曲線の曲線形に応じ、次の表の縦断曲線の半径の欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、設計速度が一時間につき六十キロメートルである第四種第一級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、凸形縦断曲線の半径を千メートルまで縮小することができる。

設計速度(単位 一時間につきキロメートル)	縦断曲線の長さ(単位 メートル)		設計速度(単位 一時間につきキロメートル)	縦断曲線の長さ(単位 一時間につき)		縦断曲線の曲線形	縦断曲線の半径(単位 メートル)
	凹形曲線	凸形曲線		凹形曲線	凸形曲線		
六〇			二〇	凹形曲線	凸形曲線	凹形曲線	一〇〇
八〇			三〇	凹形曲線	凸形曲線	凹形曲線	一〇〇
一〇〇			四〇	凹形曲線	凸形曲線	凹形曲線	二五〇
			五〇	凹形曲線	凸形曲線	凹形曲線	二五〇
			六〇	凹形曲線	凸形曲線	凹形曲線	四五〇
			八〇	凹形曲線	凸形曲線	凹形曲線	四五〇
			一〇〇	凹形曲線	凸形曲線	凹形曲線	七〇〇
				凹形曲線	凸形曲線	凹形曲線	八〇〇
				凹形曲線	凸形曲線	凹形曲線	一、〇〇〇
				凹形曲線	凸形曲線	凹形曲線	一、四〇〇
				凹形曲線	凸形曲線	凹形曲線	二、〇〇〇
				凹形曲線	凸形曲線	凹形曲線	三、〇〇〇
				凹形曲線	凸形曲線	凹形曲線	三、〇〇〇
				凹形曲線	凸形曲線	凹形曲線	六、五〇〇

3 縦断曲線の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とするものとする。

二〇	二〇
三〇	二五
四〇	三五
五〇	四〇

(舗 装)

第二十七条 車道、中央帯（分離帯を除く。）、車道に接続する路肩、自転車道等及び歩道は、舗装するものとする。ただし、交通量が極めて少ない等特別の理由がある場合においては、この限りでない。

2 車道及び側帯の舗装は、その設計に用いる自動車の輪荷重の基準を四十九キロ二ニュートンとし、計画交通量、自動車の重量、路床の状態、気象状況等を勘案して、自動車の安全かつ円滑な交通を確保することができるものとして規則で定める基準に適合する構造とするものとする。ただし、自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合においては、この限りでない。

3 第四種の道路（トンネルを除く。）の舗装は、当該道路の存する地域、沿道の土地利用及び自動車の交通の状況を勘案して必要がある場合においては、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(横 断 勾 配)

第二十八条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩には、片勾配を付する場合を除き、路面の種類に応じ、次の表の下欄に掲げる値を標準として横断勾配を付するものとする。

路 面 の 種 類	横断勾配（単位 パーセント）
前条第二項に規定する基準に適合する舗装道	一・五以上二以下
その他	三以上五以下

2 歩道又は自転車道等には、二パーセントを標準として横断勾配を付するものとする。

3 前条第三項本文に規定する構造の舗装道にあつては、気象状況等を勘案して路面の排水に支障がない場合においては、横断勾配を付さず、又は縮小することができる。

(合 成 勾 配)

第二十九条 合成勾配は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、設計速度が一時間につき三十キロメートル又は二十キロメートルの道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、十二・五パーセント以下とすることができる。

設計速度（単位 一時間につきキロメートル）	合成勾配（単位 パーセント）
一〇〇	一〇
八〇	一〇・五
六〇	
五〇	
四〇	一一・五
三〇	
二〇	

2 積雪寒冷の度が甚だしい地域に存する道路にあつては、合成勾配は、八パーセント以下とするものとする。

(排 水 施 設)

第三十条 道路には、排水のため必要がある場合においては、側溝、街渠、集水ますその他の適当な排水施設を設けるものとする。

(平 面 交 差 又 は 接 続)

第三十一条 道路は、駅前広場等特別の箇所を除き、同一箇所において同一平面で五以上交会させてはならない。

2 道路が同一平面で交差し、又は接続する場合には、必要に応じ、屈折車線、変速車線若しくは交通島を設け、又は隅角部を切り取り、かつ、適当な見通しができる構造とするものとする。

3 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該部分の車線、屈折車線及び変速車線を除く。の幅員は、第四種第一級の普通道路にあつては三メートルまで、第四種第二級又は第三級の普通道路にあつては二・七五メートルまで、第四種の小型道路にあつては二・五メートルまで縮小するこ

とができる。

4 屈折車線及び変速車線の幅員は、普通道路にあつては三メートル、小型道路にあつては二・五メートルを標準とするものとする。

5 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該道路の設計速度に応じ、適切にすりつけをするものとする。

(立体交差)

第三十二条 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が四以上である普通道路が相互に交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。ただし、交通の状況により不適当なとき又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないときは、この限りでない。

2 車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の数が四以上である小型道路が相互に交差する場合及び普通道路と小型道路が交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。

3 道路を立体交差とする場合においては、必要に応じ、交差する道路を相互に連結する道路（以下「連結路」という。）を設けるものとする。

4 連結路については、第四条から第七条まで、第十七条、第十九条、第二十条、第二十一条から第二十四条まで、第二十六条及び第二十九条並びに政令第十二条の規定は、適用しない。

(鉄道等との平面交差)

第三十三条 道路が鉄道又は軌道法（大正十年法律第七十六号）による新設軌道（以下「鉄道等」という。）と同一平面で交差する場合には、その交差する道路は次に定める構造とするものとする。

一 交差角は、四十五度以上とすること。

二 踏切道の両側からそれぞれ三十メートルまでの区間は、踏切道を含めて直線とし、その区間の車道の縦断勾配は、二・五パーセント以下とすること。ただし、自動車の交通量が極めて少ない箇所又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、この限りでない。

三 見通し区間の長さ（線路の最縁端軌道の中心線と車道の中心線との交点から、軌道の外方車道の中心線上五メートルの地点における一・二メートルの高さにおいて見通すことができる軌道の中心線上当該交点からの長さをいう。）は、踏切道における鉄道等の車両の最高速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とすること。ただし、踏切遮断機その他の保安設備が設置される箇所又は自動車の交通量及び鉄道等の運転回数が極めて少ない箇所については、この限りでない。

踏切道における鉄道等の車両の最高速度 (単位 一時間につきキロメートル)	見通し区間の長さ(単位 メートル)
---	-------------------

五〇未満	一一〇
五〇以上七〇未満	一六〇
七〇以上八〇未満	二〇〇
八〇以上九〇未満	二三〇
九〇以上一〇〇未満	二六〇
一〇〇以上一一〇未満	三〇〇
一一〇以上	三五〇

(待避所)

第三十四条 第三種第五級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

一 待避所相互間の距離は、三百メートル以内とすること。

二 待避所相互間の道路の大部分が待避所から見通すことができること。

三 待避所の長さは、二十メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、五メートル以上とする。

(交通安全施設)

第三十五条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

(凸部、狭窄部等)

第三十六条 第四種第四級の道路又は主として近隣に居住する者の利用に供する第三種第五級の道路には、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合においては、車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、又は車道に狭窄部若しくは屈曲部を設けるものとする。

(乗合自動車の停留所に設ける交通島)

第三十七条 自転車道、自転車歩行者道又は歩道に接続しない乗合自動車の停留所には、必要に応じ、交通島を設けるものとする。

(自動車駐車場等)

第三十八条 安全かつ円滑な交通を確保し、又は公衆の利便に資するため必要がある場合においては、自動車駐車場、自転車駐車場、乗合自動車停車所、非常駐車帯その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

(防雪施設その他の防護施設)

第三十九条 なだれ、飛雪又は積雪により交通に支障を及ぼすおそれがある箇所には、雪覆工、流雪溝、融雪施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

2 前項に規定する場合を除くほか、落石、崩壊、波浪等により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、柵、擁壁その他の適当な防護施設を設けるものとする。

(トンネル)

第四十条 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の計画交通量及びトンネルの長さに応じ、適当な換気施設を設けるものとする。

2 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の設計速度等を勘案して、適当な照明施設を設けるものとする。

3 トンネルにおける車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれがある場合においては、必要に応じ、通報施設、警報施設、消火施設その他の非常用施設を設けるものとする。

(橋、高架の道路等)

第四十一条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路は、鋼構造、コンクリート構造又はこれらに準ずる構造とするものとする。

(附帯工事等の特例)

第四十二条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、第四条から前条までの規定(第七条、第十七条、第十八条、第二十八条、第三十条、第三十五条及び第三十九条を除く。)並びに政令第四条、政令第十二条及び政令第三十五条第二項から第四項までの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(区分が変更される道路の特例)

第四十三条 県道の区域を変更し、当該変更に係る部分を市町村道とする計画がある場合において、当該県道を当該市町村道とすることにより政令第三条第二項の規定による区分が変更されることとなるときは、第四条、第五条第一項、第四項及び第六項、第七条第二項、第三項、第五項から第八項まで、第十一項及び第十三項、第八条第一項、第十一条第三項、第十二条第一項、第二項及び第四項、第十六条第一項、第十七条第一項、第二十条、第二十一条、第二十二条第一項、第二十四条、

第二十六条第二項、第二十七条第三項、第三十一条第三項、第三十四条並びに第三十六条並びに政令第三条第四項及び第五項、政令第四条並びに政令第十二条の規定の適用については、当該変更後の区分を当該県道の区分とみなす。この場合において、同条中「第三種第五級」とあるのは、「第三種第五級又は第四種第四級」と読み替えるものとする。

(小区間改築の場合の特例)

第四十四条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第四条、第五条第四項から第六項まで、第六条、第八条、第九条、第十条第三項、第十一条第二項及び第三項、第十二条第三項及び第四項、第十六条第二項及び第三項、第十九条から第二十六条まで、第二十七条第三項並びに第二十九条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第四条、第五条第三項から第五項まで、第六条、第七条第二項、

第八条、第九条、第十条第三項、第十一条第二項及び第三項、第十二条第三項及び第四項、第十六条第一項及び第三項、第二十三条第一項、第二十五条第二項、第二十七条第三項、次条第一項及び第二項並びに第四十六条第一項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)

第四十五条 自転車専用道路の幅員は三メートル以上とし、自転車歩行者専用道路の幅員は四メートル以上とするものとする。ただし、自転車専用道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、二・五メートルまで縮小することができる。

2 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路には、その各側に、当該道路の部分として、幅員〇・五メートル以上の側方余裕を確保するための部分を設けるものとする。

3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、政令第三十九条第四項に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。

4 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、自転車及び歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第三条から第四十三条まで及び前条第一項の規定(自転車歩行者専用道路にあつては、第十四条を除く。)並びに政令第四条、政令第十二

条及び政令第三十五条第二項から第四項までの規定は、適用しない。

(歩行者専用道路)

第四十六条 歩行者専用道路の幅員は、当該道路の存する地域及び歩行者の交通の状況を勘案して、

二メートル以上とするものとする。

2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、政令第四十条第三項に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。

3 歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

4 歩行者専用道路については、第三条から第十三条まで、第十五条から第四十三条まで及び第四十条第一項並びに政令第四条、政令第十二条及び政令第三十五条第二項から第四項までの規定は、適用しない。

(道路標識)

第四十七条 法第四十五条第三項に規定する県道に設ける道路標識のうち内閣府令・国土交通省令で定めるもの寸法は、道路の構造を保全し、又は交通の安全と円滑を図ることを考慮して、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の道路については、この条例の規定に適合しない部分がある場合においては、当該部分に対しては、当該規定は、適用しない。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第百六号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 歩道等(第三条・第十一条)

第三章 立体横断施設(第十二条・第十六条)

第四章 乗合自動車停留所(第十七条・第十八条)

第五章 自動車駐車場(第十九条・第二十六条)

第六章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等(第二十七条・第三十一条)

附 則

第一章 総 則

(趣旨)

第一条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号。以下「法」という。)第十条第一項の規定に基づき、県が管理する県道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 有効幅員 歩道、自転車歩行者道、立体横断施設(横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断するための立体的な施設をいう。以下同じ。)に設ける傾斜路、通路若しくは階段又は自動車駐車場の通路の幅員から、縁石、手すり、路上施設若しくは歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件若しくは施設を設置するために必要な幅員又は除雪のために必要な幅員を除いた幅員をいう。
- 二 車両乗入れ部 車両の沿道への出入りの用に供される歩道又は自転車歩行者道の部分をいう。
- 三 視覚障害者誘導用ブロック 視覚障害者に対する誘導又は段差の存在等の警告若しくは注意喚起を行うために路面に敷設されるブロックをいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、法、道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)及び道路構造令(昭和四十五年政令第三百二十号)において使用する用語の例による。

第二章 歩道等

(歩道)

第三条 道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)には、歩道を設けるものとする。

(有効幅員)

第四条 歩道の有効幅員は、県道の構造の技術的基準等を定める条例(平成二十四年宮城県条例第百五号)第十二条第三項(同条例第十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する幅員の値以上とするものとする。

2 自転車歩行者道の有効幅員は、県道の構造の技術的基準等を定める条例第十一条第二項に規定する幅員の値以上とするものとする。

3 歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（舗装）

第五条 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 歩道等の舗装は、平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

（勾配）

第六条 歩道等の縦断勾配は、五パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、八パーセント以下とすることができる。

2 歩道等（車両乗入れ部を除く。）の横断勾配は、一パーセント以下とするものとする。ただし、前条第一項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、二パーセント以下とすることができる。

（歩道等と車道等の分離）

第七条 歩道等には、車道若しくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩（以下「車道等」という。）又は自転車道に接続して縁石線を設けるものとする。

2 歩道等（車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。）に設ける縁石の車道等に対する高さは十五センチメートル以上とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めるものとする。

3 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合においては、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくは柵を設けるものとする。

（高さ）

第八条 歩道等（縁石を除く。）の車道等に対する高さは、五センチメートルを標準とするものとする。ただし、横断歩道に接続する歩道等の部分にあっては、この限りでない。

2 前項の高さは、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況を考慮して定めるものとする。（横断歩道に接続する歩道等の部分）

第九条 横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は二センチメートルを標準とするものとする。

2 前項の段差に接続する歩道等の部分は、車いすを使用している者（以下「車いす使用者」とい

う。）が円滑に転回できる構造とするものとする。

（車両乗入れ部）

第十条 第四条の規定にかかわらず、車両乗入れ部のうち第六条第二項の規定による基準を満たす部分の有効幅員は、二メートル以上とするものとする。

（排水溝）

第十一条 歩道等に排水溝を設ける場合においては、つえ、車いすの車輪等が落ちない構造の蓋を設けるものとする。

第三章 立体横断施設

（立体横断施設）

第十二条 道路には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設（以下「移動等円滑化された立体横断施設」という。）を設けるものとする。

（エレベーター及び傾斜路）

第十三条 移動等円滑化された立体横断施設には、規則で定める構造のエレベーターを設けるものとする。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、規則で定める構造の傾斜路を設けることができる。

（エスカレーター）

第十四条 前条に規定するもののほか、移動等円滑化された立体横断施設には、高齢者、障害者等の交通の状況により必要がある場合においては、規則で定める構造のエスカレーターを設けるものとする。

（通路）

第十五条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける通路は、規則で定める構造とするものとする。

（階段）

第十六条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける階段（その踊場を含む。）は、規則で定める構造とするものとする。

第四章 乗合自動車停留所

（高さ）

第十七条 乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、十五センチメートルを標準とするものとする。

（ベンチ及び上屋）

第十八条 乗合自動車停留所には、ベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、それらの機能

を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

第五章 自動車駐車場

(障害者用駐車施設)

第十九条 自動車駐車場には、規則で定める構造の障害者が円滑に利用できる駐車場の用に供する部分(以下「障害者用駐車施設」という。)を設けるものとする。

(障害者用停車施設)

第二十条 自動車駐車場の自動車の出入口又は障害者用駐車施設を設ける階には、規則で定める構造の障害者が円滑に利用できる駐車場の用に供する部分(以下「障害者用停車施設」という。)を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(出入口)

第二十一条 自動車駐車場の歩行者の出入口は、規則で定める構造とするものとする。ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。

(通路)

第二十二条 障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口から当該障害者用駐車施設に至る通路のうち一以上の通路は、規則で定める構造とするものとする。

(エレベーター及び傾斜路)

第二十三条 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階(障害者用駐車施設が設けられている階に限る。)を有する自動車駐車場には、当該階に停止する規則で定める構造のエレベーターを設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、規則で定める構造の傾斜路を設けることができる。

2 前項のエレベーターのうち一以上のエレベーターは、前条に規定する出入口に近接して設けるものとする。

(屋根)

第二十四条 屋外に設けられる自動車駐車場の障害者用駐車施設、障害者用停車施設及び第二十二条に規定する通路には、屋根を設けるものとする。

(便所)

第二十五条 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合においては、当該便所は、規則で定める構造とするものとする。

(委任)

第二十六条 この章に定めるもののほか、自動車駐車場の構造に関する基準は、規則で定める。

第六章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等

(案内標識)

第二十七条 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとする。

2 前項の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

(視覚障害者誘導用ブロック)

第二十八条 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

2 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とするものとする。

3 視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

(休憩施設)

第二十九条 歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(照明施設)

第三十条 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

2 乗合自動車停留所及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

(防雪施設)

第三十一条 歩道等及び立体横断施設において、積雪又は凍結により、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、融雪施設、流雪溝又は雪覆工を設けるものとする。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第百七号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下「法」という。）第十三条第一項の規定に基づき、県立都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(特定公園施設の設置)

第三条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する次に掲げる特定公園施設を設ける場合は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

一 園路及び広場（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）第二条第一号に規定する園路及び広場をいう。）

二 屋根付広場

三 休憩所及び管理事務所

四 野外劇場及び野外音楽堂

五 駐車場

六 便所

七 水飲場及び手洗場

八 掲示板及び標識

（一時使用目的の特定公園施設）

第四条 災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、この条例の規定によらないことができる。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第百八号

県立都市公園条例の一部を改正する条例

県立都市公園条例（昭和三十四年宮城県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「管理」を「設置及び管理」に、「第二条」を「第一条の二」に改める。

第一条中「の管理」を「の設置及び管理」に、「事項及び」を「事項並びに」に改める。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 公園の設置及び管理等

第二章中第一条の前に次の四条を加える。

(公園の設置基準)

第一条の二 法第三条第一項の条例で定める基準は、次条及び第一条の四に定めるところによる。

(県民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準)

第一条の三 公園は、県の区域内の都市公園の県民一人当たりの敷地面積を十平方メートル以上とすることを標準として設置するものとする。

(公園の配置及び規模の基準)

第一条の四 主として運動の用に供することを目的とする公園及び一の市町村の区域を超える広域の利用に供することを目的とする公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものを設置する場合には、公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めるものとする。

2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする公園等前項に規定する公園以外の公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて公園としての機能を十分に発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の設置基準)

第一条の五 法第四条第一項の条例で定める割合は、百分の二とする。

2 都市公園法施行令(昭和三十一年政令第二百九十号。以下「政令」という。)(第六条第一項第一号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の百分の十を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 政令第六条第一項第二号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の百分の二十を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

4 政令第六条第一項第三号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の百分の十を限度として同項本文又は前二項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

5 政令第六条第一項第四号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の百分の二を限度として同項本文又は前三項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第九号

県営住宅条例の一部を改正する条例

県営住宅条例(昭和三十五年宮城県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

目次中、「第一章 総則(第一条・第三条)」を「第一章 総則(第一条・第三条)」に改める。

五)

第一章の次に次の一章を加える。

第一章の二 整備の基準

(健全な地域社会の形成)

第三条の二 県営住宅及び共同施設(以下「県営住宅等」という。)は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備しなければならない。

(良好な居住環境の確保)

第三条の三 県営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならない。

(費用の縮減への配慮)

第三条の四 県営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮しなければならない。

(委任)

第三条の五 この章に定めるもののほか、県営住宅等の整備の基準は、規則で定める。

第六条第一項第三号中「規定する暴力団員」の下に「(以下「暴力団員」という。)」を加え、同条第二項から第四項までを次のように改める。

2 法第二十三条第一号イに規定する条例で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 入居者又は同居者にイからホまでのいずれかに該当する者がある場合

イ 障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第一号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

ロ 戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第六十八号)第二条第一項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

ハ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第一百七号)第十一条第一項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

ニ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して五年を経過していないもの

ホ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成十三年法律第六十三号)第二条に規定するハンセン病療養所入所者等

二 入居者が六十歳以上の者(平成十八年四月一日前に五十歳以上であつた者を含む。以下同じ。)であり、かつ、同居者のいずれもが六十歳以上の者又は十八歳未満の者である場合

三 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

四 普通県営住宅が、法第八条第一項若しくは第三項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号)第二十二条第一項の規定による国の補助に係るもの又は法第八条第一項各号のいずれかに該当する場合において県が災害により滅失した

住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合

3 法第二十三条第一号イ及びロに規定する条例で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 法第二十三条第一号イに掲げる場合 二十一万四千円（前項第四号に該当する場合において当該災害発生の日から三年を経過した後は、十五万八千円）

二 法第二十三条第一号ロに掲げる場合 十五万八千円

4 改良県営住宅に入居することができる者は、改良法第十八条に規定する者（第一項第三号に掲げる条件を具備する者に限る。）とする。

第六条に次の一項を加える。

5 前項に規定する者が改良県営住宅に入居せず、又は居住しなくなった場合は、同項の規定にかかわらず、第一項に規定する者は、改良県営住宅に入居することができる。この場合において、改良法第二十九条第一項の規定により読み替えて準用する法第二十三条第一号イ及びロに規定する条例で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 改良法第二十九条第一項の規定により読み替えて準用する法第二十三条第一号イに掲げる場合 十三万九千円

二 改良法第二十九条第一項の規定により読み替えて準用する法第二十三条第一号ロに掲げる場合 十一万四千円

第六条の二第一項第三号及び第四号を削り、同項第二号中、「（昭和四十五年法律第八十四号）」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号中、「（平成十八年四月一日前に五十歳以上であつた者を含む。）」を削り、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 前条第二項第一号ロからホまでのいずれかに該当する者

第六条の二第一項第五号を第四号とし、第六号及び第七号を削り、第八号を第五号とし、第九号から第十一号までを三号ずつ繰り上げ、同項に次の二号を加える。

九 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第二十條の規定により法第二十三条各号に掲げる条件を具備する者とみなされたもの

十 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第二十一條の規定により法第二十三条各号に掲げる条件を具備する者とみなされたもの

第六条の二第二項中、「前項第一号から第八号まで」を、「前項ただし書」に改め、同条第三項中、「第一項第一号から第八号まで」を、「第一項ただし書」に改める。

第七条第一項中、「前条第一項各号のいずれかに該当する者又は同条第三項」を、「第六条第一項又は第四項」に改める。

第二十七条第一項中、「次の各号」を、「第六条第三項各号」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「整備令第五条の規定による改正前の住宅地区改良法施行令第十二條の規定により読み替えて準用する改正前の令第六条第五項各号」を、「次条第四項各号」に改める。

第二十八条第三項中、「額は、整備令第五条の規定による改正前の住宅地区改良法施行令」を、「額は、住宅地区改良法施行令（昭和三十五年政令第百二十八号。以下この項及び次項において、「改良令」という。）に、「額が、整備令第五条の規定による改正前の住宅地区改良法施行令」を、「額が、改良令」に改め、同条第四項中「整備令第五条の規定による改正前の住宅地区改良法施行令第十三條の二第一項」を、「改良令第十三條の二第一項」に、「第六條の二第二項」を、「第六條の二第一項及び第二項」に、「整備令第五条の規定による改正前の住宅地区改良法施行令第十二條の規定により読み替えて準用する改正前の令第六条第五項第一号に定める収入の額」を、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 改良令第十三條の二第一項の規定により読み替えてその例によることとされる旧令第六条の二第一項及び第二項の法第二十三条第一号イに掲げる場合 十三万九千円

二 改良令第十三條の二第一項の規定により読み替えてその例によることとされる旧令第六条の二第一項及び第二項の法第二十三条第一号ロに掲げる場合 十一万四千円

第三十五条中、「第六條第一項」の下に、「（第三号を除く。）」を加える。

附則第十一項中、「第二十七條第一項各号」を、「第二十七條第一項」に、「第二十七條第一項第一号中、「改正前の令第六条第五項第一号」を、「第二十七條第一項中、「第六條第三項各号」に、「による改正前の令第六条第五項第一号」を、「による改正前の令第六条第五項各号」に改め、「、同項第二号中「改正前の令第六条第五項第二号」とあるのは、「平成十九年改正政令による改正前の令第六条第五項第二号」と、同項第三号中、「改正前の令第六条第五項第三号」とあるのは、「平成十九年改正政令による改正前の令第六条第五項第三号」とを削り、同項第二号中、「第六條第一項第二号」を、「第六條の二第一項第六号」に改める。

附則
この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。